


現行：第5次総合計画（前期基本計画 2021▶2025）	（案）第5次総合計画（後期基本計画 2026-2030）	備考
<p>I 安心して暮らせる環境づくり</p> <p>6 消費生活の充実</p> <p>【現状と課題】</p> <p>（消費者への情報提供等の充実）</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活が多様化するにつれてさまざまな商品・サービスが供給され、生活の利便性はますます高まっています。その一方で、商品の欠陥や巧妙化した悪質商法による被害が多発し、また、消費者金融を巡るトラブルが社会問題化しています。さらに架空請求詐欺、還付金詐欺等の被害が後を絶ちません。 便利な生活を享受する一方で、消費者が的確な判断のもとでより良い選択ができるよう、消費生活に関する情報提供を積極的に行い、意識の啓発を図る必要があります。 <p>（消費者の相談体制の充実）</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者が抱える不安やトラブルに対し、適切な相談やあっせんを行うことが必要となっています。 町のさまざまな窓口から、消費者トラブルを抱えた町民を適切に消費生活センターへ案内できる連携体制を整備する必要があります。 <p>（消費者教育の充実）</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する知識の普及や理解を深めるため、講座・講演会などを開催し、教育の充実を図る必要があります。 	<p>I 安心して暮らせる環境づくり</p> <p>6 消費生活の充実</p> <div data-bbox="1543 483 2077 588"> <p>関連するSDGs</p>  </div> <p>【現状と課題】</p> <p>（消費者への情報提供等の充実）</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>急速なデジタル化の進展は、消費者が商品・サービスのさまざまな情報を手軽に入手できることとどまらず、時間や場所が制約されないインターネット取引の普及や決済サービスの多様化等をもたらし、消費者の利便性や生活の質を大きく向上させました。その一方で、商品・サービスや取引・決済手段の選択肢の増加等、取引環境が複雑化・多様化したことに伴って、事業者とのトラブルや特殊詐欺等の被害が増加しています。デジタル社会において消費者被害に遭わずに安心して暮らすためには、消費者が的確な判断のもとでより良い選択ができるよう、消費生活に関する情報提供を積極的に行い、意識の啓発を図る必要があります。</u> <p>（消費者の相談体制の充実）</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>2010年4月から開設している聖籠町消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）では、事業者とのトラブルや被害相談に対し、適切な助言やあっせんを行っています。2022年10月からは聖籠町消費者被害防止見守りネットワーク²を設置し、町のさまざまな窓口から、消費者トラブルを抱えた町民を適切に消費生活センターへ案内できる連携体制を構築しました。今後は、自治会や老人クラブ、地域のサロンなど地域に根ざした組織との連携体制を整備し、消費者被害の未然防止や拡大防止のための見守り活動の強化を図る必要があります。</u> <p>（消費者教育の充実）</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、若年層が「契約」によって社会に主体的に参加できるようになりました。その一方で、事業者とのトラブルに巻き込まれ、消費者被害に遭う危険性が高まっています。児童生徒に対しては、トラブルを回避し、消費者として積極的な社会参加ができるように、学校における消費者教育の機会の充実を図る必要があります。</u> <u>消費生活センターでは、消費生活に関する知識の普及や理解を深めるため、各種団体からの依頼に即した出前講座を行っています。より多くの町民が消費生活について学ぶ機会が得られるよう、既存のイベントや集まり等を活用し、さらなる消費者教育の充実を図る必要があります。</u> 	

¹ あっせん：消費者と事業者間のトラブルについて、消費生活センターの相談員が間に入り、交渉をサポートすること。

² 聖籠町消費者被害防止見守りネットワーク：消費生活センター、保健福祉課、生活環境課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、新発田警察署で構成される組織で、各組織が相談窓口となり連携することで消費者被害の予防・拡大防止に努める。


第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 I 安心して暮らせる環境づくり

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026-2030)	備考																																																			
<p>【基本方針】 町民の消費者被害を防止するとともに、町民自らが消費者意識を高め行動できるよう、きめ細かな情報提供や学習機会の充実に努めるとともに、相談体制及び関係機関との連携体制などの強化充実に図りながら、消費者保護に向けた環境づくりを目指します。</p> <p>＜施策目標(分野別目標)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費者相談後の満足度</td> <td>消費生活で生じた問題の解決具合を示す指標</td> <td>相談後のアンケートで「満足」「やや満足」と回答した割合</td> <td>—</td> <td>70%</td> <td>町民課</td> </tr> <tr> <td>消費生活講座実施数</td> <td>高齢者などへの消費者トラブルを未然に防止するための取組状況を示す指標</td> <td>消費生活講座実施数</td> <td>20回(2019)</td> <td>25回</td> <td>町民課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">消費生活の充実</p> <p style="text-align: center;">➡</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <ul style="list-style-type: none"> (1) 消費者への情報提供等の充実 (2) 消費者の相談体制の充実 (3) 消費者教育の充実 </div> </div> <p>(1) 消費者への情報提供等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消費者が的確な判断でより良い選択をするため、消費生活に関する情報提供や相談窓口の充実に図ります。 <p>(2) 消費者の相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消費者が抱える不安やトラブルに対し、適切な相談やあつせんを行います。 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	消費者相談後の満足度	消費生活で生じた問題の解決具合を示す指標	相談後のアンケートで「満足」「やや満足」と回答した割合	—	70%	町民課	消費生活講座実施数	高齢者などへの消費者トラブルを未然に防止するための取組状況を示す指標	消費生活講座実施数	20回(2019)	25回	町民課	<p>【基本方針】 町民の消費者被害の予防や拡大防止に努めるとともに、町民自らが消費者意識を高め行動できるよう、きめ細かな情報提供や消費者教育の機会の充実に努めます。また、相談体制及び関係機関との連携体制などの強化充実に図りながら、消費者として安心して暮らせる環境づくりを目指します。</p> <p>＜施策目標(分野別目標)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>消費者相談体制の取組状況を示す指標</td> <td>消費者相談の件数</td> <td>106件(2024)</td> <td>90件</td> <td>町民課</td> </tr> <tr> <td>消費生活相談員のあつせん割合</td> <td>消費者相談のうち、被害防止や救済のために専門的な知識を要したトラブルの発生率を示す指標</td> <td>あつせん件数/消費者相談の件数</td> <td>10.4%(2024)</td> <td>10.0%</td> <td>町民課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">消費者教育の機会の充実と意識啓発</td> <td rowspan="2">消費者教育を目的とした取組の状況を示す指標</td> <td>広報掲載回数</td> <td>12回(2024)</td> <td>12回以上</td> <td>町民課</td> </tr> <tr> <td>イベント等での啓発活動実施回数</td> <td>1回(2024)</td> <td>3回</td> <td>町民課</td> </tr> <tr> <td>自ら消費者意識を高め、行動する町民を増やす取組の状況を示す指標</td> <td>出前講座等の参加人数</td> <td>176人(2024)</td> <td>300人</td> <td>町民課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">消費生活の充実</p> <p style="text-align: center;">➡</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <ul style="list-style-type: none"> (1) 消費者への情報提供等の充実 (2) 消費者の相談体制の充実 (3) 消費者教育の充実 </div> </div> <p>(1) 消費者への情報提供等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消費者が的確な判断でより良い選択をするため、消費生活に関する情報提供を幅広い世代に対して積極的に行い、意識の啓発を図ります。 ● 町民に対して不審な電話や訪問等に関する情報を求めるなど情報収集の強化を図り、迅速に情報提供するためSNS等の活用を検討します。 <p>(2) 消費者の相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業者とのトラブルや被害相談に対し、適切な助言やあつせんを行います。 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	相談件数	消費者相談体制の取組状況を示す指標	消費者相談の件数	106件(2024)	90件	町民課	消費生活相談員のあつせん割合	消費者相談のうち、被害防止や救済のために専門的な知識を要したトラブルの発生率を示す指標	あつせん件数/消費者相談の件数	10.4%(2024)	10.0%	町民課	消費者教育の機会の充実と意識啓発	消費者教育を目的とした取組の状況を示す指標	広報掲載回数	12回(2024)	12回以上	町民課	イベント等での啓発活動実施回数	1回(2024)	3回	町民課	自ら消費者意識を高め、行動する町民を増やす取組の状況を示す指標	出前講座等の参加人数	176人(2024)	300人	町民課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																																																
消費者相談後の満足度	消費生活で生じた問題の解決具合を示す指標	相談後のアンケートで「満足」「やや満足」と回答した割合	—	70%	町民課																																																
消費生活講座実施数	高齢者などへの消費者トラブルを未然に防止するための取組状況を示す指標	消費生活講座実施数	20回(2019)	25回	町民課																																																
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																																																
相談件数	消費者相談体制の取組状況を示す指標	消費者相談の件数	106件(2024)	90件	町民課																																																
消費生活相談員のあつせん割合	消費者相談のうち、被害防止や救済のために専門的な知識を要したトラブルの発生率を示す指標	あつせん件数/消費者相談の件数	10.4%(2024)	10.0%	町民課																																																
消費者教育の機会の充実と意識啓発	消費者教育を目的とした取組の状況を示す指標	広報掲載回数	12回(2024)	12回以上	町民課																																																
		イベント等での啓発活動実施回数	1回(2024)	3回	町民課																																																
	自ら消費者意識を高め、行動する町民を増やす取組の状況を示す指標	出前講座等の参加人数	176人(2024)	300人	町民課																																																

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 I 安心して暮らせる環境づくり

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026-2030)	備考												
<ul style="list-style-type: none"> ● 町のさまざまな窓口から、消費者トラブルを抱えた町民を適切に消費生活センターへ案内できる連携体制を整備します。 <p>(3) 消費者教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消費生活に関する知識と理解を一層深めるため、消費者教育の充実を図ります。 <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #add8e6;">主要事業名</th> <th style="background-color: #add8e6;">事業の説明</th> <th style="background-color: #add8e6;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費者行政事業</td> <td>町消費生活センターにより、相談窓口の強化を図り、消費者トラブルへの対応、消費生活相談や消費者教育の充実を図ります。</td> <td>町民課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	消費者行政事業	町消費生活センターにより、相談窓口の強化を図り、消費者トラブルへの対応、消費生活相談や消費者教育の充実を図ります。	町民課	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>自治会や老人クラブ、地域のサロンなど地域に根ざした組織との連携体制を整備し、消費者被害の予防や拡大防止のための見守り体制の強化を図ります。</u> <p>(3) 消費者教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>児童生徒に対しては、トラブルを回避し、消費者として積極的な社会参加ができるように、学校における消費者教育の機会の充実を図ります。</u> ● <u>より多くの町民が消費生活について学ぶ機会が得られるよう、既存のイベントや集まり等を活用し、さらなる消費者教育の充実を図ります。</u> <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #add8e6;">主要事業名</th> <th style="background-color: #add8e6;">事業の説明</th> <th style="background-color: #add8e6;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費者行政事業</td> <td>消費生活センターにより、相談窓口や見守り体制を強化することで消費者トラブルへの対応、被害の予防や拡大防止を図ります。また、情報収集を行い、幅広い世代に対して積極的に情報提供するとともに、消費者教育の充実等を行うことで、町民の消費者意識の啓発を図ります。</td> <td>町民課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	消費者行政事業	消費生活センターにより、相談窓口や見守り体制を強化することで消費者トラブルへの対応、被害の予防や拡大防止を図ります。また、情報収集を行い、幅広い世代に対して積極的に情報提供するとともに、消費者教育の充実等を行うことで、町民の消費者意識の啓発を図ります。	町民課	
主要事業名	事業の説明	担当課												
消費者行政事業	町消費生活センターにより、相談窓口の強化を図り、消費者トラブルへの対応、消費生活相談や消費者教育の充実を図ります。	町民課												
主要事業名	事業の説明	担当課												
消費者行政事業	消費生活センターにより、相談窓口や見守り体制を強化することで消費者トラブルへの対応、被害の予防や拡大防止を図ります。また、情報収集を行い、幅広い世代に対して積極的に情報提供するとともに、消費者教育の充実等を行うことで、町民の消費者意識の啓発を図ります。	町民課												

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 II 生涯健康に暮らせるまちづくり

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考
<p>II 生涯健康に暮らせるまちづくり</p> <p>1 健康づくりの充実</p> <p>【現状と課題】 (生涯を通じた健康づくりと環境づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化や労働環境の変化、地域環境の変化が進み、生活習慣の課題が増大しています。それに伴い、高血圧、糖尿病をはじめとする生活習慣病が増え、また、がんによる高度医療が必要な人も増加しています。そのため、町民が健康的な生活習慣を身につけ、健康寿命を延伸できるよう、妊娠期や子どもの頃から食育・食生活改善、身体活動・運動推進、禁煙・アルコールの適正摂取の推進などの一次予防(疾病の発生子防・健康づくり)に個人、家族、地域で取り組めるような対策が必要です。 また、健康に関心が薄い、健康づくりの優先度が低い人でも、聖籠町で生まれ聖籠町で生活するだけで意識しなくても健康に導かれるような環境づくりが必要です。 <p>(心の健康づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会生活を営むために必要な身体を維持するためには、身体ととも重要なものが「こころの健康」です。労働環境の変化、生活困窮、孤立した中での育児や介護、いじめ問題や家庭内・地域の中での孤立など、あらゆる社会的要因があらゆる年代のこころの健康に影響します。そのため、全ての世代の健やかな心を支える社会づくりが必要です。 <p>(町民が主体の健康づくりと健康づくり推進組織の活動強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 聖籠町健康づくり推進協議会は、1978年に設置され、本町の健康課題に沿って、町民の声と地域・学校・職場・医療から見える町民の姿、国の制度、社会情勢を各対策に反映させ、多くの町民に保健行政サービスが行き渡るよう活動しています。また、地区単位に保健推進員を配置し、食生活改善推進ボランティア組織等とも協働で健康づくり事業を展開してきました。今後も、さらに幅広く住民主体の地域での活動を展開できるようなネットワークの確立と地区組織活動の強化が課題となっています。 	<p>II 生涯健康に暮らせるまちづくり</p> <p>1 健康づくりの充実</p> <p>関連するSDGs</p>  <p>【現状と課題】 (生涯を通じた健康づくり_____)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>健康寿命の延伸及び健康格差(地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差)の縮小を実現させ、すべての町民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のためには、個人の行動と健康状態の改善、それらを促す社会環境の質の向上との関係性を念頭に取組を進めることが重要です。</u> <u>特に町の重点健康課題である高血圧・糖尿病をはじめとする生活習慣病は、妊娠期や子どもの頃から一次予防(疾病の発生子防・健康づくり)に取り組める対策がより一層必要であり、二次予防(病気の早期発見・早期治療と重症化予防)、三次予防(病気や障がいの再発や進行の抑制、社会復帰に向けた取組)と病気や障がいがある人も含め、生涯を通じた健康づくりを推進していくことが必要です。</u> <p>(こころの健康づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>こころの健康は、自分らしく生きるための重要な条件であり、個人の資質や能力だけでなく、身体状況、労働環境の変化、生活困窮、家庭内・地域の中での孤立、対人関係など多くの要因が影響します。なかでも、身体の状態とこころは相互に強く関係しており、適度な運動やバランスのとれた栄養・食生活が身体だけでなくこころの健康においても重要な基礎となります。また、十分な睡眠と休養をとり、ストレスと上手に付き合うこともこころの健康に欠かせない要素となっています。</u> <u>また、自殺の背景には様々な要因がありますが、その多くに「うつ病」があると考えられます。うつ病は多くの人がかかる可能性を持つ精神疾患であることから、こころの健康を維持するための生活やこころの病気への対応を多くの人々が理解し、自己と他者のために取り組むことが不可欠です。</u> <p>(生涯を通じた健康を支える環境づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>健康な食環境や身体活動・運動を促す環境をはじめとする自然に健康になれる環境づくりの取組を実施し、健康に関心の薄い人を含む幅広い対象に向けた健康づくりを推進することが必要です。</u> <u>また、学業や就労の場、ボランティアや地域活動など社会参加の場においても、個人の健康への取組を支える環境づくりが重要です。多様な組織が主体となって健康づくりを推進し、多面からこれらの取組を個人に促す仕組みを構築するため、地区組織や学校園、職域、医療機関、民間企業等の関係団体との連携及び協働のためのネットワークの確立と強化が必要です。</u> 	

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 II 生涯健康に暮らせるまちづくり

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																																																																								
<p>(感染症対策の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 町民をとりまく環境が大きく変わり、人の移動が広範囲になったことから、新型インフルエンザや新型コロナウイルスなど海外で発生した感染症が容易に国内で発生する時代となりました。このことから、町民の健康を守るため予防対策及び拡大防止などの感染症対策を充実させる必要があります。 <p>【基本方針】</p> <p>町民一人ひとりが健康的な生活習慣を確立し、誰もが生涯にわたり健康的に暮らせるように取り組みます。</p> <p>＜施策目標(分野別目標)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康寿命</td> <td>日常生活動作が自立している期間の平均を健康寿命とし、その延伸に向けた健康維持・増進の効果を示す指標</td> <td>介護保険要介護2以上を不健康と定義したKDBシステムより抽出</td> <td>男性77.6年 女性85.1年 (2019)</td> <td>男性79.0年 女性88.5年</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>健康づくり事業協力店数</td> <td>健康づくりのための環境づくり推進状況を示す指標</td> <td>町健康づくり事業協力店数</td> <td>2か所 (2019)</td> <td>6か所</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>保健推進員経験者数</td> <td>健康づくりの実践者・普及活動の状況を示す指標</td> <td>2020年度から2025年度までの委嘱者実数</td> <td>35人 (2020)</td> <td>60人</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>自殺者数(5年間平均自殺者数)</td> <td>自殺対策の状況を示す指標</td> <td>5年間の自殺者数の平均</td> <td>2人 (2015～2019)</td> <td>0人 (2021～2025)</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>定期予防接種率</td> <td>予防接種による町の免疫水準維持状況を示す指標</td> <td>1歳6か月までに四種混合・麻しん・風しん接種終了者割合</td> <td>四種混合96.0% 麻しん風しん95.3% (2019)</td> <td>四種混合100% 麻しん風しん100%</td> <td>保健福祉課</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	健康寿命	日常生活動作が自立している期間の平均を健康寿命とし、その延伸に向けた健康維持・増進の効果を示す指標	介護保険要介護2以上を不健康と定義したKDBシステムより抽出	男性77.6年 女性85.1年 (2019)	男性79.0年 女性88.5年	保健福祉課	健康づくり事業協力店数	健康づくりのための環境づくり推進状況を示す指標	町健康づくり事業協力店数	2か所 (2019)	6か所	保健福祉課	保健推進員経験者数	健康づくりの実践者・普及活動の状況を示す指標	2020年度から2025年度までの委嘱者実数	35人 (2020)	60人	保健福祉課	自殺者数(5年間平均自殺者数)	自殺対策の状況を示す指標	5年間の自殺者数の平均	2人 (2015～2019)	0人 (2021～2025)	保健福祉課	定期予防接種率	予防接種による町の免疫水準維持状況を示す指標	1歳6か月までに四種混合・麻しん・風しん接種終了者割合	四種混合96.0% 麻しん風しん95.3% (2019)	四種混合100% 麻しん風しん100%	保健福祉課	<p>(感染症対策と災害時健康対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 町民をとりまく環境が大きく変わり、人の移動が広範囲になったことから、新型インフルエンザや新型コロナウイルスなど海外で発生した感染症が容易に国内で発生する時代となりました。このことから、町民の健康を守るため予防対策及び拡大防止などの感染症対策を充実させる必要があります。 <u>毎年全国各地で発生している自然災害において被災地で大きな課題となっているのが健康被害であり、本町においても、いつ起きても不思議ではない自然災害に備え、平時から健康を守るための準備をしておくことが重要です。町民一人ひとりが災害により起きる健康被害と対策に関する知識を持ち、最低限の備えができるよう周知・教育することが必要です。また、被災後における関連死を防ぐために、迅速に町が関係機関と連動して対応できるよう平時から連携体制を構築する必要があります。</u> <p>【基本方針】</p> <p>町民一人ひとりが健康的な生活習慣を確立し、誰もが生涯にわたり健康的に暮らせるように取り組みます。</p> <p>＜施策目標(分野別目標)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康寿命</td> <td>日常生活動作が自立している期間の平均を健康寿命とし、その延伸に向けた健康維持・増進の効果を示す指標</td> <td>介護保険要介護2以上を不健康と定義したKDBシステム¹より抽出</td> <td>男性78.8年 女性84.2年 (2024)</td> <td>男性81年 女性87年</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>健康づくり事業協力店数</td> <td>健康づくりのための環境づくり推進状況を示す指標</td> <td>町健康づくり事業協力店数</td> <td>7か所 (2024)</td> <td>10か所</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>保健推進員経験者数</td> <td>健康づくりの実践者・普及活動の状況を示す指標</td> <td>2026年度から2030年度までの委嘱者実数</td> <td>57人 (2024)</td> <td>85人</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>自殺者数(5年間平均自殺者数)</td> <td>自殺対策の状況を示す指標</td> <td>5年間の自殺者数の平均</td> <td>1.8人 (2020～2024)</td> <td>0人 (2026～2030)</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>定期予防接種率</td> <td>予防接種による町の免疫水準維持状況を示す指標</td> <td>1歳までのBCG(結核)、2歳までの麻しん・風しん(1期)接種終了者割合</td> <td>BCG100% 麻しん風しん100% (2024)</td> <td>BCG100% 麻しん風しん100%</td> <td>保健福祉課</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	健康寿命	日常生活動作が自立している期間の平均を健康寿命とし、その延伸に向けた健康維持・増進の効果を示す指標	介護保険要介護2以上を不健康と定義したKDBシステム ¹ より抽出	男性78.8年 女性84.2年 (2024)	男性81年 女性87年	保健福祉課	健康づくり事業協力店数	健康づくりのための環境づくり推進状況を示す指標	町健康づくり事業協力店数	7か所 (2024)	10か所	保健福祉課	保健推進員経験者数	健康づくりの実践者・普及活動の状況を示す指標	2026年度から2030年度までの委嘱者実数	57人 (2024)	85人	保健福祉課	自殺者数(5年間平均自殺者数)	自殺対策の状況を示す指標	5年間の自殺者数の平均	1.8人 (2020～2024)	0人 (2026～2030)	保健福祉課	定期予防接種率	予防接種による町の免疫水準維持状況を示す指標	1歳までのBCG(結核)、2歳までの麻しん・風しん(1期)接種終了者割合	BCG100% 麻しん風しん100% (2024)	BCG100% 麻しん風しん100%	保健福祉課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																																																																					
健康寿命	日常生活動作が自立している期間の平均を健康寿命とし、その延伸に向けた健康維持・増進の効果を示す指標	介護保険要介護2以上を不健康と定義したKDBシステムより抽出	男性77.6年 女性85.1年 (2019)	男性79.0年 女性88.5年	保健福祉課																																																																					
健康づくり事業協力店数	健康づくりのための環境づくり推進状況を示す指標	町健康づくり事業協力店数	2か所 (2019)	6か所	保健福祉課																																																																					
保健推進員経験者数	健康づくりの実践者・普及活動の状況を示す指標	2020年度から2025年度までの委嘱者実数	35人 (2020)	60人	保健福祉課																																																																					
自殺者数(5年間平均自殺者数)	自殺対策の状況を示す指標	5年間の自殺者数の平均	2人 (2015～2019)	0人 (2021～2025)	保健福祉課																																																																					
定期予防接種率	予防接種による町の免疫水準維持状況を示す指標	1歳6か月までに四種混合・麻しん・風しん接種終了者割合	四種混合96.0% 麻しん風しん95.3% (2019)	四種混合100% 麻しん風しん100%	保健福祉課																																																																					
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																																																																					
健康寿命	日常生活動作が自立している期間の平均を健康寿命とし、その延伸に向けた健康維持・増進の効果を示す指標	介護保険要介護2以上を不健康と定義したKDBシステム ¹ より抽出	男性78.8年 女性84.2年 (2024)	男性81年 女性87年	保健福祉課																																																																					
健康づくり事業協力店数	健康づくりのための環境づくり推進状況を示す指標	町健康づくり事業協力店数	7か所 (2024)	10か所	保健福祉課																																																																					
保健推進員経験者数	健康づくりの実践者・普及活動の状況を示す指標	2026年度から2030年度までの委嘱者実数	57人 (2024)	85人	保健福祉課																																																																					
自殺者数(5年間平均自殺者数)	自殺対策の状況を示す指標	5年間の自殺者数の平均	1.8人 (2020～2024)	0人 (2026～2030)	保健福祉課																																																																					
定期予防接種率	予防接種による町の免疫水準維持状況を示す指標	1歳までのBCG(結核)、2歳までの麻しん・風しん(1期)接種終了者割合	BCG100% 麻しん風しん100% (2024)	BCG100% 麻しん風しん100%	保健福祉課																																																																					

¹ KDBシステム：国民健康保険者や後期高齢医療広域連合における保険事業の計画作成や実施を支援するため、国保連合会が「健診・保健指導」、「医療」、「介護」の各種データを利活用して統計情報や個人の健康に関するデータを作成するシステム。

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 II 生涯健康に暮らせるまちづくり

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考
<p>心の不調に対する適切な対処ができるように、ライフステージに応じた「心の健康づくり」の取組を学校・職域・地域と連携を強化し、推進します。</p> <p>(3) 町民が主体の健康づくりと健康づくり推進組織の活動強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「健康づくり推進協議会」「保健推進員」をはじめとした各地区組織と協働の健康づくり体制を構築するとともに、町の健康課題を即時に把握し、町民の暮らしに密着した町民主体の健康づくり事業の推進を図ります。 <p>(4) 感染症対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本は、予防接種により国民全体の免疫水準を維持してきましたが、今後も社会全体として一定の接種率を確保することが重要であり、町民に対しても、接種機会を安定的に確保することと予防接種に関する健康被害についての事実を伝え予防接種に関する正しい理解を得られるよう努め、平常時から感染症に関する知識や感染症に強い生活様式の普及啓発を図ります。 <p>また、これからも、新型インフルエンザや新型コロナウイルスだけではなく、あらゆる未知のウイルスや細菌による感染症が町民の生活への脅威となり得ることから、「聖籠町新型インフルエンザ等対策行動計画」の見直しやそれに伴う業務継続計画の策定など感染症発生に備えた対策の充実を図ります。</p>	<p><u>こころの不調に対する適切な対処ができるように、ライフステージに応じた「こころの健康づくり」の取組を学校・職域・地域と連携を強化し、推進します。</u></p> <p><u>また、引き続き過度なストレスへの対応や社会的なつながりで孤立を防ぐ対策についても取り組みます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「<u>休養</u>」、特に「<u>睡眠</u>」は、<u>心身の疲労を解消し、元の状態に戻る働き、心身の能力を自ら高める作用があります。睡眠問題の慢性化は、生活習慣病の発症や症状悪化、うつ病などの精神疾患の要因と考えられていることから、質の良い睡眠とこころの健康づくりについての普及啓発に取り組みます。</u> <p>(3) 生涯を通じた健康を支える環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「健康づくり推進協議会」「保健推進員」をはじめとした各地区組織と協働の健康づくり体制を構築するとともに、町の健康課題を即時に把握し、町民の暮らしに密着した町民主体の健康づくり事業の推進を図ります。 ● <u>地域・医療機関・民間企業やNPO等関係団体、及び学校・職域分野と連携を強化し、健康に関心が低い、健康づくりの優先度が低い方も意識しないうちから健康行動がとれ、健康状態が維持できる、または悪くならない環境づくりを推進していきます。</u> ● 温泉施設「聖籠町観音の湯ざぶ一館」をはじめ健康づくり事業協力店を増やし、生活習慣改善などの健康づくり活動に取り組みます。また、インセンティブを提供する協力企業や飲食店を増やし、健康づくり活動が継続するよう努めます。 ● 「聖籠町観音の湯ざぶ一館」は、健康増進施設として町民の健康増進に努めるとともに、町を代表する観光施設としても位置付けられていることから、<u>引き続き安定的な事業経営策の検討</u>や施設の計画的な改修に努めます。 <p>(4) 感染症対策の充実と災害時健康対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本は、予防接種により国民全体の免疫水準を維持してきましたが、今後も社会全体として一定の接種率を確保することが重要であり、町民に対しても、接種機会を安定的に確保することと予防接種に関する健康被害についての事実を伝え予防接種に関する正しい理解を得られるよう努め、平常時から感染症に関する知識や感染症に強い生活様式の普及啓発を図ります。 ● <u>新型インフルエンザや新型コロナウイルスだけではなく、あらゆる未知のウイルスや細菌による感染症が町民の生活への脅威となり得ることから、「聖籠町新型インフルエンザ等対策行動計画」の見直しやそれに伴う業務継続計画の策定など感染症発生に備えた対策の充実を図ります。</u> ● <u>いつ起きるかわからない自然災害に備え、災害関連死を防ぐために平時から災害により起きる健康被害と対策に関する知識を持てるよう普及啓発を実施します。</u> ● <u>被災後における災害関連死を防ぐために、迅速に町が対応できるよう平時から県、医療機関や関係組織との連携体制を構築します。</u> 	


² ライフステージ：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 II 生涯健康に暮らせるまちづくり

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)			(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)			備考
【主要事業】			【主要事業】			
主要事業名	事業の説明	担当課	主要事業名	事業の説明	担当課	
保健師による地区保健活動	保健師が「予防」の視点を持ちながら地区を担当し、年代に関らず全ての町民を一人ひとり、また世帯単位・集落単位で支援し、暮らしと健康を守る体制を強化します。 町の健康課題(感染症予防も含む)を住民と共有し、正しい情報を普及させるとともに、町の健康づくりを共に考える機会を自治会、育児サークル、老人クラブ、地域のお茶の間や自主グループ等と連動してつくとともに、協働で健康課題に取り組む活動を推進します。	保健福祉課	保健師による地区保健活動	保健師が「予防」の視点を持ちながら地区を担当し、年代に関わらず全ての町民を一人ひとり、また世帯単位・集落単位で支援し、暮らしと健康を守る体制を強化します。 町の健康課題(感染症予防も含む)を住民と共有し、正しい情報を普及させるとともに、町の健康づくりを共に考える機会を自治会、育児サークル、老人クラブ、地域のお茶の間や自主グループ等と連動してつくとともに、協働で健康課題に取り組む活動を推進します。	保健福祉課	
地域保健対策事業	健康づくりの実践者として、また家族、友人、地域の人々と健康づくりの輪(仲間)を広げる役割の保健推進員を担う人材を増やしていきます。 健康づくり協議会委員、保健推進員とともに、町民の総合的な健康づくりの方策と実践について審議するとともに、組織の力で健康づくり対策を推進します。	保健福祉課	地域保健対策事業	健康づくりの実践者として、また家族、友人、地域の人々と健康づくりの輪(仲間)を広げる役割の保健推進員を担う人材を増やしていきます。 健康づくり協議会委員、保健推進員とともに、町民の総合的な健康づくりの方策と実践について審議するとともに、組織の力で健康づくり対策を推進します。 <u>医療機関や民間企業、総合型地域スポーツクラブ等関係団体とも連動した健康づくり対策を講じていきます。</u>	保健福祉課	
健康づくりでポイ活事業	町民の健診受診行動や生活習慣改善行動等健康づくりの取組に対しインセンティブを提供し、健康づくりの継続を推進します。また、民間企業・飲食店等商業施設と協働で、減塩や野菜摂取、運動習慣などの健康づくり行動が取りやすい環境づくりを推進します。	保健福祉課				
教育分野と協働の健康づくり事業	保育や教育の場を通し、子どもから家庭への波及効果も念頭に置き、食育・歯の健康・心の健康づくり等について連携し、普及啓発の強化を図ります。	保健福祉課 子ども教育課	教育分野と協働の健康づくり事業	保育や教育の場を通し、子どもから家庭への波及効果も念頭に置き、食育・歯の健康・ <u>こころ</u> の健康づくり等について連携し、普及啓発の強化を図ります。	保健福祉課 教育未来課	
食育の支援事業	家庭のみでなく、地域・学校・職場の中でも豊かな食の体験を積み重ね、「食」に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるように、個々の場での取組を充実させていきます。子どもたちが農業体験を通じ、食に対する理解を深め、食文化を継承する取組を行い、地場農産物の消費拡大につながるよう支援します。	保健福祉課 子ども教育課 産業観光課	食育の支援事業	「食」に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活が実践できるよう、 <u>家庭・地域・学校園・職場での取組を支援します。また、地域の食文化が継承されるよう、地場農産物を給食に取り入れます。</u>	保健福祉課 教育未来課	
職域と連携した健康づくり事業	働き盛り年代に対する「減塩」や「バランス食」、「運動習慣」、「メンタルヘルス対策」等について職域と連携し、普及啓発の強化を図ります。	保健福祉課	職域と連携した健康づくり事業	働き盛り年代に対する「減塩」や「バランス食」、「運動習慣」、「メンタルヘルス対策」等について職域と連携し、普及啓発の強化を図ります。	保健福祉課	
自殺予防対策事業	こころの健康相談・各種生活相談に関する窓口体制を整備し、周知を図りながら関連事業を推進します。 また、保健、福祉、職域、教育など、地域の関係諸機関、事業所との連携を強化するため、自殺対策推進組織の活動を充実させるとともに、自殺予防ゲートキーパー育成を積極的に推進します。	保健福祉課	ざぶーん館施設管理事業	<u>健康増進施設として町民の健康増進に努めるとともに、にぎわいのある魅力的な観光資源として充実を図るため、安定的な事業運営の検討や施設の計画的な改修など、適切な施設管理を実施します。</u>	保健福祉課	
予防接種事業	定期予防接種は個人の健康を守るとともに、感染症の蔓延を防ぐため、接種率を高める指導・支援を強化します。また任意予防接種についても、個人の健康を守るために、接種料の一部を助成します。	保健福祉課	自殺予防対策事業	こころの健康相談・各種生活相談に関する窓口体制を整備し、周知を図りながら関連事業を推進します。 また、保健、福祉、職域、教育など、地域の関係諸機関、事業所との連携を強化するため、自殺対策推進組織の活動を充実させるとともに、 <u>自殺予防ゲートキーパー³</u> 育成を積極的に推進します。	保健福祉課	

³ 自殺予防ゲートキーパー：専門性の有無に関わらず、それぞれの立場で悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援につなぎ見守る人

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 II 生涯健康に暮らせるまちづくり


現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)		(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)		備考																				
<table border="1"> <tr> <td>感染症対策</td> <td>新型コロナウイルスなど未知のウイルスや細菌による感染症に対し、「聖籠町新型インフルエンザ等対策行動計画」の見直しやそれに伴う業務継続計画の策定など感染症発生に備えた対策を実施します。</td> <td>保健福祉課 生活環境課</td> </tr> <tr> <td>感染症拡大防止事業</td> <td>児童生徒の感染拡大防止を図るために、感染症に対応した学校の新しい生活様式の推進及び必要な環境整備を図ります。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> </table>	感染症対策	新型コロナウイルスなど未知のウイルスや細菌による感染症に対し、「聖籠町新型インフルエンザ等対策行動計画」の見直しやそれに伴う業務継続計画の策定など感染症発生に備えた対策を実施します。	保健福祉課 生活環境課	感染症拡大防止事業	児童生徒の感染拡大防止を図るために、感染症に対応した学校の新しい生活様式の推進及び必要な環境整備を図ります。	子ども教育課		<table border="1"> <tr> <td>予防接種事業</td> <td>定期予防接種は個人の健康を守るとともに、感染症の蔓延を防ぐため、接種率を高める指導・支援を強化します。また任意予防接種についても、個人の健康を守るために、接種料の一部を助成します。</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>感染症対策</td> <td>新型コロナウイルスなど未知のウイルスや細菌による感染症に対し、「聖籠町新型インフルエンザ等対策行動計画」の見直しやそれに伴う業務継続計画の策定など感染症発生に備えた対策を実施します。</td> <td>保健福祉課 生活環境課</td> </tr> <tr> <td>感染症拡大防止事業</td> <td>児童生徒の感染拡大防止を図るために、感染症に対応した学校の新しい生活様式の推進及び必要な環境整備を図ります。</td> <td>教育未来課</td> </tr> <tr> <td>災害への備え(健康分野)</td> <td>災害時に備え、個人・家族が日ごろから考え準備することができるよう、災害後の避難生活で起こり得る健康被害とその対策に関する知識を広く周知します。</td> <td>保健福祉課 生活環境課</td> </tr> <tr> <td>災害時健康対策</td> <td>災害関連死を防ぎ、被災後も平時と変わらぬ健康状態を維持できるよう、医療・保健・福祉に係る様々な団体との連携体制を平時から構築していきます。</td> <td>保健福祉課 生活環境課</td> </tr> </table>	予防接種事業	定期予防接種は個人の健康を守るとともに、感染症の蔓延を防ぐため、接種率を高める指導・支援を強化します。また任意予防接種についても、個人の健康を守るために、接種料の一部を助成します。	保健福祉課	感染症対策	新型コロナウイルスなど未知のウイルスや細菌による感染症に対し、「聖籠町新型インフルエンザ等対策行動計画」の見直しやそれに伴う業務継続計画の策定など感染症発生に備えた対策を実施します。	保健福祉課 生活環境課	感染症拡大防止事業	児童生徒の感染拡大防止を図るために、感染症に対応した学校の新しい生活様式の推進及び必要な環境整備を図ります。	教育未来課	災害への備え(健康分野)	災害時に備え、個人・家族が日ごろから考え準備することができるよう、災害後の避難生活で起こり得る健康被害とその対策に関する知識を広く周知します。	保健福祉課 生活環境課	災害時健康対策	災害関連死を防ぎ、被災後も平時と変わらぬ健康状態を維持できるよう、医療・保健・福祉に係る様々な団体との連携体制を平時から構築していきます。	保健福祉課 生活環境課	
感染症対策	新型コロナウイルスなど未知のウイルスや細菌による感染症に対し、「聖籠町新型インフルエンザ等対策行動計画」の見直しやそれに伴う業務継続計画の策定など感染症発生に備えた対策を実施します。	保健福祉課 生活環境課																						
感染症拡大防止事業	児童生徒の感染拡大防止を図るために、感染症に対応した学校の新しい生活様式の推進及び必要な環境整備を図ります。	子ども教育課																						
予防接種事業	定期予防接種は個人の健康を守るとともに、感染症の蔓延を防ぐため、接種率を高める指導・支援を強化します。また任意予防接種についても、個人の健康を守るために、接種料の一部を助成します。	保健福祉課																						
感染症対策	新型コロナウイルスなど未知のウイルスや細菌による感染症に対し、「聖籠町新型インフルエンザ等対策行動計画」の見直しやそれに伴う業務継続計画の策定など感染症発生に備えた対策を実施します。	保健福祉課 生活環境課																						
感染症拡大防止事業	児童生徒の感染拡大防止を図るために、感染症に対応した学校の新しい生活様式の推進及び必要な環境整備を図ります。	教育未来課																						
災害への備え(健康分野)	災害時に備え、個人・家族が日ごろから考え準備することができるよう、災害後の避難生活で起こり得る健康被害とその対策に関する知識を広く周知します。	保健福祉課 生活環境課																						
災害時健康対策	災害関連死を防ぎ、被災後も平時と変わらぬ健康状態を維持できるよう、医療・保健・福祉に係る様々な団体との連携体制を平時から構築していきます。	保健福祉課 生活環境課																						
<h2>2 母子保健の充実</h2> <p>【現状と課題】 (切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 出生率は県平均より高い値で、合計特殊出生率も国・県平均より高い値ではありますが、年々減少傾向にあり、本町でも少子化は進行しています。 核家族化が進み、地縁のない転入家族も増加していること、出産年齢も幅広く、多様な事情に応じた支援が必要であり、妊娠期から切れ目なく、継続的に支援を行うことが重要となっています。 <p>(子育てにかかる負担軽減策の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不妊治療希望者の増加や離婚率が高いこと、核家族化、若年家庭等家族構成等の変化に伴い、経済面の負担が多くなることから、育児不安等につながっていく家庭も少なくありません。医療費助成の充実など子育てにかかる負担を少しでも軽減させる対策が必要となっています。 <p>【基本方針】 妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組み、各事業間や関連機関との連携体制を強化し、切れ目ない支援体制を推進します。</p>		<h2>2 母子保健の充実</h2> <p>関連するSDGs</p>  <p>【現状と課題】 (切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 合計特殊出生率は国・県平均より高い値ではありますが、年々減少傾向にあり、本町でも少子化は進行しています。 核家族化が進み、地縁のない転入家族も増加していること、出産年齢も幅広く、多様な事情に応じた支援が必要であり、妊娠期から切れ目なく、継続的に支援を行うことが重要となっています。 <p>(子育てにかかる負担軽減策の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不妊治療希望者の増加や離婚率が高いこと、核家族化、若年家庭等家族構成等の変化に伴い、経済面の負担が多くなることから、育児不安等につながっていく家庭も少なくありません。医療費助成の充実など子育てにかかる負担を少しでも軽減させる対策が必要となっています。 <p>【基本方針】 妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組み、各事業間や関連機関との連携体制を強化し、切れ目ない支援体制を推進します。</p>																						

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 II 生涯健康に暮らせるまちづくり

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)						(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)						備考																								
<p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今後もこの地域で子育てをしたと思う親の割合</td> <td>母子保健・子育て支援の取組の状況を示す指標</td> <td>3歳児健康診査における「この地域で、今後も子育てをしていきたいですか」の設問に対し、「そう思う」と回答した割合</td> <td>66.2% (2019)</td> <td>70%</td> <td>保健福祉課</td> </tr> </tbody> </table>						指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	今後もこの地域で子育てをしたと思う親の割合	母子保健・子育て支援の取組の状況を示す指標	3歳児健康診査における「この地域で、今後も子育てをしていきたいですか」の設問に対し、「そう思う」と回答した割合	66.2% (2019)	70%	保健福祉課	<p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今後もこの地域で子育てをしたと思う親の割合</td> <td>母子保健・子育て支援の取組の状況を示す指標</td> <td>3歳児健康診査における「この地域で、今後も子育てをしていきたいですか」の設問に対し、「そう思う」と回答した割合</td> <td>64.5% (2024)</td> <td>80%</td> <td>保健福祉課</td> </tr> </tbody> </table>						指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	今後もこの地域で子育てをしたと思う親の割合	母子保健・子育て支援の取組の状況を示す指標	3歳児健康診査における「この地域で、今後も子育てをしていきたいですか」の設問に対し、「そう思う」と回答した割合	64.5% (2024)	80%	保健福祉課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																															
今後もこの地域で子育てをしたと思う親の割合	母子保健・子育て支援の取組の状況を示す指標	3歳児健康診査における「この地域で、今後も子育てをしていきたいですか」の設問に対し、「そう思う」と回答した割合	66.2% (2019)	70%	保健福祉課																															
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																															
今後もこの地域で子育てをしたと思う親の割合	母子保健・子育て支援の取組の状況を示す指標	3歳児健康診査における「この地域で、今後も子育てをしていきたいですか」の設問に対し、「そう思う」と回答した割合	64.5% (2024)	80%	保健福祉課																															
<p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">母子保健の充実</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">➡</div> <div> (1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 (2) 子育てにかかる負担軽減策の充実 </div> </div>						<p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">母子保健の充実</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">➡</div> <div> (1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 (2) 子育てにかかる負担軽減策の充実 </div> </div>																														
<p>(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 誰もが安心して、妊娠、出産、子育てができるよう、「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、妊娠期から出産、子どもの成長発達に沿って、その時々にかかるさまざまな課題や不安、家族の暮らしと健康まで全て切れ目なく、総合的に支援する体制づくりを推進します。 						<p>(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 誰もが安心して、妊娠、出産、子育てができるよう、<u>母子保健・児童福祉の一体的な支援体制を強化したこども家庭センターを充実させ</u>、妊娠期から出産、子どもの成長発達に沿って、その時々にかかるさまざまな課題や不安、家族の暮らしと健康まで全て切れ目なく、総合的に支援する体制づくりを推進します。 																														
<p>(2) 子育てにかかる負担軽減策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 町独自の妊産婦医療費助成制度や、子ども医療費助成事業では対象者を高校生まで拡充するなど、医療を受けやすい体制を整備し、疾病の早期発見と早期治療を促し、健康の増進と経済的負担の軽減を図ります。また、各種任意予防接種の助成も充実させ、感染症予防に対する意識向上も併せて推進します。 						<p>(2) 子育てにかかる負担軽減策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 町独自の妊産婦医療費助成事業や、<u>高校卒業までの医療費を無償化する子ども医療費助成事業の継続により</u>、医療を受けやすい体制を整備し、疾病の早期発見と早期治療を促し、健康の増進と経済的負担の軽減を図ります。また、各種任意予防接種の助成も充実させ、感染症予防に対する意識向上も併せて推進します。 																														
<p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師による地区保健活動</td> <td>保健師が「予防」の視点を持ちながら地区を担当し、年代に関らず全ての町民を一人ひとり、また世帯単位・集落単位で支援し、暮らしと健康を守る体制を強化します。 2か月児全数訪問や転入児訪問など何も問題が無いことから、全ての子どもとその家庭とつながり、顔のわかる関係性を築き、相談しやすい体制を強化します。</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>子育て世代包括支援センター事業</td> <td>各種支援事業の参加率・利用率の向上、乳幼児健診受診率 100%を目指すとともに、町の課題、社会情勢に沿った支援事業を推進していきます。地区担当保健師は、子ども家庭相談センター等関係機関と連携し、妊娠期から子育て期(児童・生徒期も含む)にわたり全ての子育て世代を把握し、つながり、相談しやすい体制とさまざまな課題に対応できる個別支援を強化して、誰もが安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援</td> <td>保健福祉課 子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table>						主要事業名	事業の説明	担当課	保健師による地区保健活動	保健師が「予防」の視点を持ちながら地区を担当し、年代に関らず全ての町民を一人ひとり、また世帯単位・集落単位で支援し、暮らしと健康を守る体制を強化します。 2か月児全数訪問や転入児訪問など何も問題が無いことから、全ての子どもとその家庭とつながり、顔のわかる関係性を築き、相談しやすい体制を強化します。	保健福祉課	子育て世代包括支援センター事業	各種支援事業の参加率・利用率の向上、乳幼児健診受診率 100%を目指すとともに、町の課題、社会情勢に沿った支援事業を推進していきます。地区担当保健師は、子ども家庭相談センター等関係機関と連携し、妊娠期から子育て期(児童・生徒期も含む)にわたり全ての子育て世代を把握し、つながり、相談しやすい体制とさまざまな課題に対応できる個別支援を強化して、誰もが安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援	保健福祉課 子ども教育課	<p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師による地区保健活動</td> <td>保健師が「予防」の視点を持ちながら地区を担当し、年代に関らず全ての町民を一人ひとり、また世帯単位・集落単位で支援し、暮らしと健康を守る体制を強化します。 2か月児全数訪問や転入児訪問などにおいて、<u>発達課題や子育て不安等の有無に関わらず</u>、全ての子どもとその家庭とつながり、顔のわかる関係性を築き、相談しやすい体制を強化します。</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td><u>こども家庭センターにおける一体的支援</u></td> <td>各種支援事業の参加率・利用率の向上、乳幼児健診受診率 100%を目指すとともに、町の課題、社会情勢に沿った支援事業を推進していきます。地区担当保健師は、<u>こどもソーシャルワーカー等関係専門職</u>・関係機関と連携し、妊娠期から子育て期(児童・生徒期も含む)にわたり全ての子育て世代を把握し、つながり、相談しやすい体制とさまざまな課題に対応できる個別支援を強化して、誰もが安心して妊娠、出産、子育てが</td> <td>保健福祉課 教育未来課</td> </tr> </tbody> </table>						主要事業名	事業の説明	担当課	保健師による地区保健活動	保健師が「予防」の視点を持ちながら地区を担当し、年代に関らず全ての町民を一人ひとり、また世帯単位・集落単位で支援し、暮らしと健康を守る体制を強化します。 2か月児全数訪問や転入児訪問などにおいて、 <u>発達課題や子育て不安等の有無に関わらず</u> 、全ての子どもとその家庭とつながり、顔のわかる関係性を築き、相談しやすい体制を強化します。	保健福祉課	<u>こども家庭センターにおける一体的支援</u>	各種支援事業の参加率・利用率の向上、乳幼児健診受診率 100%を目指すとともに、町の課題、社会情勢に沿った支援事業を推進していきます。地区担当保健師は、 <u>こどもソーシャルワーカー等関係専門職</u> ・関係機関と連携し、妊娠期から子育て期(児童・生徒期も含む)にわたり全ての子育て世代を把握し、つながり、相談しやすい体制とさまざまな課題に対応できる個別支援を強化して、誰もが安心して妊娠、出産、子育てが	保健福祉課 教育未来課							
主要事業名	事業の説明	担当課																																		
保健師による地区保健活動	保健師が「予防」の視点を持ちながら地区を担当し、年代に関らず全ての町民を一人ひとり、また世帯単位・集落単位で支援し、暮らしと健康を守る体制を強化します。 2か月児全数訪問や転入児訪問など何も問題が無いことから、全ての子どもとその家庭とつながり、顔のわかる関係性を築き、相談しやすい体制を強化します。	保健福祉課																																		
子育て世代包括支援センター事業	各種支援事業の参加率・利用率の向上、乳幼児健診受診率 100%を目指すとともに、町の課題、社会情勢に沿った支援事業を推進していきます。地区担当保健師は、子ども家庭相談センター等関係機関と連携し、妊娠期から子育て期(児童・生徒期も含む)にわたり全ての子育て世代を把握し、つながり、相談しやすい体制とさまざまな課題に対応できる個別支援を強化して、誰もが安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援	保健福祉課 子ども教育課																																		
主要事業名	事業の説明	担当課																																		
保健師による地区保健活動	保健師が「予防」の視点を持ちながら地区を担当し、年代に関らず全ての町民を一人ひとり、また世帯単位・集落単位で支援し、暮らしと健康を守る体制を強化します。 2か月児全数訪問や転入児訪問などにおいて、 <u>発達課題や子育て不安等の有無に関わらず</u> 、全ての子どもとその家庭とつながり、顔のわかる関係性を築き、相談しやすい体制を強化します。	保健福祉課																																		
<u>こども家庭センターにおける一体的支援</u>	各種支援事業の参加率・利用率の向上、乳幼児健診受診率 100%を目指すとともに、町の課題、社会情勢に沿った支援事業を推進していきます。地区担当保健師は、 <u>こどもソーシャルワーカー等関係専門職</u> ・関係機関と連携し、妊娠期から子育て期(児童・生徒期も含む)にわたり全ての子育て世代を把握し、つながり、相談しやすい体制とさまざまな課題に対応できる個別支援を強化して、誰もが安心して妊娠、出産、子育てが	保健福祉課 教育未来課																																		

⁴ こどもソーシャルワーカー：国家資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」とは異なり、問題を抱えている子どもについて、置かれている環境やその子の特徴などを考慮しながら、他の学校職員や関係機関、子どもの家庭と連携して問題を解決していく活動を行う、従前より町単独で配置している社会福祉専門職。

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 II 生涯健康に暮らせるまちづくり

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)			(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)			備考
	していきます。			できるよう支援していきます。		
妊産婦・子ども医療費助成事業	妊産婦及び乳幼児から高校生までの医療費を助成し、今後も町民ニーズや社会情勢を踏まえながら検討していきます。	保健福祉課	妊産婦・子ども医療費助成事業	妊産婦及び乳幼児から高校生までの医療費を助成し、今後も町民ニーズや社会情勢を踏まえながら検討していきます。	保健福祉課	
予防接種費助成事業	任意予防接種の接種料の一部を助成し、疾病予防に係る経済的負担を軽減するだけでなく、感染症予防に対する意識向上も併せて推進していきます。	保健福祉課	予防接種費助成事業	任意予防接種の接種料の一部を助成し、疾病予防に係る経済的負担を軽減するだけでなく、感染症予防に対する意識向上も併せて推進していきます。	保健福祉課	
特定不妊治療費助成事業	不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精に要した費用の一部を助成します。今後も町民ニーズや社会情勢を踏まえながら検討していきます。	保健福祉課	特定不妊治療・不育症治療費助成事業	不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精に要した費用及び不育症治療に要した費用の一部を助成します。今後も町民ニーズや社会情勢を踏まえながら検討していきます。	保健福祉課	
			産後ケア事業	出産直後で心身の不調や育児不安がある母子に対して、産後の母体管理、授乳指導、沐浴などの必要な保健指導を実施することにより、安心して子育てができる支援体制の整備を図ります。	保健福祉課	
			電子アプリを活用した子育て支援事業	多様化している子育て世代のニーズに対して、妊娠から子育てまでを切れ間なくサポートし、全ての家庭が安心して子育てすることができるよう、電子アプリを活用した情報提供を行い、子育て世代の負担感や不安感を解消し、子育てに対する充実感の増加を図ります。	保健福祉課	
			あそび教室事業	発達支援が必要な親子に対し、母子関係の強化と発達を促す対応方法の指導を行うとともに、一般参加者ともつながり、ハンディのあるなしに関わらず互いに育ちあう場を開催します。遊びを通じて母子関係を築く場となり、児・保育者ともに仲間づくりの場となるよう支援します。	保健福祉課	
			妊産婦及び乳幼児健診等事業	妊産婦及び乳幼児の健診体制を整備し、各種健診を無料で受診できるようにすることで、全ての妊産婦、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。	保健福祉課	
			新生児聴覚検査扶助事業	新生児の聴覚検査の一部助成を行い、聴覚障害の早期発見、早期治療を図ります。	保健福祉課	
<h3>3 成人保健・高齢者保健事業の充実</h3>			<h3>3 成人保健・高齢者保健事業の充実</h3>			
<p>【現状と課題】 (健診受診率の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町の死亡者の死因は、がん・心疾患・脳血管疾患が総数の半数を占めています。特に、がんでは、気管・気管支及び肺のがん、胃がん、大腸がんが多くなっています。また、近年、糖尿病、高血圧の若年化と働き盛り年代での重症化もみられ、国保医療費が増加傾向にあります。 このことから、働き盛り年代のがん検診及び特定健診受診率をさらに向上させ、がんの早期発見、生活習慣の早期見直しが地域の課題となっています。 			<p>関連するSDGs</p>  <p>【現状と課題】 (健診受診率の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町の死亡者の死因は、がん・心疾患・脳血管疾患が上位に位置しています。特に、がんでは、気管・気管支及び肺のがん、胃がん、大腸がんが多くなっています。また、近年、糖尿病、高血圧の若年化と働き盛り年代での重症化もみられ、国保医療費が増加傾向にあります。 このことから、働き盛り年代のがん検診及び特定健診受診率をさらに向上させ、がんの早期発見、生活習慣の早期見直しが地域の課題となっています。 			

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 II 生涯健康に暮らせるまちづくり


現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																																		
<p>(保健指導の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高血圧・糖尿病・脂質異常症などの生活習慣病が脳血管疾患、心臓病、慢性腎臓病などを誘発しており、これらの重症化を予防するため、健診事後指導や医療機関と連携したハイリスク者への支援も充実させる必要があります。 介護予防の観点からも生活習慣病予防・重症化予防は重要であり、加えてフレイル⁵予防、フレイルからの早期改善を図るため、高齢者への保健指導等も充実させる必要があります。 <p>【基本方針】</p> <p>町民一人ひとりが主役となって、生活習慣病予防・重症化予防に積極的に取り組むことができるように支援します。</p> <p>＜施策目標(分野別目標)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国保特定健診受診率(40代50代)</td> <td rowspan="2">健康の維持・増進活動の状況を示す指標</td> <td>受診者数/対象者数</td> <td>38.0%(2019)</td> <td>60%</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>胃がん検診受診率(40~60代)</td> <td>受診者数/町40~60代人口</td> <td>—</td> <td>50%以上</td> <td>保健福祉課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>成人保健・高齢者保健の充実 → (1) 健診受診率の向上 (2) 保健指導の充実</p> </div> <p>(1) 健診受診率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防・重症化予防・早期発見早期治療につなげるために、働き盛り年代の新規受診者の掘り起こしや継続受診の勧奨を行い、特定健診やがん検診の受診向上を図ります。 <p>(2) 保健指導の充実</p>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	国保特定健診受診率(40代50代)	健康の維持・増進活動の状況を示す指標	受診者数/対象者数	38.0%(2019)	60%	保健福祉課	胃がん検診受診率(40~60代)	受診者数/町40~60代人口	—	50%以上	保健福祉課	<p>(保健指導の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高血圧・糖尿病・脂質異常症などの生活習慣病が脳血管疾患、心臓病、慢性腎臓病などを誘発しており、これらの重症化を予防するため、健診事後指導や医療機関と連携したハイリスク者への支援も充実させる必要があります。 介護予防の観点からも生活習慣病予防・重症化予防は重要であり、加えてフレイル⁵予防、フレイルからの早期改善を図るため、高齢者への保健指導等も充実させる必要があります。 <u>生活習慣病の発症は、家庭環境・労働環境・地域文化・社会情勢など多様な背景があることから、個別指導のみでなく地域ぐるみで町の健康課題を共有し、生活習慣の改善に住民が主体的に取り組めるよう地区別健康教育や住民の通いの場を活用した健康講話、地区組織へのグループ支援、職域と連携した企業健康教育なども充実させる必要があります。</u> <p>【基本方針】</p> <p>町民一人ひとりが<u>主体的に</u>、生活習慣病予防・重症化予防に積極的に取り組むことができるように支援します。</p> <p>＜施策目標(分野別目標)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国保特定健診受診率(40代50代)</td> <td rowspan="2">健康の維持・増進活動の状況を示す指標</td> <td>受診者数/対象者数</td> <td><u>42.98%</u>(2023)</td> <td>60%</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>胃がん検診受診率(40~60代)</td> <td>受診者数/町40~60代人口</td> <td><u>54.4%</u>(2024)</td> <td><u>60%</u></td> <td>保健福祉課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>成人保健・高齢者保健の充実 → (1) 健診受診率の向上 (2) 保健指導の充実</p> </div> <p>(1) 健診受診率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防・重症化予防・早期発見早期治療につなげるために、働き盛り年代の新規受診者の掘り起こしや継続受診の勧奨を行い、特定健診やがん検診の受診向上を図ります。 <p>(2) 保健指導の充実</p>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	国保特定健診受診率(40代50代)	健康の維持・増進活動の状況を示す指標	受診者数/対象者数	<u>42.98%</u> (2023)	60%	保健福祉課	胃がん検診受診率(40~60代)	受診者数/町40~60代人口	<u>54.4%</u> (2024)	<u>60%</u>	保健福祉課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																															
国保特定健診受診率(40代50代)	健康の維持・増進活動の状況を示す指標	受診者数/対象者数	38.0%(2019)	60%	保健福祉課																															
胃がん検診受診率(40~60代)		受診者数/町40~60代人口	—	50%以上	保健福祉課																															
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																															
国保特定健診受診率(40代50代)	健康の維持・増進活動の状況を示す指標	受診者数/対象者数	<u>42.98%</u> (2023)	60%	保健福祉課																															
胃がん検診受診率(40~60代)		受診者数/町40~60代人口	<u>54.4%</u> (2024)	<u>60%</u>	保健福祉課																															

⁵ フレイル：加齢とともに、運動機能や認知機能が低下し、生活に影響が出たり意欲低下が見られたりするが、適切な介入や支援により回復が可能な状態。

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 II 生涯健康に暮らせるまちづくり

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																																																																																							
<p>● 生活習慣病は食事・運動・休養・喫煙・飲酒などの生活習慣の積み重ねにより発症・進行するため、年齢に関係なく町民自らが生活改善に主体的・積極的に取り組み、病気の予防、重症化の予防ができるように保健指導の充実を図ります。また、重症化のハイリスク者には、医療機関と連携しながら、個々の課題に応じた支援体制を強化します。</p> <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師による地区保健活動</td> <td>保健師が「予防」の視点を持ちながら地区を担当し、個々の健康課題が小さいうちからつながり、解決策と一緒に考え、個人・家族の暮らしと健康を守る活動を強化します。</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>各健診事業 健診受診勧奨事業</td> <td>若い頃からの特定健診受診や働き盛り年代が受けやすい健診について体制整備等の改善を加えるとともに、受診勧奨を強化させ、特定健診・各種がん検診の受診率向上に取り組めます。</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>各健診事後指導</td> <td>要精密検査・要受診対象者への確実な受診勧奨を実施し、早期に適正医療が受けられるよう保健師等専門職による支援を図ります。 生活習慣の振り返りや生活改善など自主的に取り組めるよう個別支援を強化します。 重症化予防事業として、ハイリスク者への個別指導・集団支援を医療機関と連携を図り強化します。</td> <td>保健福祉課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【死因上位の推移】 単位：人(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 順位</th> <th>2015</th> <th>2016</th> <th>2017</th> <th>2018</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>悪性新生物 36(24)</td> <td>悪性新生物 37(25)</td> <td>悪性新生物 36(24)</td> <td>悪性新生物 37(25)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>老衰 22(15)</td> <td>老衰 19(13)</td> <td>老衰 22(15)</td> <td>老衰 19(13)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>心疾患 20(14)</td> <td>心疾患 18(12)</td> <td>心疾患 20(14)</td> <td>心疾患 18(12)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>脳血管疾患 15(10)</td> <td>肺炎 10(8)</td> <td>脳血管疾患 15(10)</td> <td>肺炎 10(8)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>肺炎 12(8) 不慮の事故 12(8)</td> <td>脳血管疾患 9(6)</td> <td>肺炎 12(8) 不慮の事故 12(8)</td> <td>脳血管疾患 9(6)</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	保健師による地区保健活動	保健師が「予防」の視点を持ちながら地区を担当し、個々の健康課題が小さいうちからつながり、解決策と一緒に考え、個人・家族の暮らしと健康を守る活動を強化します。	保健福祉課	各健診事業 健診受診勧奨事業	若い頃からの特定健診受診や働き盛り年代が受けやすい健診について体制整備等の改善を加えるとともに、受診勧奨を強化させ、特定健診・各種がん検診の受診率向上に取り組めます。	保健福祉課	各健診事後指導	要精密検査・要受診対象者への確実な受診勧奨を実施し、早期に適正医療が受けられるよう保健師等専門職による支援を図ります。 生活習慣の振り返りや生活改善など自主的に取り組めるよう個別支援を強化します。 重症化予防事業として、ハイリスク者への個別指導・集団支援を医療機関と連携を図り強化します。	保健福祉課	年度 順位	2015	2016	2017	2018	1	悪性新生物 36(24)	悪性新生物 37(25)	悪性新生物 36(24)	悪性新生物 37(25)	2	老衰 22(15)	老衰 19(13)	老衰 22(15)	老衰 19(13)	3	心疾患 20(14)	心疾患 18(12)	心疾患 20(14)	心疾患 18(12)	4	脳血管疾患 15(10)	肺炎 10(8)	脳血管疾患 15(10)	肺炎 10(8)	5	肺炎 12(8) 不慮の事故 12(8)	脳血管疾患 9(6)	肺炎 12(8) 不慮の事故 12(8)	脳血管疾患 9(6)	<p>● 生活習慣病は食事・運動・休養・喫煙・飲酒などの生活習慣の積み重ねにより発症・進行するため、年齢に関係なく町民自らが生活改善に主体的・積極的に取り組み、病気の予防、重症化の予防ができるように個別保健指導と集団健康教育の充実を図ります。また、重症化のハイリスク者には、医療機関と連携しながら、個々の課題に応じた支援体制を強化します。</p> <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師による地区保健活動</td> <td>保健師が「予防」の視点を持ちながら地区を担当し、個々の健康課題が小さいうちからつながり、解決策と一緒に考え、個人・家族の暮らしと健康を守る活動を強化します。</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>各健診事業 健診受診勧奨事業</td> <td>若い頃からの特定健診受診や働き盛り年代が受けやすい健診について体制整備等の改善を加えるとともに、受診勧奨を強化させ、特定健診・各種がん検診の受診率向上に取り組めます。</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>各健診事後指導</td> <td>要精密検査・要受診対象者への確実な受診勧奨を実施し、早期に適正医療が受けられるよう保健師等専門職による支援を図ります。 生活習慣の振り返りや生活改善など自主的に取り組めるよう個別支援を強化します。 重症化予防事業として、ハイリスク者への個別指導・集団支援を医療機関と連携を図り強化します。</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>健康教育</td> <td>地域の健康課題を町民と共有し、共に考える機会としての健康講演会や健康教育の場を充実させます。</td> <td>保健福祉課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【死因上位の推移】 単位：人(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 順位</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>悪性新生物 37(23)</td> <td>悪性新生物 56(31)</td> <td>悪性新生物 35(25)</td> <td>悪性新生物 43(28)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>心疾患 22(14)</td> <td>心疾患 25(14)</td> <td>心疾患 20(14)</td> <td>老衰 20(13)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>脳血管疾患 19(12) 老衰 19(12)</td> <td>老衰 16(9)</td> <td>脳血管疾患 17(12)</td> <td>心疾患 13(8)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>肺炎 8(5)</td> <td>脳血管疾患 15(8)</td> <td>老衰 15(11)</td> <td>肺炎 11(7)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>不慮の事故 5(3)</td> <td>腎不全 8(4)</td> <td>肺炎 4(3) 不慮の事故 4(3)</td> <td>脳血管疾患 7(5)</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	保健師による地区保健活動	保健師が「予防」の視点を持ちながら地区を担当し、個々の健康課題が小さいうちからつながり、解決策と一緒に考え、個人・家族の暮らしと健康を守る活動を強化します。	保健福祉課	各健診事業 健診受診勧奨事業	若い頃からの特定健診受診や働き盛り年代が受けやすい健診について体制整備等の改善を加えるとともに、受診勧奨を強化させ、特定健診・各種がん検診の受診率向上に取り組めます。	保健福祉課	各健診事後指導	要精密検査・要受診対象者への確実な受診勧奨を実施し、早期に適正医療が受けられるよう保健師等専門職による支援を図ります。 生活習慣の振り返りや生活改善など自主的に取り組めるよう個別支援を強化します。 重症化予防事業として、ハイリスク者への個別指導・集団支援を医療機関と連携を図り強化します。	保健福祉課	健康教育	地域の健康課題を町民と共有し、共に考える機会としての健康講演会や健康教育の場を充実させます。	保健福祉課	年度 順位	2020	2021	2022	2023	1	悪性新生物 37(23)	悪性新生物 56(31)	悪性新生物 35(25)	悪性新生物 43(28)	2	心疾患 22(14)	心疾患 25(14)	心疾患 20(14)	老衰 20(13)	3	脳血管疾患 19(12) 老衰 19(12)	老衰 16(9)	脳血管疾患 17(12)	心疾患 13(8)	4	肺炎 8(5)	脳血管疾患 15(8)	老衰 15(11)	肺炎 11(7)	5	不慮の事故 5(3)	腎不全 8(4)	肺炎 4(3) 不慮の事故 4(3)	脳血管疾患 7(5)	
主要事業名	事業の説明	担当課																																																																																							
保健師による地区保健活動	保健師が「予防」の視点を持ちながら地区を担当し、個々の健康課題が小さいうちからつながり、解決策と一緒に考え、個人・家族の暮らしと健康を守る活動を強化します。	保健福祉課																																																																																							
各健診事業 健診受診勧奨事業	若い頃からの特定健診受診や働き盛り年代が受けやすい健診について体制整備等の改善を加えるとともに、受診勧奨を強化させ、特定健診・各種がん検診の受診率向上に取り組めます。	保健福祉課																																																																																							
各健診事後指導	要精密検査・要受診対象者への確実な受診勧奨を実施し、早期に適正医療が受けられるよう保健師等専門職による支援を図ります。 生活習慣の振り返りや生活改善など自主的に取り組めるよう個別支援を強化します。 重症化予防事業として、ハイリスク者への個別指導・集団支援を医療機関と連携を図り強化します。	保健福祉課																																																																																							
年度 順位	2015	2016	2017	2018																																																																																					
1	悪性新生物 36(24)	悪性新生物 37(25)	悪性新生物 36(24)	悪性新生物 37(25)																																																																																					
2	老衰 22(15)	老衰 19(13)	老衰 22(15)	老衰 19(13)																																																																																					
3	心疾患 20(14)	心疾患 18(12)	心疾患 20(14)	心疾患 18(12)																																																																																					
4	脳血管疾患 15(10)	肺炎 10(8)	脳血管疾患 15(10)	肺炎 10(8)																																																																																					
5	肺炎 12(8) 不慮の事故 12(8)	脳血管疾患 9(6)	肺炎 12(8) 不慮の事故 12(8)	脳血管疾患 9(6)																																																																																					
主要事業名	事業の説明	担当課																																																																																							
保健師による地区保健活動	保健師が「予防」の視点を持ちながら地区を担当し、個々の健康課題が小さいうちからつながり、解決策と一緒に考え、個人・家族の暮らしと健康を守る活動を強化します。	保健福祉課																																																																																							
各健診事業 健診受診勧奨事業	若い頃からの特定健診受診や働き盛り年代が受けやすい健診について体制整備等の改善を加えるとともに、受診勧奨を強化させ、特定健診・各種がん検診の受診率向上に取り組めます。	保健福祉課																																																																																							
各健診事後指導	要精密検査・要受診対象者への確実な受診勧奨を実施し、早期に適正医療が受けられるよう保健師等専門職による支援を図ります。 生活習慣の振り返りや生活改善など自主的に取り組めるよう個別支援を強化します。 重症化予防事業として、ハイリスク者への個別指導・集団支援を医療機関と連携を図り強化します。	保健福祉課																																																																																							
健康教育	地域の健康課題を町民と共有し、共に考える機会としての健康講演会や健康教育の場を充実させます。	保健福祉課																																																																																							
年度 順位	2020	2021	2022	2023																																																																																					
1	悪性新生物 37(23)	悪性新生物 56(31)	悪性新生物 35(25)	悪性新生物 43(28)																																																																																					
2	心疾患 22(14)	心疾患 25(14)	心疾患 20(14)	老衰 20(13)																																																																																					
3	脳血管疾患 19(12) 老衰 19(12)	老衰 16(9)	脳血管疾患 17(12)	心疾患 13(8)																																																																																					
4	肺炎 8(5)	脳血管疾患 15(8)	老衰 15(11)	肺炎 11(7)																																																																																					
5	不慮の事故 5(3)	腎不全 8(4)	肺炎 4(3) 不慮の事故 4(3)	脳血管疾患 7(5)																																																																																					

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 II 生涯健康に暮らせるまちづくり

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)									(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)									備考
参考	その他	31(21)	その他	56(38)	その他	31(21)	その他	56(38)	参考	その他	50(31)	その他	62(34)	その他	46(33)	その他	60(39)	
※端数調整の関係で合計が100%とならない場合があります。(人口動態調査)									※端数調整の関係で合計が100%とならない場合があります。(人口動態調査)									
4 精神保健の充実									4 精神保健の充実									
関連するSDGs																		
【現状と課題】									【現状と課題】									
(個別支援の充実)									(個別支援の充実)									
<p>2019年度末現在、本町では精神保健福祉手帳の交付を受けている人が108人、自立支援医療(精神通院医療)を受けている人が138人、入院医療費助成を受けている人が24人となっています。</p> <p>疾病分類を国保の診療報酬(レセプト)からみると、統合失調症のほかうつ病、神経症、パニック障害、パーソナリティ障害、アルコール依存症などところの病気が多様化し、それに伴い患者数も増えています。特にうつ病は近年増加している自殺の背景としても注目されており、こういった疾病・症状も少なからず影響しています。精神疾患や障がいがあっても、地域の中で生活するために、個人や家族で抱え込むことなく、専門職への相談を通じて早いうちに医療につながるができるよう、情報提供や周知をし、相談しやすい体制づくりが必要です。</p>									<p>2024年度末現在、本町では精神保健福祉手帳の交付を受けている人が142人、自立支援医療(精神通院医療)を受けている人が190人、入院医療費助成を受けている人が26人となっています。</p> <p>疾病分類を国保の診療報酬(レセプト)からみると、統合失調症のほかうつ病、神経症、パニック障害⁷、パーソナリティ障害⁸、アルコール依存症などところの病気が多様化し、それに伴い患者数も増えています。特にうつ病は近年増加している自殺の背景としても注目されており、こういった疾病・症状も少なからず影響しています。精神疾患や障がいがあっても、地域の中で生活するために、個人や家族で抱え込むことなく、専門職への相談を通じて早いうちに医療につながるができるよう、情報提供や周知をし、相談しやすい体制づくりが必要です。</p>									
(精神疾患・障がい理解の普及啓発)									(精神疾患・障がい理解の普及啓発)									
<p>疾患・障がいのあるなしに関らず、共に町で暮らしていくためには、当事者の変化や苦しみ、悩みに本人も周りの人も気づき、早期に適切に対応できること、障がいを理解することが重要です。そのため、町民への啓発活動を推進し、精神保健への理解が浸透した地域づくりが必要です。</p> <p>また、同じような障がいや疾患の経験を持つ人同士の力、家族の力、地域の住民同士の力で、共に町で暮らし、共に育ちあい、共に支え合う地域の仕組みや取組を充実させていく必要があります。</p>									<p>疾患・障がいのあるなしに関わらず、共に町で暮らしていくためには、当事者の変化や苦しみ、悩みに本人も周りの人も気づき、早期に適切に対応できること、障がいを理解することが重要です。そのため、町民への啓発活動を推進し、精神保健への理解が浸透した地域づくりが必要です。</p> <p>また、同じような障がいや疾患の経験を持つ人同士の力、家族の力、地域の住民同士の力で、共に町で暮らし、共に育ちあい、共に支え合う地域の仕組みや取組を充実させていく必要があります。</p>									

⁶ 統合失調症：幻覚や妄想という症状に伴って、生活の障害、病識の障害を併せ持つ、およそ100人に一人弱がかかる頻度の高い病気。

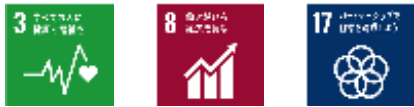
⁷ パニック障害：予期しないパニック発作(激しい動悸などの身体症状を伴った強い不安に襲われる)や広場恐怖によるQOL(生活の質)の低下が見られる疾患。

⁸ パーソナリティ障害：認知(ものの考え方)、感情のコントロール、対人関係といった種々の精神機能の偏りから生じる大多数の人とは違う反応や行動をすることで、本人が苦しんだり、周囲が困り、生きづらさを抱え、ほかの精神疾患を合併することが多い疾患。

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 II 生涯健康に暮らせるまちづくり

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																																																					
<p>【基本方針】 精神疾患・障がいの理解や対応、相談窓口に関する啓発活動を推進し、相談体制の充実を図ります。</p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問件数</td> <td rowspan="2">精神疾患・障がいに関する相談体制の取組状況を示す指標</td> <td>精神に関する保健師の家庭訪問実施延べ件数</td> <td>233件(2019)</td> <td>300件</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>相談件数</td> <td>精神に関する保健師の相談(面談・電話相談など)実施延べ件数</td> <td>451件(2019)</td> <td>590件</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>当事者・経験者同士の活動への参加者数</td> <td>障がいの理解を深める取組の状況を示す指標</td> <td>家族会・当事者会・交流会等の活動への参加延べ人数</td> <td>399人(2019)</td> <td>600人</td> <td>保健福祉課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>精神保健の充実 → (1) 個別支援の充実 (2) 精神疾患・障がい理解の普及啓発</p> </div> <p>(1) 個別支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 身近な相談機関として、地区担当保健師、福祉関係者、保健所、医療機関など関係機関との連携を深め、相談体制の充実を図ります。 ● 自殺予防対策として、相談窓口の周知はもちろん、各組織・部署・関係機関との有機的な連携による総合的な対策を展開し、命を守るためのネットワーク体制を築きます。 <p>(2) 精神疾患・障がい理解の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 疾患・障がい理解のための正しい情報を発信し、自殺予防ゲートキーパーや精神保健事業のボランティア育成など精神保健への理解が根付いた地域づくりに努めます。 ● 既存の家族会・当事者会のみでなく、多様化した疾患や障がいによる同じような悩みや苦しみをもちつ当事者や経験者、家族等が互いに学び支え合う場づくりを協働で取り組みます。 <p>また、当事者・経験者を通して、広く町民へ向けた疾患・障がい理解のための正しい情報発信や交流する</p>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	訪問件数	精神疾患・障がいに関する相談体制の取組状況を示す指標	精神に関する保健師の家庭訪問実施延べ件数	233件(2019)	300件	保健福祉課	相談件数	精神に関する保健師の相談(面談・電話相談など)実施延べ件数	451件(2019)	590件	保健福祉課	当事者・経験者同士の活動への参加者数	障がいの理解を深める取組の状況を示す指標	家族会・当事者会・交流会等の活動への参加延べ人数	399人(2019)	600人	保健福祉課	<p>【基本方針】 精神疾患・障がいの理解や対応、相談窓口に関する啓発活動を推進し、相談体制の充実を図ります。</p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談延べ件数</td> <td>精神疾患・障がいに関する相談体制の取組状況を示す指標</td> <td>精神に関する保健師の相談(訪問・面談・電話相談など)実施延べ件数</td> <td>446件(2024)</td> <td>700件</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>当事者・経験者同士の活動への参加者数</td> <td>障がいの理解を深める取組の状況を示す指標</td> <td>家族会・当事者会・交流会等の活動への参加延べ人数</td> <td>417人(2024)</td> <td>550人</td> <td>保健福祉課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>精神保健の充実 → (1) 個別支援の充実 (2) 精神疾患・障がい理解の普及啓発</p> </div> <p>(1) 個別支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 身近な相談機関として、地区担当保健師、福祉関係者、保健所、医療機関など関係機関との連携を深め、相談体制の充実を図ります。 ● 自殺予防対策として、相談窓口の周知はもちろん、各組織・部署・関係機関との有機的な連携による総合的な対策を展開し、命を守るためのネットワーク体制を築きます。 <p>(2) 精神疾患・障がい理解の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 疾患・障がい理解のための正しい情報を発信し、自殺予防ゲートキーパーや精神保健事業のボランティア育成など精神保健への理解が根付いた地域づくりに努めます。 ● 既存の家族会・当事者会のみでなく、多様化した疾患や障がいによる同じような悩みや苦しみをもちつ当事者や経験者、家族等が互いに学び支え合う場づくりを協働で取り組みます。 <p>また、当事者・経験者を通して、広く町民へ向けた疾患・障がい理解のための正しい情報発信や交流する</p>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	相談延べ件数	精神疾患・障がいに関する相談体制の取組状況を示す指標	精神に関する保健師の相談(訪問・面談・電話相談など)実施延べ件数	446件(2024)	700件	保健福祉課	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	当事者・経験者同士の活動への参加者数	障がいの理解を深める取組の状況を示す指標	家族会・当事者会・交流会等の活動への参加延べ人数	417人(2024)	550人	保健福祉課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																																																		
訪問件数	精神疾患・障がいに関する相談体制の取組状況を示す指標	精神に関する保健師の家庭訪問実施延べ件数	233件(2019)	300件	保健福祉課																																																		
相談件数		精神に関する保健師の相談(面談・電話相談など)実施延べ件数	451件(2019)	590件	保健福祉課																																																		
当事者・経験者同士の活動への参加者数	障がいの理解を深める取組の状況を示す指標	家族会・当事者会・交流会等の活動への参加延べ人数	399人(2019)	600人	保健福祉課																																																		
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																																																		
相談延べ件数	精神疾患・障がいに関する相談体制の取組状況を示す指標	精神に関する保健師の相談(訪問・面談・電話相談など)実施延べ件数	446件(2024)	700件	保健福祉課																																																		
_____	_____	_____	_____	_____	_____																																																		
_____	_____	_____	_____	_____	_____																																																		
当事者・経験者同士の活動への参加者数	障がいの理解を深める取組の状況を示す指標	家族会・当事者会・交流会等の活動への参加延べ人数	417人(2024)	550人	保健福祉課																																																		

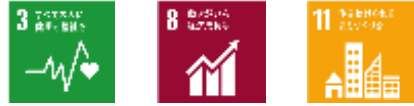
第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 II 生涯健康に暮らせるまちづくり

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																					
<p>場、共に活動する機会を支援していきます。</p> <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師による地区活動</td> <td>保健師が「予防」の視点を持ちながら地区を担当し、年代に関らず全ての町民を一人ひとり、また世帯単位・集落単位で支援し、暮らしと健康を守る体制を強化します。 引きこもりやアルコールの問題も含め、課題が潜在化しているうちから早期につながり、当事者・家族をまるごと支援するために、多種の専門機関や支援者と連携し、個別支援を充実させていきます。</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>家族会・当事者会支援</td> <td>既存の会のみでなく、個々の課題等に沿って当事者同士、家族同士のつながりづくりを福祉関係者と協働で取り組みます。 交流会や学習会・講演会等を通じ、疾患・障がいへの理解者を増やし、精神保健事業、当事者・家族会活動への協力を得ながら、共に町で暮らしていく環境づくりを推進していきます。</td> <td>保健福祉課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	保健師による地区活動	保健師が「予防」の視点を持ちながら地区を担当し、年代に関らず全ての町民を一人ひとり、また世帯単位・集落単位で支援し、暮らしと健康を守る体制を強化します。 引きこもりやアルコールの問題も含め、課題が潜在化しているうちから早期につながり、当事者・家族をまるごと支援するために、多種の専門機関や支援者と連携し、個別支援を充実させていきます。	保健福祉課	家族会・当事者会支援	既存の会のみでなく、個々の課題等に沿って当事者同士、家族同士のつながりづくりを福祉関係者と協働で取り組みます。 交流会や学習会・講演会等を通じ、疾患・障がいへの理解者を増やし、精神保健事業、当事者・家族会活動への協力を得ながら、共に町で暮らしていく環境づくりを推進していきます。	保健福祉課	<p>る場、共に活動する機会を支援していきます。</p> <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師による地区活動</td> <td>保健師が「予防」の視点を持ちながら地区を担当し、年代に関らず全ての町民を一人ひとり、また世帯単位・集落単位で支援し、暮らしと健康を守る体制を強化します。 引きこもりや<u>依存症(アルコール、薬物、ギャンブル、ゲーム等)</u>の問題も含め、課題が潜在化しているうちから早期につながり、当事者・家族をまるごと支援するために、多種の専門機関や支援者と連携し、個別支援を充実させていきます。</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>家族会・当事者会支援</td> <td>既存の会のみでなく、個々の課題等に沿って当事者同士、家族同士のつながりづくりを福祉関係者と協働で取り組みます。 交流会や学習会・講演会等を通じ、疾患・障がいへの理解者を増やし、精神保健事業、当事者・家族会活動への協力を得ながら、共に町で暮らしていく環境づくりを推進していきます。</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td><u>精神疾患・障がい理解の普及啓発</u></td> <td><u>学習会や講演会、広報やホームページ等を活用し、精神疾患や障がいへの理解を深める機会を充実させます。</u></td> <td>保健福祉課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	保健師による地区活動	保健師が「予防」の視点を持ちながら地区を担当し、年代に関らず全ての町民を一人ひとり、また世帯単位・集落単位で支援し、暮らしと健康を守る体制を強化します。 引きこもりや <u>依存症(アルコール、薬物、ギャンブル、ゲーム等)</u> の問題も含め、課題が潜在化しているうちから早期につながり、当事者・家族をまるごと支援するために、多種の専門機関や支援者と連携し、個別支援を充実させていきます。	保健福祉課	家族会・当事者会支援	既存の会のみでなく、個々の課題等に沿って当事者同士、家族同士のつながりづくりを福祉関係者と協働で取り組みます。 交流会や学習会・講演会等を通じ、疾患・障がいへの理解者を増やし、精神保健事業、当事者・家族会活動への協力を得ながら、共に町で暮らしていく環境づくりを推進していきます。	保健福祉課	<u>精神疾患・障がい理解の普及啓発</u>	<u>学習会や講演会、広報やホームページ等を活用し、精神疾患や障がいへの理解を深める機会を充実させます。</u>	保健福祉課	
主要事業名	事業の説明	担当課																					
保健師による地区活動	保健師が「予防」の視点を持ちながら地区を担当し、年代に関らず全ての町民を一人ひとり、また世帯単位・集落単位で支援し、暮らしと健康を守る体制を強化します。 引きこもりやアルコールの問題も含め、課題が潜在化しているうちから早期につながり、当事者・家族をまるごと支援するために、多種の専門機関や支援者と連携し、個別支援を充実させていきます。	保健福祉課																					
家族会・当事者会支援	既存の会のみでなく、個々の課題等に沿って当事者同士、家族同士のつながりづくりを福祉関係者と協働で取り組みます。 交流会や学習会・講演会等を通じ、疾患・障がいへの理解者を増やし、精神保健事業、当事者・家族会活動への協力を得ながら、共に町で暮らしていく環境づくりを推進していきます。	保健福祉課																					
主要事業名	事業の説明	担当課																					
保健師による地区活動	保健師が「予防」の視点を持ちながら地区を担当し、年代に関らず全ての町民を一人ひとり、また世帯単位・集落単位で支援し、暮らしと健康を守る体制を強化します。 引きこもりや <u>依存症(アルコール、薬物、ギャンブル、ゲーム等)</u> の問題も含め、課題が潜在化しているうちから早期につながり、当事者・家族をまるごと支援するために、多種の専門機関や支援者と連携し、個別支援を充実させていきます。	保健福祉課																					
家族会・当事者会支援	既存の会のみでなく、個々の課題等に沿って当事者同士、家族同士のつながりづくりを福祉関係者と協働で取り組みます。 交流会や学習会・講演会等を通じ、疾患・障がいへの理解者を増やし、精神保健事業、当事者・家族会活動への協力を得ながら、共に町で暮らしていく環境づくりを推進していきます。	保健福祉課																					
<u>精神疾患・障がい理解の普及啓発</u>	<u>学習会や講演会、広報やホームページ等を活用し、精神疾患や障がいへの理解を深める機会を充実させます。</u>	保健福祉課																					
<p>5 歯科保健の充実</p> <p>関連する SDGs</p> <p>【現状と課題】 (歯科保健サービスの充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町の12歳児のむし歯有病率、一人平均のむし歯本数は、年々減少しているものの、県平均と比べるとかなり高い状況にあります。乳幼児期でのフッ化物の歯面塗布、こども園・小中学校でのフッ化物洗口も導入 	<p>5 歯科保健の充実</p> <p>関連する SDGs</p>  <p>【現状と課題】 (歯科保健サービスの充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という「8020運動」は、平成元年から全国で推進されてきました。8020運動を達成するには、生涯にわたる歯科保健対策が必要で、本町においても小児期から成人期・高齢期までの各年代においてう蝕・歯周病予防対策を実施してきました。すべての町民が生涯を通じた歯・口腔の健康を実現するという意識を持つことを目指し、これらの取組をより充実させ、推進していく必要があります。</u> 本町の12歳児のむし歯有病率、一人平均のむし歯本数は、年々減少しているものの、県平均と比べるとかなり高い状況にあります。乳幼児期でのフッ化物の歯面塗布、<u>学校園</u>でのフッ化物洗口も導入していますが、 																						

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 II 生涯健康に暮らせるまちづくり

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																																				
<p>していますが、依然として食生活や歯みがき習慣に課題があり、改善していく必要があります。</p> <p>特に食生活は、むし歯予防やかみ合せ、歯周病予防、生活習慣病予防の基本であり、家庭、地域を巻き込んだ取組が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 成人歯科検診は、受診者が少なく、歯や口腔の健康に関する意識が低い町民がまだまだ多い状況です。大人の意識が不十分であることは、子どもの歯の健康にも大きく影響するだけでなく、咀嚼力や嚥下機能などの口腔機能の低下にもつながります。口腔機能の低下は、生活習慣病の重症化や認知症・肺炎などを併発させ、生活の質そのものにも大きな影響を与えます。生涯を通じていきいきと元気に生活するために、全ての年代の町民一人ひとりが積極的に歯や口腔の健康づくりを実践していけるよう、情報を発信し、事業を展開していく必要があります。 <p>【基本方針】</p> <p>すべての町民が豊かな食生活を楽しみ、歯と口腔の健康に関心を高め、むし歯や歯周病の予防、口腔機能低下予防に取り組めるよう行政、関係機関、町民一体の歯科保健の充実を図ります。</p> <p>＜施策目標(分野別目標)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80歳で20本以上自分の歯を有している者の割合</td> <td>全ての年代における歯の健康維持増進の状況を示す指標</td> <td>75～84歳で自分の歯を20本以上持っている者(介護予防・日常生活圏ニーズ調査)</td> <td>32.3%(2017)</td> <td>39.0%</td> <td>保健福祉課 長寿支援課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 歯科保健の充実 ➡ (1) 歯科保健サービスの充実 </div> <p>(1) 歯科保健サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 80歳になっても20本以上の歯を残す「8020運動」を推進するため、全ての年代に合わせたむし歯予防と歯周病予防対策、口腔機能向上対策を推進します。 <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳幼児期における歯科保健事業</td> <td>妊娠期から歯・口腔の健康に関心を高め、乳幼児期の歯科健診・歯みがき指導・フッ化物歯面塗布・栄養指導等を通して、家族ぐるみで歯の健康、食生活、規則正しい生活等の基礎をつくるための支援強化を図ります。</td> <td>保健福祉課</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	80歳で20本以上自分の歯を有している者の割合	全ての年代における歯の健康維持増進の状況を示す指標	75～84歳で自分の歯を20本以上持っている者(介護予防・日常生活圏ニーズ調査)	32.3%(2017)	39.0%	保健福祉課 長寿支援課	主要事業名	事業の説明	担当課	乳幼児期における歯科保健事業	妊娠期から歯・口腔の健康に関心を高め、乳幼児期の歯科健診・歯みがき指導・フッ化物歯面塗布・栄養指導等を通して、家族ぐるみで歯の健康、食生活、規則正しい生活等の基礎をつくるための支援強化を図ります。	保健福祉課	<p>依然として食生活や歯みがき習慣に課題があり、改善していく必要があります。</p> <p>特に食生活は、むし歯予防やかみ合せ、歯周病予防、生活習慣病予防の基本であり、家庭、地域を巻き込んだ取組が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 成人歯科検診は、受診者が少なく、歯や口腔の健康に関する意識が低い町民がまだまだ多い状況です。大人の意識が不十分であることは、子どもの歯の健康にも大きく影響するだけでなく、咀嚼力や嚥下機能などの口腔機能の低下にもつながります。口腔機能の低下は、生活習慣病の重症化や認知症・肺炎などを併発させ、生活の質そのものにも大きな影響を与えます。生涯を通じていきいきと元気に生活するために、全ての年代の町民一人ひとりが積極的に歯や口腔の健康づくりを実践していけるよう、情報を発信し、事業を展開していく必要があります。 <p>【基本方針】</p> <p>すべての町民が豊かな食生活を楽しみ、歯と口腔の健康に関心を高め、むし歯や歯周病の予防、口腔機能低下予防に取り組めるよう行政、関係機関、町民一体の歯科保健の充実を図ります。</p> <p>＜施策目標(分野別目標)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8020運動を達成している者の割合</td> <td>全ての年代における歯の健康維持増進の状況を示す指標</td> <td>75～84歳で自分の歯を20本以上持っている者(介護予防・日常生活圏ニーズ調査)</td> <td>36.4%(2023)</td> <td>65%</td> <td>保健福祉課 長寿支援課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 歯科保健の充実 ➡ (1) 歯科保健サービスの充実 </div> <p>(1) 歯科保健サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 「8020運動」を推進するため、全ての年代に合わせたむし歯予防と歯周病予防対策、口腔機能向上対策を推進します。 <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳幼児期における歯科保健事業</td> <td>妊娠期から歯・口腔の健康に関心を高め、乳幼児期の歯科健診・歯みがき指導・フッ化物歯面塗布・栄養指導等を通して、家族ぐるみで歯の健康、食生活、規則正しい生活等の基礎をつくるための支援強化を図ります。</td> <td>保健福祉課</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	8020運動を達成している者の割合	全ての年代における歯の健康維持増進の状況を示す指標	75～84歳で自分の歯を20本以上持っている者(介護予防・日常生活圏ニーズ調査)	36.4%(2023)	65%	保健福祉課 長寿支援課	主要事業名	事業の説明	担当課	乳幼児期における歯科保健事業	妊娠期から歯・口腔の健康に関心を高め、乳幼児期の歯科健診・歯みがき指導・フッ化物歯面塗布・栄養指導等を通して、家族ぐるみで歯の健康、食生活、規則正しい生活等の基礎をつくるための支援強化を図ります。	保健福祉課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																																	
80歳で20本以上自分の歯を有している者の割合	全ての年代における歯の健康維持増進の状況を示す指標	75～84歳で自分の歯を20本以上持っている者(介護予防・日常生活圏ニーズ調査)	32.3%(2017)	39.0%	保健福祉課 長寿支援課																																	
主要事業名	事業の説明	担当課																																				
乳幼児期における歯科保健事業	妊娠期から歯・口腔の健康に関心を高め、乳幼児期の歯科健診・歯みがき指導・フッ化物歯面塗布・栄養指導等を通して、家族ぐるみで歯の健康、食生活、規則正しい生活等の基礎をつくるための支援強化を図ります。	保健福祉課																																				
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																																	
8020運動を達成している者の割合	全ての年代における歯の健康維持増進の状況を示す指標	75～84歳で自分の歯を20本以上持っている者(介護予防・日常生活圏ニーズ調査)	36.4%(2023)	65%	保健福祉課 長寿支援課																																	
主要事業名	事業の説明	担当課																																				
乳幼児期における歯科保健事業	妊娠期から歯・口腔の健康に関心を高め、乳幼児期の歯科健診・歯みがき指導・フッ化物歯面塗布・栄養指導等を通して、家族ぐるみで歯の健康、食生活、規則正しい生活等の基礎をつくるための支援強化を図ります。	保健福祉課																																				

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 II 生涯健康に暮らせるまちづくり


現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)			(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)			備考
<p>こども園、小中学校における歯科保健事業</p> <p>各こども園、小中学校においてフッ化物洗口を実施するとともに、定期的に歯科健診と歯みがき教室を実施し、歯科医受診勧奨・自己管理教育・家族指導の強化を図ります。</p>	子ども教育課		<p>学校園における歯科保健事業</p> <p><u>子どもたちが生涯にわたって、健康な歯を保つことができるよう、学校園において実施する歯科検診、歯科医受診勧奨を支援するとともに、フッ化物洗口、歯みがき指導を推進します。</u></p>	子ども教育課 教育未来課		
<p>成人期・高齢期における歯科保健事業</p> <p>歯周病や口腔機能の低下を早期発見早期治療し、生活改善につなげるために、節目年齢者を対象に歯科検診の受診率向上に向けた周知を強化し、かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯・口腔の健康状況を確認する定期受診の習慣化を推進します。</p>	保健福祉課		<p>成人期・高齢期における歯科保健事業</p> <p>歯周病や口腔機能の低下を早期発見早期治療し、生活改善につなげるために、節目年齢者を対象に歯科検診の受診率向上に向けた周知を強化し、かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯・口腔の健康状況を確認する定期受診の習慣化を推進します。</p>	保健福祉課		
<p>6 医療体制の確立</p> <p>【現状と課題】</p> <p>(町の医療体制の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町の医療施設は、国保診療所を含む10箇所(歯科6箇所含む)が設置されています。このうち入院設備を有する医療機関は、新潟聖籠病院と新潟手の外科研究所病院があります。 本町には、一般小児医療を担う医療機関が無いことから、身近に子どもの病気などについていつでも相談できる医療機関への要望が多くなっています。 健康づくりから疾病管理まで個人の特性にあった対応が求められるなど、プライマリケアの重要性が増す中、町国保診療所をはじめとするかかりつけ医、かかりつけ歯科医の普及・定着化を図るとともに、医療連携体制を促進する必要があります。 <p>(新発田地域における救急医療体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> 初期救急医療(入院治療を必要としない救急医療)として、新発田地区救急診療所で休日、平日夜間の診療を実施しています。 第二次救急医療(手術や入院治療が必要な重症者に対する救急医療)として、県立新発田病院、中条中央病院及び新潟手の外科研究所病院が救急告示病院となっています。 第三次救急医療(第二次救急医療で対応できない重篤者に対する救命救急医療)として、県立新発田病院は、救命救急センターを併設し、高度・専門的医療を担っており、聖籠町を含む下越圏域内の基幹的な病院となっています。しかし、年間の救急外来の受診者のうち、軽症者が80%近い状況が続いています。 地域で支える救急医療体制を確立するためには、救急医療機関の適正受診及び適切な救急車利用について普及啓発を図り、町民の意識・行動に働きかける必要があります。 			<p>6 医療体制の確立</p> <p>関連するSDGs</p>  <p>【現状と課題】</p> <p>(町の医療体制の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町の医療施設は、国保診療所を含む8箇所(歯科4箇所含む)が設置されています。このうち入院設備を有する医療機関は、新潟聖籠病院と新潟手の外科研究所病院があります。 本町には、一般小児医療を担う医療機関が無いことから、<u>_____</u>子どもの病気などについて、<u>いつでも相談できる身近な医療機関の設置を要望する声</u>が多くなっています。 健康づくりから疾病管理まで個人の特性にあった対応が求められるなど、プライマリケア⁹の重要性が増す中、町国保診療所をはじめとするかかりつけ医、かかりつけ歯科医の普及・定着化を図るとともに、医療連携体制を促進する必要があります。 <p>(下越圏域における救急医療、災害医療体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> 初期救急医療(入院治療を必要としない救急医療)として、新発田地区救急診療所で休日、平日夜間の診療を実施しています。 第二次救急医療(手術や入院治療が必要な重症者に対する救急医療)として、県立新発田病院、中条中央病院及び新潟手の外科研究所病院が救急告示病院となっています。 第三次救急医療(第二次救急医療で対応できない重篤者に対する救命救急医療)として、県立新発田病院は、救命救急センターを併設し、高度・専門的医療を担っており、聖籠町を含む下越圏域内の基幹的な病院となっています。しかし、年間の救急外来の受診者のうち、軽症者が80%近い状況が続いています。 地域で支える救急医療体制を確立するためには、救急医療機関の適正受診及び適切な救急車利用について普及啓発を図り、町民の意識・行動に働きかける必要があります。 <u>いつ起きるかわからない大規模災害の発生に備えて、町内のみでなく下越圏域全体の医療体制や医療授</u> 			

⁹ プライマリケア：患者の抱える問題の大部分に対処でき、かつ継続的なパートナーシップを築き、家族及び地域という枠組みの中で責任を持って診療する臨床医によって提供される、総合性と受診のしやすさを特徴とするヘルスケアサービス。

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 II 生涯健康に暮らせるまちづくり

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																								
<p>【基本方針】 今後ますます高まる医療の需要に対し、それぞれの医療機関が担っている機能・役割に応じた町民の適正受診に向けた普及啓発と救急医療を含む新発田地域における医療体制を充実するために、関係機関との連携体制の構築を図ります。</p> <p>＜施策目標(分野別目標)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かかりつけ医(内科)がある者の割合</td> <td>町民の受療行動及び医療機関の充実状況を示す指標</td> <td>かかりつけ医がある20歳以上の割合(町民の健康に関するアンケート調査)</td> <td>59.9%(2017)</td> <td>70%</td> <td>保健福祉課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> 医療体制の確立 ➡ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 町の医療体制の充実</p> <p>(2) 新発田地域における救急医療体制の確立</p> </div> </div> <p>(1) 町の医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢化が進む状況下で、町民により身近でなんでも相談でき医療が提供される町国保診療所のかかりつけ医としての役割は大きく、診療所と各病院、薬局との連携など病診連携、病診薬連携を今後も促進していきます。 ● かかりつけ医、かかりつけ歯科医の普及・定着を図るために、町民への普及啓発を強化し、適切な医療機関紹介等により、地域医療支援病院である県立新発田病院等との医療連携体制の構築を図ります。 ● 在宅医療の基盤整備のために、多様化する町民ニーズを継続的に把握し、在宅医療を実施する医療機関の拡充、在宅医療を支える福祉サービスとの連携体制の充実も図っていきます。 <p>(2) 新発田地域における救急医療体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 救急医療の機能分担と連携体制を強化するため、医師会、医療機関、消防機関、行政等の関係機関による協議・検討に積極的に参画します。 ● 救急医療機関の適正受診や救急搬送の適切な利用等について、医療機関、消防機関等と協働して町民に普及啓発を図ります。 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	かかりつけ医(内科)がある者の割合	町民の受療行動及び医療機関の充実状況を示す指標	かかりつけ医がある20歳以上の割合(町民の健康に関するアンケート調査)	59.9%(2017)	70%	保健福祉課	<p style="color: red;">受体制を構築する必要があります。</p> <p>【基本方針】 今後ますます高まる医療の需要に対し、それぞれの医療機関が担っている機能・役割に応じた町民の適正受診に向けた普及啓発と救急医療を含む新発田地域における医療体制を充実するために、関係機関との連携体制の構築を図ります。</p> <p>＜施策目標(分野別目標)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かかりつけ医(内科)がある者の割合</td> <td>町民の受療行動及び医療機関の充実状況を示す指標</td> <td>かかりつけ医がある20歳以上の割合(町民の健康に関するアンケート調査)</td> <td style="color: red;">68.77%(2023)</td> <td style="color: red;">80%</td> <td>保健福祉課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> 医療体制の確立 ➡ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 町の医療体制の充実</p> <p>(2) 下越圏域における救急医療、災害医療体制の確立</p> </div> </div> <p>(1) 町の医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢化が進む状況下で、町民により身近でなんでも相談でき医療が提供される町国保診療所のかかりつけ医としての役割は大きく、診療所と各病院、薬局との連携など病診連携、病診薬連携を今後も促進していきます。 ● かかりつけ医、かかりつけ歯科医の普及・定着を図るために、町民への普及啓発を強化し、適切な医療機関紹介等により、地域医療支援病院である県立新発田病院等との医療連携体制の構築を図ります。 ● 在宅医療の基盤整備のために、多様化する町民ニーズを継続的に把握し、在宅医療を実施する医療機関の拡充、在宅医療を支える福祉サービスとの連携体制の充実も図っていきます。 <p>(2) 下越圏域における救急医療、災害医療体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 救急医療の機能分担と連携体制を強化するため、医師会、医療機関、消防機関、行政等の関係機関による協議・検討に積極的に参画します。 ● 救急医療機関の適正受診や救急搬送の適切な利用等について、医療機関、消防機関等と協働して町民に普及啓発を図ります。 ● 災害時でも迅速に医療体制を確保するために、新発田地域災害医療コーディネートチームの調整機能や対応力強化のための実践的な研修や訓練に積極的に参加し、本町の医療救護活動の構築を目指します。 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	かかりつけ医(内科)がある者の割合	町民の受療行動及び医療機関の充実状況を示す指標	かかりつけ医がある20歳以上の割合(町民の健康に関するアンケート調査)	68.77%(2023)	80%	保健福祉課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																					
かかりつけ医(内科)がある者の割合	町民の受療行動及び医療機関の充実状況を示す指標	かかりつけ医がある20歳以上の割合(町民の健康に関するアンケート調査)	59.9%(2017)	70%	保健福祉課																					
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																					
かかりつけ医(内科)がある者の割合	町民の受療行動及び医療機関の充実状況を示す指標	かかりつけ医がある20歳以上の割合(町民の健康に関するアンケート調査)	68.77%(2023)	80%	保健福祉課																					

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 II 生涯健康に暮らせるまちづくり

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																					
<p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国保診療所の役割充実</td> <td>診療所と各病院、薬局との連携など病診連携、病診薬連携を今後も促進し、町民にとって身近で受診しやすい体制を保つとともに、多様化する町民ニーズを継続的に把握し、在宅医療の基盤整備に努めていきます。</td> <td>国保診療所 保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>救急医療体制に関する正しい情報提供</td> <td>救急医療機関の適正受診や救急搬送の適切な利用等について、医療機関、消防機関等と協働して町民に普及啓発を図ります。</td> <td>保健福祉課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	国保診療所の役割充実	診療所と各病院、薬局との連携など病診連携、病診薬連携を今後も促進し、町民にとって身近で受診しやすい体制を保つとともに、多様化する町民ニーズを継続的に把握し、在宅医療の基盤整備に努めていきます。	国保診療所 保健福祉課	救急医療体制に関する正しい情報提供	救急医療機関の適正受診や救急搬送の適切な利用等について、医療機関、消防機関等と協働して町民に普及啓発を図ります。	保健福祉課	<p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国保診療所の役割充実</td> <td>診療所と各病院、薬局との連携など病診連携、病診薬連携を今後も促進し、町民にとって身近で受診しやすい体制を保つとともに、多様化する町民ニーズを継続的に把握し、在宅医療の基盤整備に努めていきます。</td> <td>国保診療所 保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>救急医療体制に関する正しい情報提供</td> <td>救急医療機関の適正受診や救急搬送の適切な利用等について、医療機関、消防機関等と協働して町民に普及啓発を図ります。</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>災害医療体制の構築</td> <td>新発田地域災害医療コーディネートチームの調整機能や対応力強化のための実践的な研修や訓練に積極的に参画し、災害時医療体制の構築を目指します。</td> <td>保健福祉課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	国保診療所の役割充実	診療所と各病院、薬局との連携など病診連携、病診薬連携を今後も促進し、町民にとって身近で受診しやすい体制を保つとともに、多様化する町民ニーズを継続的に把握し、在宅医療の基盤整備に努めていきます。	国保診療所 保健福祉課	救急医療体制に関する正しい情報提供	救急医療機関の適正受診や救急搬送の適切な利用等について、医療機関、消防機関等と協働して町民に普及啓発を図ります。	保健福祉課	災害医療体制の構築	新発田地域災害医療コーディネートチームの調整機能や対応力強化のための実践的な研修や訓練に積極的に参画し、災害時医療体制の構築を目指します。	保健福祉課	
主要事業名	事業の説明	担当課																					
国保診療所の役割充実	診療所と各病院、薬局との連携など病診連携、病診薬連携を今後も促進し、町民にとって身近で受診しやすい体制を保つとともに、多様化する町民ニーズを継続的に把握し、在宅医療の基盤整備に努めていきます。	国保診療所 保健福祉課																					
救急医療体制に関する正しい情報提供	救急医療機関の適正受診や救急搬送の適切な利用等について、医療機関、消防機関等と協働して町民に普及啓発を図ります。	保健福祉課																					
主要事業名	事業の説明	担当課																					
国保診療所の役割充実	診療所と各病院、薬局との連携など病診連携、病診薬連携を今後も促進し、町民にとって身近で受診しやすい体制を保つとともに、多様化する町民ニーズを継続的に把握し、在宅医療の基盤整備に努めていきます。	国保診療所 保健福祉課																					
救急医療体制に関する正しい情報提供	救急医療機関の適正受診や救急搬送の適切な利用等について、医療機関、消防機関等と協働して町民に普及啓発を図ります。	保健福祉課																					
災害医療体制の構築	新発田地域災害医療コーディネートチームの調整機能や対応力強化のための実践的な研修や訓練に積極的に参画し、災害時医療体制の構築を目指します。	保健福祉課																					
<p>7 国民健康保険事業の充実</p>	<p>7 国民健康保険事業の充実</p>																						
<p>【現状と課題】 (国保の広域化対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2015年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、2018年度から県が市町村とともに保険者となりました。県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的役割を担っています。市町村は従来どおり資格管理、保険給付、保険料(税)率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を担います。この広域化の取組を円滑に進めるため市町村は県と引き続き協議が必要となっています。 <p>(国保税の収納率向上対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国保の安定した運営を行うには、国保財政の19%(2019年度決算値)を占める保険税収入はきわめて重要となります。目的税という観点及び被保険者間の公平性を維持するためにも、収納率向上は重要な課題となっています。 徴収に係る事務負担軽減を図ること、また、納税者の利便性を向上させる観点から、口座振替による納入を奨励することが重要となっています。 	<p>関連するSDGs</p>  <p>【現状と課題】 (国保の広域化対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2015年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、2018年度から県が市町村とともに保険者となりました。県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的役割を担っています。市町村は従来どおり資格管理、保険給付、保険料(税)率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を担います。この広域化の取組を円滑に進めるため市町村は県と引き続き協議が必要となっています。 <p>(国保税の収納率向上対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国保の安定した運営を行うには、国保財政の18%(2024年度決算値)を占める保険税収入はきわめて重要となります。目的税という観点及び被保険者間の公平性を維持するためにも、収納率向上は重要な課題となっています。 収納率の向上を図るため、<u>納入忘れのない口座振替を推奨していますが、近年の口座振替率は伸びていない状況です。引き続き口座振替への移行を推進するとともに、納入者の利便性を図るため、様々な費用決済サービスの導入が課題となっています。</u> 																						

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 II 生涯健康に暮らせるまちづくり

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																																																				
<p>(医療費の適正化対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国保の2019年度疾病別医療費割合では、がん・高血圧疾患・糖尿病といった生活習慣病が約6割を占めています。被保険者が健康な時から健康づくりに関心を持つために、健康維持・増進を図っていく一次予防対策の推進が重要となります。 生活習慣病は、早期発見・早期治療で重症化を防ぐことができるので、医療費適正化を図る観点から、日頃から自身の健康状態を把握し、適正な医療・保健事業等につなぐことが必要となっています。 <p>【基本方針】 公平な税負担で、被保険者が必要とする適正な医療・保健事業等につなぐことができる国保の運営に努めます。</p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国保税収納率</td> <td>現年一般分の調整交付金基準の確保状況を示す指標</td> <td>(収入額/調定額) × 100</td> <td>97.1% (2019)</td> <td>97.5%</td> <td>町民課</td> </tr> <tr> <td>特定健診受診率</td> <td rowspan="2">保健事業の充実の状況を示す指標</td> <td>(受診者数/特定健診対象者数) × 100</td> <td>53.0% (2019)</td> <td>60%</td> <td>町民課</td> </tr> <tr> <td>特定保健指導実施率</td> <td>(特定保健指導実施者数/特定保健指導該当者数) × 100</td> <td>40.3% (2019)</td> <td>60%</td> <td>町民課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">国民健康保険事業の充実 </p> <p style="text-align: center;">(1) 国保の広域化対策 (2) 国保税の収納率向上対策 (3) 医療費の適正化対策</p> </div> <p>(1) 国保の広域化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料水準のあり方について、市町村ごとの医療費水準や医療提供体制等の差に留意しつつ、将来的な統一を視野に、統一化の定義や前提条件及び統一に必要な要素ごとの課題の整理と対応方法を協議します。 国保運営の広域化とともに、保険料水準の将来的な統一を見据えた国保税の適正賦課や保険給付費の適正化に努めるとともに、レセプト等のデータ分析に基づく加入者の健康増進と医療費適正化のため、データヘルス計画に基づいた保健事業を実施し、健康寿命の延伸を図っていきます。 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	国保税収納率	現年一般分の調整交付金基準の確保状況を示す指標	(収入額/調定額) × 100	97.1% (2019)	97.5%	町民課	特定健診受診率	保健事業の充実の状況を示す指標	(受診者数/特定健診対象者数) × 100	53.0% (2019)	60%	町民課	特定保健指導実施率	(特定保健指導実施者数/特定保健指導該当者数) × 100	40.3% (2019)	60%	町民課	<p>(医療費の適正化対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>2023年度町国保の医療費状況によると、がん・高血圧疾患・糖尿病といった生活習慣病の増加が見られ、その結果、高度医療を必要とするがん治療の増加や脳血管疾患、心筋梗塞、腎不全などの重症化がみられています。</u>被保険者が健康な時から健康づくりに関心を持つために、健康維持・増進を図っていく一次予防対策の推進が重要となります。 生活習慣病は、早期発見・早期治療で重症化を防ぐことができるので、医療費適正化を図る観点から、日頃から自身の健康状態を把握し、適正な医療・保健事業等につなぐことが必要となっています。 <p>【基本方針】 公平な税負担で、被保険者が必要とする適正な医療・保健事業等につなぐことができる国保の運営に努めます。</p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口座振替率</td> <td><u>口座振替を行っている納税義務者の割合を示す指標</u></td> <td><u>(口座振替者/普通徴収者) × 100</u></td> <td><u>60.3% (2024)</u></td> <td><u>65.0%</u></td> <td>町民課</td> </tr> <tr> <td>国保税収納率</td> <td>現年一般分の調整交付金基準の確保状況を示す指標</td> <td>(収入額/調定額) × 100</td> <td><u>98.0% (2024)</u></td> <td><u>98.5%</u></td> <td>町民課</td> </tr> <tr> <td>特定健診受診率</td> <td rowspan="2">保健事業の充実の状況を示す指標</td> <td>(受診者数/特定健診対象者数) × 100</td> <td><u>56.1% (2023)</u></td> <td>60%</td> <td>町民課</td> </tr> <tr> <td>特定保健指導実施率</td> <td>(特定保健指導実施者数/特定保健指導該当者数) × 100</td> <td><u>41.4% (2023)</u></td> <td>60%</td> <td>町民課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">国民健康保険事業の充実 </p> <p style="text-align: center;">(1) 国保の広域化対策 (2) 国保税の収納率向上対策 (3) 医療費の適正化対策</p> </div> <p>(1) 国保の広域化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料水準のあり方について、市町村ごとの医療費水準や医療提供体制等の差に留意しつつ、将来的な統一を視野に、統一化の定義や前提条件及び統一に必要な要素ごとの課題の整理と対応方法を協議します。 国保運営の広域化とともに、保険料水準の将来的な統一を見据えた国保税の適正賦課や保険給付費の適正化に努めるとともに、レセプト等のデータ分析に基づく加入者の健康増進と医療費適正化のため、データヘルス計画¹⁰に基づいた保健事業を実施し、健康寿命の延伸を図っていきます。 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	口座振替率	<u>口座振替を行っている納税義務者の割合を示す指標</u>	<u>(口座振替者/普通徴収者) × 100</u>	<u>60.3% (2024)</u>	<u>65.0%</u>	町民課	国保税収納率	現年一般分の調整交付金基準の確保状況を示す指標	(収入額/調定額) × 100	<u>98.0% (2024)</u>	<u>98.5%</u>	町民課	特定健診受診率	保健事業の充実の状況を示す指標	(受診者数/特定健診対象者数) × 100	<u>56.1% (2023)</u>	60%	町民課	特定保健指導実施率	(特定保健指導実施者数/特定保健指導該当者数) × 100	<u>41.4% (2023)</u>	60%	町民課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																																																	
国保税収納率	現年一般分の調整交付金基準の確保状況を示す指標	(収入額/調定額) × 100	97.1% (2019)	97.5%	町民課																																																	
特定健診受診率	保健事業の充実の状況を示す指標	(受診者数/特定健診対象者数) × 100	53.0% (2019)	60%	町民課																																																	
特定保健指導実施率		(特定保健指導実施者数/特定保健指導該当者数) × 100	40.3% (2019)	60%	町民課																																																	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																																																	
口座振替率	<u>口座振替を行っている納税義務者の割合を示す指標</u>	<u>(口座振替者/普通徴収者) × 100</u>	<u>60.3% (2024)</u>	<u>65.0%</u>	町民課																																																	
国保税収納率	現年一般分の調整交付金基準の確保状況を示す指標	(収入額/調定額) × 100	<u>98.0% (2024)</u>	<u>98.5%</u>	町民課																																																	
特定健診受診率	保健事業の充実の状況を示す指標	(受診者数/特定健診対象者数) × 100	<u>56.1% (2023)</u>	60%	町民課																																																	
特定保健指導実施率		(特定保健指導実施者数/特定保健指導該当者数) × 100	<u>41.4% (2023)</u>	60%	町民課																																																	

¹⁰ データヘルス計画：健診情報等のデータ分析に基づく効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための計画。

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 II 生涯健康に暮らせるまちづくり

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																					
<p>(2) 国保税の収納率向上対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 税務課との連携を図りながら、適切な納税相談が受けられる体制を整備します。納税相談に応じない場合は、資格証審査委員会に諮り、適正な対応を行います。 ● 資格取得などの届出時の窓口対応では、国保税の口座振替を積極的に勧めるとともに広報紙への掲載や、納税通知書へのチラシの同封により、口座振替の利用促進を図ります。 <p>(3) 医療費の適正化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日頃から健康の大切さを認識してもらうために、一次予防などの取組を充実・拡大し、保健師、管理栄養士や健康運動指導士などと連携し、魅力ある取組の実現に努めます。また、「人間ドック」に対する補助を継続して実施し受診率の向上を図り、一次予防と合わせ二次予防(早期発見早期治療・重症化予防)にも取り組み、医療費の適正化に努めます。また、高齢になると老年症候群の症状の影響により、生活習慣病が重症化することがあるため、後期高齢者医療制度の保健事業と介護保険の地域支援事業を一体的に実施し、年代によって途切れることのない支援を実施します。 ● 2018年3月に策定した、「特定健康診査等実施計画」に定められている数値目標や基本事項に従い、受診率の向上を図るための広報活動のほか保健事業の機会を通じて、健康診査の意義や有用性の理解を求めます。また、特定健診後の要指導対象者の特定保健指導の実施は、個別訪問などさまざまな方法で対象者と接触を図り、早期の治療や身体状態の回復、改善のための保健指導を実施します。 ● 国保資格の取得・喪失などの届出は、速やかに行われるよう広報するとともに過誤給付の事務処理を適正に行い、医療費の適正給付に努めます。 <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #add8e6;">主要事業名</th> <th style="background-color: #add8e6;">事業の説明</th> <th style="background-color: #add8e6;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国保特定健康診査事業</td> <td>40歳から74歳を対象に、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び受診後の指導が必要な被保険者を対象とした特定保健指導事業を行います。</td> <td style="text-align: center;">保健福祉課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総合健康診断助成事業</td> <td>30歳から74歳の被保険者のうち、人間ドック及び肺がん検診の受診希望者に対し、7割相当額を国保(町)が費用負担します。</td> <td style="text-align: center;">町民課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	国保特定健康診査事業	40歳から74歳を対象に、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び受診後の指導が必要な被保険者を対象とした特定保健指導事業を行います。	保健福祉課	総合健康診断助成事業	30歳から74歳の被保険者のうち、人間ドック及び肺がん検診の受診希望者に対し、7割相当額を国保(町)が費用負担します。	町民課	<p>(2) 国保税の収納率向上対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 税務課との連携を図りながら、適切な納税相談が受けられる体制を整備します。納税相談に応じない場合は、資格証審査委員会に諮り、適正な対応を行います。 ● <u>広報紙への掲載や納税通知書へのチラシの同封により口座振替を積極的に勧めるとともに、様々な費用決済サービスの導入を検討していきます。</u> <p>(3) 医療費の適正化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日頃から健康の大切さを認識してもらうために、一次予防などの取組を充実・拡大し、保健師、管理栄養士や健康運動指導士などと連携し、魅力ある取組の実現に努めます。また、「<u>人間ドック・肺がん検診</u>」や「<u>脳ドック</u>」に対する補助を継続して実施し、<u>受診率の向上を図るとともに</u>、一次予防と合わせ二次予防(早期発見早期治療・重症化予防)にも取り組み、医療費の適正化に努めます。また、高齢になると老年症候群の症状の影響により、生活習慣病が重症化することがあるため、後期高齢者医療制度の保健事業と介護保険の地域支援事業を一体的に実施し、年代によって途切れることのない支援を実施します。 ● <u>2024</u>年3月に策定した、「特定健康診査等実施計画」に定められている数値目標や基本事項に従い、受診率の向上を図るための広報活動のほか保健事業の機会を通じて、健康診査の意義や有用性の理解を求めます。また、特定健診後の要指導対象者の特定保健指導の実施は、個別訪問などさまざまな方法で対象者と接触を図り、早期の治療や身体状態の回復、改善のための保健指導を実施します。 ● 国保資格の取得・喪失などの届出は、速やかに行われるよう広報するとともに、<u>過誤給付の事務処理を適正に行い、医療費の適正給付に努めます。</u> <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #add8e6;">主要事業名</th> <th style="background-color: #add8e6;">事業の説明</th> <th style="background-color: #add8e6;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国保特定健康診査事業</td> <td>40歳から74歳を対象に、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び受診後の指導が必要な被保険者を対象とした特定保健指導事業を行います。</td> <td style="text-align: center;">保健福祉課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人間ドック等助成事業</td> <td>30歳から74歳の被保険者のうち、人間ドック及び肺がん検診の受診希望者に対し、7割相当額を国保(町)が費用負担します。</td> <td style="text-align: center;">町民課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">脳ドック助成事業</td> <td><u>40歳以上の被保険者のうち、脳ドックの受診希望者に対し、7割相当額を国保(町)が費用負担します。</u></td> <td style="text-align: center;"><u>町民課</u></td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	国保特定健康診査事業	40歳から74歳を対象に、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び受診後の指導が必要な被保険者を対象とした特定保健指導事業を行います。	保健福祉課	人間ドック等助成事業	30歳から74歳の被保険者のうち、人間ドック及び肺がん検診の受診希望者に対し、7割相当額を国保(町)が費用負担します。	町民課	脳ドック助成事業	<u>40歳以上の被保険者のうち、脳ドックの受診希望者に対し、7割相当額を国保(町)が費用負担します。</u>	<u>町民課</u>	
主要事業名	事業の説明	担当課																					
国保特定健康診査事業	40歳から74歳を対象に、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び受診後の指導が必要な被保険者を対象とした特定保健指導事業を行います。	保健福祉課																					
総合健康診断助成事業	30歳から74歳の被保険者のうち、人間ドック及び肺がん検診の受診希望者に対し、7割相当額を国保(町)が費用負担します。	町民課																					
主要事業名	事業の説明	担当課																					
国保特定健康診査事業	40歳から74歳を対象に、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び受診後の指導が必要な被保険者を対象とした特定保健指導事業を行います。	保健福祉課																					
人間ドック等助成事業	30歳から74歳の被保険者のうち、人間ドック及び肺がん検診の受診希望者に対し、7割相当額を国保(町)が費用負担します。	町民課																					
脳ドック助成事業	<u>40歳以上の被保険者のうち、脳ドックの受診希望者に対し、7割相当額を国保(町)が費用負担します。</u>	<u>町民課</u>																					

第5次総合計画 (後期基本計画) 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 Ⅲ 幸せに暮らせる福祉のまちづくり

<p>現行：第5次総合計画 (前期基本計画 2021▶2025)</p>	<p>(案) 第5次総合計画 (後期基本計画 2026▶2030)</p>
<p>Ⅲ 幸せに暮らせる福祉のまちづくり</p> <p>1 地域福祉の充実</p> <p>【現状と課題】 (暮らしに充実感のあるまちづくりの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住んで充実感を味わえるような地域社会となるためには、誰もが地域生活に参加できるまちづくりが必要です。そのためには、本人や家族のニーズに対応できる福祉サービスの提供とともに、住民同士の支えあいが必要不可欠となります。身近な地域で気兼ねなく付きあえる人間関係をつくることができるよう、子どもから高齢者に至るまでのライフステージに応じた仲間づくりを進める必要があります。また、子ども、高齢者、障がい者など世代や属性にとらわれない交流づくりが必要となります。 地域福祉の町民アンケート調査によれば、ボランティア活動への参加意向は過半数となっていますが、「継続的な参加」よりも「機会があれば取り組んでも良い」という意向が多くなっていることを踏まえ、町民の多くが参加しやすいような活動内容の検討を行うとともに、ボランティアへの参加しやすい環境づくりを追求する必要があります。また、公的な福祉サービスの質の向上も引き続き求められることから、町内の福祉サービス事業所が安定した福祉人材の確保ができるように方策を検討する必要があります。 自分や家族の健康、収入や家計、仕事、人間関係、家族の介護、子育てなど、多くの人が何らかの悩みや不安を抱えています。町では、相談窓口を高齢者、障がい者、子ども等各分野に設置し、相談支援体制を整えています。相談内容は多様化、複雑化し、迅速な対応が必要なものも増えています。迅速で確実な対応のためには、地域と協力して早期発見、早期対応を行い、情報の一元化や相談窓口の連携と専門性を高めることが必要です。 犯罪、交通事故、自然災害など、さまざまな脅威から町民、特に高齢者、障がい者、子どもを守る取組が求められています。近所に住む支援が必要な人に対しては、安否確認の声かけなど、町民をはじめ、民生委員・児童委員、学校、福祉サービス事業所・企業などによる地域ぐるみの見守りの充実を図る必要があります。 	<p>Ⅲ 幸せに暮らせる福祉のまちづくり</p> <p>1 地域福祉の充実</p> <p>関連するSDGs</p>  <p>【現状と課題】 (暮らしに充実感のあるまちづくりの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住んで充実感を味わえるような地域社会となるためには、誰もが地域生活に参加できるまちづくりが必要です。そのためには、本人や家族のニーズに対応できる福祉サービスの提供とともに、住民同士の支えあいが必要不可欠となります。身近な地域で気兼ねなく付きあえる人間関係をつくることができるよう、子どもから高齢者に至るまでのライフステージに応じた仲間づくりを進める必要があります。また、子ども、高齢者、障がい者など世代や属性にとらわれない交流づくりが必要となります。 地域福祉の町民アンケート調査によれば、ボランティア活動への参加意向は過半数となっていますが、「継続的な参加」よりも「機会があれば取り組んでも良い」という意向が多くなっていることを踏まえ、町民の多くが参加しやすいような活動内容の検討を行うとともに、ボランティアへの参加しやすい環境づくりを追求する必要があります。また、公的な福祉サービスの質の向上も引き続き求められることから、町内の福祉サービス事業所が安定した福祉人材の確保ができるように方策を検討する必要があります。 自分や家族の健康、収入や家計、仕事、人間関係、家族の介護、子育てなど、多くの人が何らかの悩みや不安を抱えています。町では、相談窓口を高齢者、障がい者、子ども等各分野に設置し、相談支援体制を整えています。相談内容は多様化、複雑化しており、特に<u>単身世帯の高齢者や障がい者の安否に関する相談や配偶者や子どもに対する暴力に関する相談など</u>迅速な対応が必要なものも増えています。迅速で確実な対応のためには、地域と協力して早期発見、早期対応を行い、情報の一元化や相談窓口の連携と専門性を高めることが必要です。 犯罪、交通事故、自然災害など、さまざまな脅威から町民、特に高齢者、障がい者、<u>女性や子どもを守る取組が求められています。単身世帯など特に支援が必要な人に対しては、安否確認の声かけなど、近所に住む方々</u>をはじめ、民生委員・児童委員、学校、福祉サービス事業所・企業などによる地域ぐるみの見守りの充実を図る必要があります。 <u>平成23年に発生した東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち、65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍にも上りました。こうした教訓を踏まえ、介護を必要とする高齢者や障がい者など災害が発生した際に、自ら避難することが困難で、円滑な避難確保のために特に支援が必要な方 (避難行動要支援者) の事前把握を行い、発災時の情報伝達、避難支援、安否確認に活用でき</u>

備考

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 Ⅲ 幸せに暮らせる福祉のまちづくり

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)

・ 社会福祉協議会における地域福祉推進センターでは、専任の生活支援コーディネーターにより地域のグループ活動の組織化や支援が行われています。また、ボランティアセンターでは、ボランティア活動の育成支援を行っています。今後も、地域福祉の推進のため、これらの活動を充実させていく必要があります。

【基本方針】
住民の誰もが住み慣れた地域(集落、学区、町全体)で暮らすことの充実感を味わえるように、住民、事業者、町が協働してまちづくりに取り組みます。

<施策目標(分野別目標)>

指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課
ボランティア数	地域福祉活動の取組状況を示す指標	福祉ボランティア数(団体)	7団体(2019)	8団体	保健福祉課
		福祉ボランティア数(個人)	15名(2019)	18名	保健福祉課
		聖籠さわやかクリーンサポート事業登録団体数	27団体(2019)	35団体	ふるさと整備課
		図書館ボランティア登録人数	34人(2019)	40人	図書館
要支援者災害時避難方法検討率	避難行動要支援者が安心して暮らせる状況を示す指標	避難行動要支援者のうちケアプランの作成に向けて避難方法の検討が行われた者の割合	—	100%	保健福祉課

【施策の方向】

地域福祉の充実 → (1) 暮らしに充実感のあるまちづくりの推進

(1) 暮らしに充実感のあるまちづくりの推進

- 子どもから高齢者、すべての町民が、住み慣れた地域でお互いにふれあい、尊重し、支えあいながら、ともにいきいきと生きることができるまちづくりを目指して策定された地域福祉計画を推進します。
- 住民主体の地域づくりを支援するネットワーク組織の構築を推進します。
- 福祉サービス事業所の人材確保と育成について、仕組みづくりを検討します。
- 地域活動やボランティア活動に気軽に参加できる仕組みづくりを検討するなど、ボランティア活動の育成に努めます。
- 日頃の福祉サービスの一貫性を維持する観点から、居宅の福祉サービス利用者について、災害時の避難方法の検討を行うとともに、災害時ケアプランの作成について集落や関係機関と協議します。

(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)

る体制づくりが必要です。

・ 社会福祉協議会における地域福祉推進センターでは、生活支援コーディネーター¹により地域のグループ活動の組織化や支援が行われています。また、ボランティアセンターでは、ボランティア活動の育成支援を行っています。今後も、地域福祉の推進のため、これらの活動を充実させていく必要があります。

【基本方針】
住民の誰もが住み慣れた地域(集落、学区、町全体)で暮らすことの充実感を味わえるように、住民、事業者、町が協働してまちづくりに取り組みます。

<施策目標(分野別目標)>

指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課
ボランティア数	地域福祉活動の取組状況を示す指標	福祉ボランティア数(団体)	<u>2団体(2024)</u>	8団体	保健福祉課
		福祉ボランティア数(個人)	<u>36名(2024)</u>	<u>40名</u>	保健福祉課
		聖籠さわやかクリーンサポート事業登録団体数	<u>42団体(2024)</u>	<u>47団体</u>	ふるさと整備課
		図書館ボランティア登録人数	<u>24人(2024)</u>	<u>25人</u>	図書館
要支援者災害時避難方法検討率	避難行動要支援者が安心して暮らせる状況を示す指標	避難行動要支援者のうち個別避難計画の作成に向けて避難方法の検討が行われた者の割合	<u>4.0%(2024)</u>	<u>70%</u>	保健福祉課

【施策の方向】


地域福祉の充実 → (1) 暮らしに充実感のあるまちづくりの推進

(1) 暮らしに充実感のあるまちづくりの推進

- 子どもから高齢者、すべての町民が、住み慣れた地域でお互いにふれあい、尊重し、支えあいながら、ともにいきいきと生きることができるまちづくりを目指して策定された地域福祉計画を推進します。
- 住民主体の地域づくりを支援するネットワーク組織の構築を推進します。
- 福祉サービス事業所の人材確保と育成について、仕組みづくりを検討します。
- 社会福祉協議会と連携し、地域活動やボランティア活動の様子を紹介するなど活動に対するきっかけづくりを推進します。
- 介護を必要とする高齢者や障がい者など災害時に自力での円滑な避難が困難な方を掲載する避難行動要支援者名簿を整備するとともに、要支援者一人ひとりの状況に合わせた個別避難計画の作成を集落や関係機関と連携をしながら推進します。

¹ 生活支援コーディネーター：高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的に全国の市町村に配置されている推進員。

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 Ⅲ 幸せに暮らせる福祉のまちづくり

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)																					
<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の保健福祉に関する町単独事業は、助成事業の割合が大きくなっているため、重要度が増している事業のニーズを踏まえ、町単独事業の在り方を見直し、必要な保健福祉事業に財源を振り向けます。 ● 社会福祉協議会で実施している地域福祉推進センターやボランティアセンターの活動を支援し、共に地域福祉の推進に努めます。 <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域福祉計画の推進</td> <td>「地域福祉の向上と推進」の理念を明確にするため、社会福祉法第107条の規定により定めた地域福祉計画を推進します。</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>町社会福祉協議会助成事業</td> <td>町社会福祉協議会の地域福祉推進センターやボランティアセンターで行っている事業の充実、拡大を目的に業務委託や助成事業を行います。</td> <td>保健福祉課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	地域福祉計画の推進	「地域福祉の向上と推進」の理念を明確にするため、社会福祉法第107条の規定により定めた地域福祉計画を推進します。	保健福祉課	町社会福祉協議会助成事業	町社会福祉協議会の地域福祉推進センターやボランティアセンターで行っている事業の充実、拡大を目的に業務委託や助成事業を行います。	保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の保健福祉に関する町単独事業は、助成事業の割合が大きくなっているため、重要度が増している事業のニーズを踏まえ、町単独事業の在り方を見直し、必要な保健福祉事業に財源を振り向けます。 ● 社会福祉協議会で実施している地域福祉推進センターやボランティアセンターの活動を支援し、共に地域福祉の推進に努めます。 ● <u>ボランティア団体同士が横のつながりを持ち、時には協働して活動する関係性を築くことができるよう社会福祉協議会が進めるボランティア団体連絡会の設立を町としても支援していきます。</u> <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域福祉計画の推進及び地域福祉活動計画との連携</td> <td>「地域福祉の向上と推進」の理念を明確にするため、<u>地域福祉計画を推進します。</u>社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、<u>地域福祉計画とともに聖籠町の地域福祉の推進を目的とする計画です。二つの計画が一体となって様々な地域課題の解決に取り組めるよう社会福祉協議会との連携・協力を強化します。</u></td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>町社会福祉協議会助成事業</td> <td>町社会福祉協議会の地域福祉推進センターやボランティアセンターで行っている事業の充実、拡大を目的に業務委託や助成事業を行います。</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者名簿等作成事業</td> <td>避難行動要支援者名簿を整備するとともに、<u>要支援者の個別避難計画を作成し、地域や関係機関と情報を共有することにより、地域における避難支援体制の強化を推進します。</u></td> <td>保健福祉課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	地域福祉計画の推進及び地域福祉活動計画との連携	「地域福祉の向上と推進」の理念を明確にするため、 <u>地域福祉計画を推進します。</u> 社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、 <u>地域福祉計画とともに聖籠町の地域福祉の推進を目的とする計画です。二つの計画が一体となって様々な地域課題の解決に取り組めるよう社会福祉協議会との連携・協力を強化します。</u>	保健福祉課	町社会福祉協議会助成事業	町社会福祉協議会の地域福祉推進センターやボランティアセンターで行っている事業の充実、拡大を目的に業務委託や助成事業を行います。	保健福祉課	避難行動要支援者名簿等作成事業	避難行動要支援者名簿を整備するとともに、 <u>要支援者の個別避難計画を作成し、地域や関係機関と情報を共有することにより、地域における避難支援体制の強化を推進します。</u>	保健福祉課
主要事業名	事業の説明	担当課																				
地域福祉計画の推進	「地域福祉の向上と推進」の理念を明確にするため、社会福祉法第107条の規定により定めた地域福祉計画を推進します。	保健福祉課																				
町社会福祉協議会助成事業	町社会福祉協議会の地域福祉推進センターやボランティアセンターで行っている事業の充実、拡大を目的に業務委託や助成事業を行います。	保健福祉課																				
主要事業名	事業の説明	担当課																				
地域福祉計画の推進及び地域福祉活動計画との連携	「地域福祉の向上と推進」の理念を明確にするため、 <u>地域福祉計画を推進します。</u> 社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、 <u>地域福祉計画とともに聖籠町の地域福祉の推進を目的とする計画です。二つの計画が一体となって様々な地域課題の解決に取り組めるよう社会福祉協議会との連携・協力を強化します。</u>	保健福祉課																				
町社会福祉協議会助成事業	町社会福祉協議会の地域福祉推進センターやボランティアセンターで行っている事業の充実、拡大を目的に業務委託や助成事業を行います。	保健福祉課																				
避難行動要支援者名簿等作成事業	避難行動要支援者名簿を整備するとともに、 <u>要支援者の個別避難計画を作成し、地域や関係機関と情報を共有することにより、地域における避難支援体制の強化を推進します。</u>	保健福祉課																				
<h2>2 高齢者福祉及び介護予防の充実</h2> <p>【現状と課題】 (生きがい活動づくりの応援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会構造の変化により定年退職後の就労者が増加し、老人クラブの加入者数は減少しています。 ● 高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会とのつながりや生きがいを持ちながら生活を続けることができるように、社会的交流活動への参加を促進していく必要があります。 <p>(見守り・支援体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 超高齢社会の進展に伴い、高齢者のみ世帯や認知症の高齢者が増加し、買い物、ゴミ出し、金銭管理等の日 	<h2>2 高齢者福祉及び介護予防の充実</h2> <p>関連するSDGs</p>  <p>【現状と課題】 (生きがい活動づくりの応援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少により、65歳以上の就労者が増加しています。また、家庭内での役割の変化、趣味や生涯学習等の多様な活動への参加等の影響で、</u>老人クラブの加入者数は減少しています。 ● 高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会とのつながりや生きがいを持ちながら生活を続けることができるように、社会的交流活動への参加を促進していく必要があります。 <p>(見守り・支援体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 超高齢社会の進展に伴い、<u>単身高齢者及び高齢者のみ世帯に加え、</u>認知症の高齢者が増加し、買い物、ゴミ 																					

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 Ⅲ 幸せに暮らせる福祉のまちづくり

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)																																																
<p>常生活に見守りや支援を必要とする高齢者が増加しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者が住み慣れた地域での生活を希望しても、認知症や日常生活での判断力の低下により、家族や親戚等の支援が期待できず、在宅生活の継続が困難になる場合が増加しています。 家族、地域、関係機関との連携を図り、支援を必要とする高齢者の見守り体制及び支援体制を充実していく必要があります。 <p>(介護予防の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者のフレイル予防のために、地域での介護予防の取組への支援を実施していますが、参加者が固定化している傾向があり、介護予防に取り組む地域主体の数の増加など、更なる参加を促進する必要があります。 高齢者が住み慣れた地域でいきいきした生活を続けることができるように、高齢者への健康教育や運動指導などの介護予防の普及啓発に関する取組を継続的に実施していく必要があります。 <p>(地域包括支援センターの充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者人口は年々増加しており、高齢者及び家族を取り巻く課題は多様化・複雑化の傾向があります。 在宅介護実態調査の結果では、日中及び夜間の排泄や認知症の対応に不安をもつ介護者が多くなっています。高齢者及び介護者が地域で不安が少なく生活を継続できるように、在宅介護ニーズを効果的にサービスにつなげる方策を検討していく必要があります。 高齢者への支援に関する中核的な機関として、地域包括支援センターの機能を強化していく必要があります。 <p>【基本方針】</p> <p>誰もがその人らしく健康で自立した生活を実現するため、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、ともに生きるまちづくりを推進します。</p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護認定率</td> <td>高齢者における介護認定状況を示す指標</td> <td>(65歳以上の介護認定者数/65歳以上人口)×100</td> <td>15.4%(2019)</td> <td>15.3%</td> <td>長寿支援課</td> </tr> <tr> <td>働く、学ぶ、地域で活動することへの関わりが少ない高齢者の割合</td> <td>高齢者における社会参画の指標</td> <td>2023年に実施予定の60～74歳までの町民アンケートの結果、活動が「半年に1回以上」と「していない」と回答した人の合計の割合</td> <td>21.8%(2017)</td> <td>10%以下</td> <td>長寿支援課</td> </tr> <tr> <td>認知症サポーター養成講座の参加人数</td> <td>町民の権利擁護(認知症、成年後見など)への理解を示す指標</td> <td>認知症サポーター講座の参加人数</td> <td>157人(2019)</td> <td>300人</td> <td>長寿支援課</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	介護認定率	高齢者における介護認定状況を示す指標	(65歳以上の介護認定者数/65歳以上人口)×100	15.4%(2019)	15.3%	長寿支援課	働く、学ぶ、地域で活動することへの関わりが少ない高齢者の割合	高齢者における社会参画の指標	2023年に実施予定の60～74歳までの町民アンケートの結果、活動が「半年に1回以上」と「していない」と回答した人の合計の割合	21.8%(2017)	10%以下	長寿支援課	認知症サポーター養成講座の参加人数	町民の権利擁護(認知症、成年後見など)への理解を示す指標	認知症サポーター講座の参加人数	157人(2019)	300人	長寿支援課	<p>出し、金銭管理等の日常生活に見守りや支援を必要とする高齢者が増加しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者が住み慣れた地域での生活を希望しても、認知症や日常生活での判断力の低下、家族や親戚等の支援が受けられない等の理由により、在宅生活の継続が困難になる事例が増加しています。 家族、地域、関係機関との連携を図り、支援を必要とする高齢者の見守り体制及び支援体制を充実していく必要があります。 <p>(介護予防の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者のフレイル予防のために、地域での介護予防の取組への支援を実施していますが、参加者が固定化している傾向があり、介護予防に取り組む地域主体の数の増加など、更なる参加を促進する必要があります。 <u>要介護認定者のうち、新規認定者の約6割が要支援1から要介護1までの回復が見込める方であり、自分らしくいきいきとした生活を取り戻すための取組を推進していく必要があります。</u> 高齢者が住み慣れた地域でいきいきした生活を続けることができるように、高齢者への健康教育や運動指導などの介護予防の普及啓発に関する取組を継続的に実施していく必要があります。 <p>(地域包括支援センターの充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者人口は年々増加しており、高齢者及び家族を取り巻く課題は多様化・複雑化の傾向があります。 在宅介護実態調査の結果では、日中及び夜間の排泄や<u>食事の準備(調理)</u>、認知症の対応に不安をもつ介護者が多くなっています。高齢者及び介護者が地域で不安が少なく生活を継続できるように、在宅介護ニーズを効果的にサービスにつなげる方策を検討していく必要があります。 高齢者への支援に関する中核的な機関として、地域包括支援センター²の機能を強化していく必要があります。 <p>【基本方針】</p> <p>誰もがその人らしく健康で自立した生活を実現するため、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、ともに生きるまちづくりを推進します。</p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護認定率</td> <td>高齢者における介護認定状況を示す指標</td> <td>(65歳以上の介護認定者数/65歳以上人口)×100</td> <td><u>16.9%</u>(2024)</td> <td><u>16.8%</u></td> <td>長寿支援課</td> </tr> <tr> <td><u>地域のつどいの場の開催団体</u></td> <td><u>社会的・運動的フレイルの予防の拠点を示す指標</u></td> <td><u>地域のお茶の間や体操団体等の数</u></td> <td><u>33か所</u>(2024)</td> <td><u>39か所</u></td> <td>長寿支援課</td> </tr> <tr> <td><u>認知症普及啓発事業の参加人数</u></td> <td>町民の権利擁護(認知症、成年後見など)への理解を示す指標</td> <td><u>認知症サポーター講座及び講演会等の参加人数</u></td> <td><u>255人</u>(2024)</td> <td><u>290人</u></td> <td>長寿支援課</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	介護認定率	高齢者における介護認定状況を示す指標	(65歳以上の介護認定者数/65歳以上人口)×100	<u>16.9%</u> (2024)	<u>16.8%</u>	長寿支援課	<u>地域のつどいの場の開催団体</u>	<u>社会的・運動的フレイルの予防の拠点を示す指標</u>	<u>地域のお茶の間や体操団体等の数</u>	<u>33か所</u> (2024)	<u>39か所</u>	長寿支援課	<u>認知症普及啓発事業の参加人数</u>	町民の権利擁護(認知症、成年後見など)への理解を示す指標	<u>認知症サポーター講座及び講演会等の参加人数</u>	<u>255人</u> (2024)	<u>290人</u>	長寿支援課
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																																												
介護認定率	高齢者における介護認定状況を示す指標	(65歳以上の介護認定者数/65歳以上人口)×100	15.4%(2019)	15.3%	長寿支援課																																												
働く、学ぶ、地域で活動することへの関わりが少ない高齢者の割合	高齢者における社会参画の指標	2023年に実施予定の60～74歳までの町民アンケートの結果、活動が「半年に1回以上」と「していない」と回答した人の合計の割合	21.8%(2017)	10%以下	長寿支援課																																												
認知症サポーター養成講座の参加人数	町民の権利擁護(認知症、成年後見など)への理解を示す指標	認知症サポーター講座の参加人数	157人(2019)	300人	長寿支援課																																												
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																																												
介護認定率	高齢者における介護認定状況を示す指標	(65歳以上の介護認定者数/65歳以上人口)×100	<u>16.9%</u> (2024)	<u>16.8%</u>	長寿支援課																																												
<u>地域のつどいの場の開催団体</u>	<u>社会的・運動的フレイルの予防の拠点を示す指標</u>	<u>地域のお茶の間や体操団体等の数</u>	<u>33か所</u> (2024)	<u>39か所</u>	長寿支援課																																												
<u>認知症普及啓発事業の参加人数</u>	町民の権利擁護(認知症、成年後見など)への理解を示す指標	<u>認知症サポーター講座及び講演会等の参加人数</u>	<u>255人</u> (2024)	<u>290人</u>	長寿支援課																																												

² 地域包括支援センター：高齢者が地域で生活していくために介護、医療、財産管理、虐待防止などさまざまな問題に対し、総合的に支援していく中核機関。

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 Ⅲ 幸せに暮らせる福祉のまちづくり

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)
<p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>高齢者福祉の充実及び介護予防の充実 →</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生きがい活動づくりの応援 (2) 見守り・支援体制の強化 (3) 介護予防の充実 (4) 地域包括支援センターの充実 </div> <p>(1) 生きがい活動づくりの応援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が気軽に通える地域の通いの場の充実を図ります。 ● 生活支援コーディネーターが、地域活動の中で地域の課題及びニーズを把握し、活動の支援をします。 ● 地域活動、ボランティア活動、社会教育活動等において、高齢者のもつ能力や技術、趣味活動が発揮できる場の充実を図ります。 ● 高齢者のやりたいことを通じた社会参加を促すため、老人クラブへの参加を促進しつつ、高齢者の働き、学び、交流したいというニーズに応えられるような体制の整備を、関係機関と連携しながら推進します。 <p>(2) 見守り・支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域、社会福祉協議会その他関係機関との連携を図り、支援を必要とする高齢者のニーズを把握しつつ、必要なサービスの構築に努めます。 ● 認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるように、認知症施策を推進します。 ● 日常生活で判断能力が不十分の人に対する相談体制を充実し、成年後見制度の普及啓発及び利用の促進に取り組みます。 <p>(3) 介護予防の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 集落や老人クラブ等が主体的に健康体操教室等の介護予防の取組を実施できるように、運動指導や健康教育等の支援を行い、地域での介護予防活動の活性化に努めます。 <p>(4) 地域包括支援センターの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で可能な限り自立した生活が送れるように、地域包括ケアシステムの深化・推進のための取組を継続します。 ● 町の介護保険のサービス水準を適正に維持しつつ、可能なかぎり介護保険料の抑制を図るとともに、地域ケア会議及び地域包括支援センターの各種事業、また地区担当保健師、地域住民及び関係機関を通じて地域課題及びニーズを把握し、必要なサービスの提供及び創出を図っていきます。 ● 高齢者の課題に迅速かつ適切に対応するため、地区担当保健師及び関係機関の多職種との連携を強化すると 	<p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>高齢者福祉の充実及び介護予防の充実 →</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生きがい活動づくりの応援 (2) 見守り・支援体制の強化 (3) 介護予防の充実 (4) 地域包括支援センターの充実 </div> <p>(1) 生きがい活動づくりの応援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動の担い手である老人クラブ活動を継続支援するとともに、高齢者が気軽に通える地域の通いの場の充実を図ります。 ● 地域活動、ボランティア活動、社会教育活動等において、高齢者のもつ能力や技術、趣味活動が発揮できる場の充実を図ります。 ● 生活支援コーディネーターが、地域活動の中で地域の課題及びニーズを把握し、活動の支援をします。 ● 高齢者のやりたいことを通じた社会参加を促すため、高齢者の働き、学び、交流したいというニーズに応えられるような体制の整備を、関係機関と連携しながら推進します。 ● <u>生活の安定と福祉の増進のため、高齢者の生きがいを支援します。</u> <p>(2) 見守り・支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域、社会福祉協議会その他関係機関との連携を図り、支援を必要とする高齢者のニーズを把握しつつ、必要なサービスの構築に努めます。 ● 認知症の人ができる限り <u>住み慣れた地域で</u>自分らしく暮らし続けることができるように、必要に応じてサービス導入支援や権利擁護支援を行いつつ、総合的な認知症施策等を推進します。 ● 日常生活で判断能力が不十分の人に対する相談体制を充実し、成年後見制度の普及啓発及び利用の促進に取り組みます。 <p>(3) 介護予防の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 集落や老人クラブ等が主体的に健康体操教室等の介護予防の取組を実施できるように、運動指導や健康教育等の支援を行い、地域での介護予防活動の活性化に努めます。 ● <u>認知症や障がいの有無にかかわらず、地域に暮らす高齢者が自立した生活を送ることができる支援体制を構築し、住民が活動を選択できるように支援していきます。</u> ● <u>フレイルの早期発見及び重度化を予防するための普及啓発活動を地域で推進していきます。</u> <p>(4) 地域包括支援センターの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で可能な限り自立した生活が送れるように、地域包括ケアシステムの深化・推進のための取組を継続します。 ● 町の介護保険のサービス水準を適正に維持しつつ、可能なかぎり介護保険料の抑制を図るとともに、地域ケア会議及び地域包括支援センターの各種事業、また地区担当保健師、地域住民及び関係機関を通じて地域課題及びニーズを把握し、必要なサービスの提供及び創出を図っていきます。 ● 高齢者の課題に迅速かつ適切に対応するため、地区担当保健師及び関係機関の多職種との連携を強化すると


備考

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 Ⅲ 幸せに暮らせる福祉のまちづくり

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)			(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)																																																											
<p>ともに、地域包括支援センターの機能強化を目指して、必要な専門職の確保などの体制整備を更に推進していきます。</p> <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人クラブ活動費補助事業</td> <td>老人クラブへの活動費助成により、高齢者の社会参加活動の活性化を図ります。</td> <td>長寿支援課</td> </tr> <tr> <td>高齢者フレイル対策事業</td> <td>運動指導や健康教育をとおしてフレイルを改善し、いきいきした生活を送れるよう支援します。</td> <td>長寿支援課</td> </tr> <tr> <td>地域の通いの場の充実</td> <td>高齢者が日常的に地域の方々とふれあう場所の拡充を図ります。</td> <td>長寿支援課</td> </tr> <tr> <td>認知症総合支援事業</td> <td>認知症に関する相談窓口を整備し、関連事業を推進します。特に保健、医療、福祉、教育、職域等と連携を強化し、町民の認知症に対する理解を深め、介護力の強化・向上を図ります。</td> <td>長寿支援課</td> </tr> <tr> <td>成年後見制度利用促進事業</td> <td>成年後見制度についての普及啓発を行い、利用促進を図ります。</td> <td>長寿支援課</td> </tr> <tr> <td>地域包括支援センターの体制整備</td> <td>地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、専門職の確保及び高齢者や地域全体の課題に対する取組の拡充を図ります。</td> <td>長寿支援課</td> </tr> <tr> <td>高齢者福祉計画・介護保険事業計画見直し</td> <td>高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険町関連計画、県計画との整合を図り、計画を見直します。</td> <td>町民課 長寿支援課</td> </tr> </tbody> </table>			主要事業名	事業の説明	担当課	老人クラブ活動費補助事業	老人クラブへの活動費助成により、高齢者の社会参加活動の活性化を図ります。	長寿支援課	高齢者フレイル対策事業	運動指導や健康教育をとおしてフレイルを改善し、いきいきした生活を送れるよう支援します。	長寿支援課	地域の通いの場の充実	高齢者が日常的に地域の方々とふれあう場所の拡充を図ります。	長寿支援課	認知症総合支援事業	認知症に関する相談窓口を整備し、関連事業を推進します。特に保健、医療、福祉、教育、職域等と連携を強化し、町民の認知症に対する理解を深め、介護力の強化・向上を図ります。	長寿支援課	成年後見制度利用促進事業	成年後見制度についての普及啓発を行い、利用促進を図ります。	長寿支援課	地域包括支援センターの体制整備	地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、専門職の確保及び高齢者や地域全体の課題に対する取組の拡充を図ります。	長寿支援課	高齢者福祉計画・介護保険事業計画見直し	高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険町関連計画、県計画との整合を図り、計画を見直します。	町民課 長寿支援課	<p>ともに、地域包括支援センターの機能強化を目指して、必要な専門職の確保などの体制整備を更に推進していきます。</p> <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人クラブ活動費補助事業</td> <td>老人クラブへの活動費助成により、高齢者の社会参加活動の活性化を図ります。</td> <td>長寿支援課</td> </tr> <tr> <td>高齢者フレイル対策事業</td> <td>運動指導や健康教育をとおしてフレイルを改善し、いきいきした生活を送れるよう支援します。</td> <td>長寿支援課</td> </tr> <tr> <td>地域の通いの場の充実</td> <td>高齢者が日常的に地域の方々とふれあう場所の拡充を図ります。</td> <td>長寿支援課</td> </tr> <tr> <td>認知症総合支援事業</td> <td>認知症に関する相談窓口を整備し、関連事業を推進します。特に保健、医療、福祉、教育、職域等と連携を強化し、町民の認知症に対する理解を深め、介護力の強化・向上を図ります。</td> <td>長寿支援課</td> </tr> <tr> <td>成年後見制度利用促進事業</td> <td>成年後見制度についての普及啓発を行い、利用促進を図ります。</td> <td>長寿支援課</td> </tr> <tr> <td>地域包括支援センターの体制整備</td> <td>地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、専門職の確保及び高齢者や地域全体の課題に対する取組の拡充を図ります。</td> <td>長寿支援課</td> </tr> <tr> <td>高齢者福祉計画・介護保険事業計画見直し</td> <td>高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険町関連計画、県計画との整合を図り、計画を見直します。</td> <td>町民課 長寿支援課</td> </tr> <tr> <td>長寿応援給付金事業</td> <td><u>高齢者の長寿を祝い、誰もがその人らしく住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう、生活の安定と福祉の増進を図るため、給付金を支給します。</u></td> <td>長寿支援課</td> </tr> <tr> <td>高齢者タクシー利用料金の助成</td> <td><u>運転免許を保有していない高齢者がタクシーを利用する場合の費用を一部助成することで高齢者が自立した生活を送るために必要な外出を支援するとともに社会参加を促進します。</u></td> <td>長寿支援課</td> </tr> <tr> <td>通所型サービスC事業</td> <td><u>フレイルの状態にあり、その状態の改善が期待できる高齢者を保健・医療・介護の専門職が、短期的集中的に運動・口腔・栄養面で関わることで改善に導き、自分らしい生活をめざすために支援します。</u></td> <td>長寿支援課</td> </tr> </tbody> </table>			主要事業名	事業の説明	担当課	老人クラブ活動費補助事業	老人クラブへの活動費助成により、高齢者の社会参加活動の活性化を図ります。	長寿支援課	高齢者フレイル対策事業	運動指導や健康教育をとおしてフレイルを改善し、いきいきした生活を送れるよう支援します。	長寿支援課	地域の通いの場の充実	高齢者が日常的に地域の方々とふれあう場所の拡充を図ります。	長寿支援課	認知症総合支援事業	認知症に関する相談窓口を整備し、関連事業を推進します。特に保健、医療、福祉、教育、職域等と連携を強化し、町民の認知症に対する理解を深め、介護力の強化・向上を図ります。	長寿支援課	成年後見制度利用促進事業	成年後見制度についての普及啓発を行い、利用促進を図ります。	長寿支援課	地域包括支援センターの体制整備	地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、専門職の確保及び高齢者や地域全体の課題に対する取組の拡充を図ります。	長寿支援課	高齢者福祉計画・介護保険事業計画見直し	高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険町関連計画、県計画との整合を図り、計画を見直します。	町民課 長寿支援課	長寿応援給付金事業	<u>高齢者の長寿を祝い、誰もがその人らしく住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう、生活の安定と福祉の増進を図るため、給付金を支給します。</u>	長寿支援課	高齢者タクシー利用料金の助成	<u>運転免許を保有していない高齢者がタクシーを利用する場合の費用を一部助成することで高齢者が自立した生活を送るために必要な外出を支援するとともに社会参加を促進します。</u>	長寿支援課	通所型サービスC事業	<u>フレイルの状態にあり、その状態の改善が期待できる高齢者を保健・医療・介護の専門職が、短期的集中的に運動・口腔・栄養面で関わることで改善に導き、自分らしい生活をめざすために支援します。</u>	長寿支援課
主要事業名	事業の説明	担当課																																																												
老人クラブ活動費補助事業	老人クラブへの活動費助成により、高齢者の社会参加活動の活性化を図ります。	長寿支援課																																																												
高齢者フレイル対策事業	運動指導や健康教育をとおしてフレイルを改善し、いきいきした生活を送れるよう支援します。	長寿支援課																																																												
地域の通いの場の充実	高齢者が日常的に地域の方々とふれあう場所の拡充を図ります。	長寿支援課																																																												
認知症総合支援事業	認知症に関する相談窓口を整備し、関連事業を推進します。特に保健、医療、福祉、教育、職域等と連携を強化し、町民の認知症に対する理解を深め、介護力の強化・向上を図ります。	長寿支援課																																																												
成年後見制度利用促進事業	成年後見制度についての普及啓発を行い、利用促進を図ります。	長寿支援課																																																												
地域包括支援センターの体制整備	地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、専門職の確保及び高齢者や地域全体の課題に対する取組の拡充を図ります。	長寿支援課																																																												
高齢者福祉計画・介護保険事業計画見直し	高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険町関連計画、県計画との整合を図り、計画を見直します。	町民課 長寿支援課																																																												
主要事業名	事業の説明	担当課																																																												
老人クラブ活動費補助事業	老人クラブへの活動費助成により、高齢者の社会参加活動の活性化を図ります。	長寿支援課																																																												
高齢者フレイル対策事業	運動指導や健康教育をとおしてフレイルを改善し、いきいきした生活を送れるよう支援します。	長寿支援課																																																												
地域の通いの場の充実	高齢者が日常的に地域の方々とふれあう場所の拡充を図ります。	長寿支援課																																																												
認知症総合支援事業	認知症に関する相談窓口を整備し、関連事業を推進します。特に保健、医療、福祉、教育、職域等と連携を強化し、町民の認知症に対する理解を深め、介護力の強化・向上を図ります。	長寿支援課																																																												
成年後見制度利用促進事業	成年後見制度についての普及啓発を行い、利用促進を図ります。	長寿支援課																																																												
地域包括支援センターの体制整備	地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、専門職の確保及び高齢者や地域全体の課題に対する取組の拡充を図ります。	長寿支援課																																																												
高齢者福祉計画・介護保険事業計画見直し	高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険町関連計画、県計画との整合を図り、計画を見直します。	町民課 長寿支援課																																																												
長寿応援給付金事業	<u>高齢者の長寿を祝い、誰もがその人らしく住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう、生活の安定と福祉の増進を図るため、給付金を支給します。</u>	長寿支援課																																																												
高齢者タクシー利用料金の助成	<u>運転免許を保有していない高齢者がタクシーを利用する場合の費用を一部助成することで高齢者が自立した生活を送るために必要な外出を支援するとともに社会参加を促進します。</u>	長寿支援課																																																												
通所型サービスC事業	<u>フレイルの状態にあり、その状態の改善が期待できる高齢者を保健・医療・介護の専門職が、短期的集中的に運動・口腔・栄養面で関わることで改善に導き、自分らしい生活をめざすために支援します。</u>	長寿支援課																																																												

備考

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 Ⅲ 幸せに暮らせる福祉のまちづくり

<p>現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)</p>	<p>(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)</p>
<p>3 障がい者福祉の充実</p> <p>【現状と課題】</p> <p>(地域でともに生活するための施策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての町民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない平等な社会を築くため、地域住民の誰もが各自の生き方を尊重し、理解しあえるよう、相互交流や地域連帯の意識の醸成を図る必要があります。 障がい者や障がいに対する理解を深める上でも、障がい者が気兼ねなく参加できる交流の場や機会づくりの必要があります。 <p>(健康で自立した生活を実現するための体制整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 心身の障がいは、ライフステージのあらゆる時期での発生が想定されることから、各時期において予防、早期発見、治療のための施策を推進する必要があります。 障がい児の教育施策の推進については、認定こども園、保育所、幼稚園、学校などの教育機関が連携を保ち、地域社会との関わりを深めながら、状況に応じた保育、教育を行うことが大切です。 自立生活への支援については、障がい者が住み慣れた家庭や地域で、いきいきと安心して生活が送れるようさまざまな活動の場を確保するとともに、サービスの提供体制と相談支援体制の整備が必要となっています。 障がいのある子どもを介護している親の高齢化や予期せぬ生活変化に備えて、親なき後の生活について考えていく必要があります。 <p>(自立と社会参加への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者の就労を通じた自立や社会参加を支援するため、ハローワーク等の関係機関との連携を図りながら取り組んでいく必要があります。 就労はもとより地域における自治活動、経済活動、文化活動など幅広い分野にわたって障がい者がチャレンジし参加できるような支援がさらに必要となっています。 建築物や道路などの物理的バリア、情報伝達に関するバリア、理解不足や偏見など心のバリアを取り除き、障がい者一人ひとりが自ら関心のある活動に積極的に参加できるような支援やきっかけづくりが必要となっています。 障がい者が通勤、通学、買い物等の社会参加をするために必要な交通手段の整備が必要となっています。 <p>【基本方針】</p> <p>「誰もがその人らしく自立し、ともに生きるまちづくり」を推進します。</p>	<p>3 障がい者福祉の充実</p> <p>関連するSDGs</p>  <p>【現状と課題】</p> <p>(地域でともに生活するための施策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての町民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない平等な社会を築くため、地域住民の誰もが各自の生き方を尊重し、理解しあえるよう、相互交流や地域連帯の意識の醸成を図る必要があります。 障がい者や障がいに対する理解を深める上でも、障がい者が気兼ねなく参加できる交流の場や機会づくりの必要があります。 <p>(健康で自立した生活を実現するための体制整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 心身の障がいは、ライフステージのあらゆる時期での発生が想定されることから、各時期において予防、早期発見、治療のための施策を推進する必要があります。 障がい児の教育施策の推進については、学校園が連携を保ち、地域社会との関わりを深めながら、状況に応じた保育、教育を行うことが大切です。 自立生活への支援については、障がい者が住み慣れた家庭や地域で、いきいきと安心して生活が送れるようさまざまな活動の場を確保するとともに、サービスの提供体制と相談支援体制の整備が必要となっています。 障がいのある子どもを介護している親の高齢化や予期せぬ生活変化に備えて、親なき後の生活について考えていく必要があります。 <p>(自立と社会参加への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者の就労を通じた自立や社会参加を支援するため、ハローワーク等の関係機関との連携を図りながら取り組んでいく必要があります。 就労はもとより地域における自治活動、経済活動、文化活動など幅広い分野にわたって障がい者がチャレンジし参加できるような支援がさらに必要となっています。 建築物や道路などの物理的バリア、情報伝達に関するバリア、理解不足や偏見など心のバリアを取り除き、障がい者一人ひとりが自ら関心のある活動に積極的に参加できるような支援やきっかけづくりが必要となっています。 障がい者が通勤、通学、買い物等の社会参加をするために必要な交通手段の整備が必要となっています。 <p>【基本方針】</p> <p>「誰もがその人らしく自立し、ともに生きるまちづくり」を推進します。</p>

備考

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 Ⅲ 幸せに暮らせる福祉のまちづくり

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)						(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)																																																																
<p>＜施策目標(分野別目標)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい福祉サービス利用率</td> <td>障害者手帳所持者におけるサービス利用状況を示す指標</td> <td rowspan="2">利用者数(18歳以上65歳未満) / 手帳所持者数(18歳以上65歳未満)</td> <td>27.1%(2019)</td> <td>30.0%</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>地域生活支援事業利用率</td> <td>障害者手帳所持者における地域生活支援事業の利用状況を示す指標</td> <td>13.1%(2019)</td> <td>15.0%</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>障がい児通所支援事業利用率</td> <td>障害者手帳所持者におけるサービス利用状況を示す指標</td> <td>利用者数(18歳未満) / 手帳所持者(18歳未満)</td> <td>34.3%(2019)</td> <td>34.3%</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>日頃から外出している障がい者(児)の割合</td> <td>障害者手帳所持者及びサービス利用者(65歳未満)の社会参加状況を示す指標</td> <td>3年ごとに実施する障がい福祉計画のアンケートによる外出頻度が週数回以上と回答される方の割合</td> <td>89.6%(2019)</td> <td>90.0%</td> <td>保健福祉課</td> </tr> </tbody> </table>						指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	障がい福祉サービス利用率	障害者手帳所持者におけるサービス利用状況を示す指標	利用者数(18歳以上65歳未満) / 手帳所持者数(18歳以上65歳未満)	27.1%(2019)	30.0%	保健福祉課	地域生活支援事業利用率	障害者手帳所持者における地域生活支援事業の利用状況を示す指標	13.1%(2019)	15.0%	保健福祉課	障がい児通所支援事業利用率	障害者手帳所持者におけるサービス利用状況を示す指標	利用者数(18歳未満) / 手帳所持者(18歳未満)	34.3%(2019)	34.3%	保健福祉課	日頃から外出している障がい者(児)の割合	障害者手帳所持者及びサービス利用者(65歳未満)の社会参加状況を示す指標	3年ごとに実施する障がい福祉計画のアンケートによる外出頻度が週数回以上と回答される方の割合	89.6%(2019)	90.0%	保健福祉課	<p>＜施策目標(分野別目標)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい福祉サービス利用率</td> <td>障害者手帳所持者におけるサービス利用状況を示す指標</td> <td>利用者数(18歳以上65歳未満) / 手帳所持者数(18歳以上65歳未満)</td> <td>47.07%(2024)</td> <td>50.0%</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>地域生活支援事業利用率</td> <td>障害者手帳所持者における地域生活支援事業の利用状況を示す指標</td> <td>利用者数 / 手帳所持者数</td> <td>35.03%(2024)</td> <td>35.0%</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>障がい児通所支援事業利用率</td> <td>障害者手帳所持者におけるサービス利用状況を示す指標</td> <td>利用者数(18歳未満) / 手帳所持者(18歳未満)</td> <td>52.08%(2024)</td> <td>55.0%</td> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>日頃から外出している障がい者(児)の割合</td> <td>障害者手帳所持者及びサービス利用者(65歳未満)の社会参加状況を示す指標</td> <td>3年ごとに実施する障がい福祉計画のアンケートによる外出頻度が週数回以上と回答される方の割合</td> <td>85.1%(2023)</td> <td>90.0%</td> <td>保健福祉課</td> </tr> </tbody> </table>						指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	障がい福祉サービス利用率	障害者手帳所持者におけるサービス利用状況を示す指標	利用者数(18歳以上65歳未満) / 手帳所持者数(18歳以上65歳未満)	47.07%(2024)	50.0%	保健福祉課	地域生活支援事業利用率	障害者手帳所持者における地域生活支援事業の利用状況を示す指標	利用者数 / 手帳所持者数	35.03%(2024)	35.0%	保健福祉課	障がい児通所支援事業利用率	障害者手帳所持者におけるサービス利用状況を示す指標	利用者数(18歳未満) / 手帳所持者(18歳未満)	52.08%(2024)	55.0%	保健福祉課	日頃から外出している障がい者(児)の割合	障害者手帳所持者及びサービス利用者(65歳未満)の社会参加状況を示す指標	3年ごとに実施する障がい福祉計画のアンケートによる外出頻度が週数回以上と回答される方の割合	85.1%(2023)	90.0%	保健福祉課
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																																																																	
障がい福祉サービス利用率	障害者手帳所持者におけるサービス利用状況を示す指標	利用者数(18歳以上65歳未満) / 手帳所持者数(18歳以上65歳未満)	27.1%(2019)	30.0%	保健福祉課																																																																	
地域生活支援事業利用率	障害者手帳所持者における地域生活支援事業の利用状況を示す指標		13.1%(2019)	15.0%	保健福祉課																																																																	
障がい児通所支援事業利用率	障害者手帳所持者におけるサービス利用状況を示す指標	利用者数(18歳未満) / 手帳所持者(18歳未満)	34.3%(2019)	34.3%	保健福祉課																																																																	
日頃から外出している障がい者(児)の割合	障害者手帳所持者及びサービス利用者(65歳未満)の社会参加状況を示す指標	3年ごとに実施する障がい福祉計画のアンケートによる外出頻度が週数回以上と回答される方の割合	89.6%(2019)	90.0%	保健福祉課																																																																	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																																																																	
障がい福祉サービス利用率	障害者手帳所持者におけるサービス利用状況を示す指標	利用者数(18歳以上65歳未満) / 手帳所持者数(18歳以上65歳未満)	47.07%(2024)	50.0%	保健福祉課																																																																	
地域生活支援事業利用率	障害者手帳所持者における地域生活支援事業の利用状況を示す指標	利用者数 / 手帳所持者数	35.03%(2024)	35.0%	保健福祉課																																																																	
障がい児通所支援事業利用率	障害者手帳所持者におけるサービス利用状況を示す指標	利用者数(18歳未満) / 手帳所持者(18歳未満)	52.08%(2024)	55.0%	保健福祉課																																																																	
日頃から外出している障がい者(児)の割合	障害者手帳所持者及びサービス利用者(65歳未満)の社会参加状況を示す指標	3年ごとに実施する障がい福祉計画のアンケートによる外出頻度が週数回以上と回答される方の割合	85.1%(2023)	90.0%	保健福祉課																																																																	
<p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>障がい者福祉の充実 → (1) 地域でともに生活するための施策の推進 (2) 健康で自立した生活を実現するための体制整備 (3) 自立と社会参加への支援</p> </div> <p>(1) 地域でともに生活するための施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 町民すべての共通認識として、人権尊重を基本としたきめ細かな情報提供を行い、障がい特性の理解や障がい者に対する正しい理解と認識を深めます。 ● 福祉教育を積極的に推進し、ボランティア活動への参加や自主的な福祉活動の普及を推進します。 ● 町、社会福祉協議会が主体となって、障がい者やその家族等に対する相談、支援を行います。 ● 地域の自治活動などに障がい者が参加できるよう、交流及び学びあいを促進し、情報提供や活動の場の提供に努めます。 ● ボランティアの自主性や自立性を尊重し、地域住民と障がい者自身が、ボランティア活動へ気軽に参加できる環境づくりのための人材育成など、活動支援策の推進に努めます。 ● 障がい者やその家族等がお互いの悩みを分かちあい、共有し、連携することで、お互いを支えあうことができるように当事者会、家族会等の場の提供に努めます。 ● 障がいの種類によって抱えている問題や必要な手助けが違っていることを多くの人が知ることができるような取組を進めていきます。 <p>(2) 健康で自立した生活を実現するための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児健康診査事業などと連携し、乳幼児から安心して治療やリハビリテーションが受けられるよう、医療 						<p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>障がい者福祉の充実 → (1) 地域でともに生活するための施策の推進 (2) 健康で自立した生活を実現するための体制整備 (3) 自立と社会参加への支援</p> </div> <p>(1) 地域でともに生活するための施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 町民すべての共通認識として、人権尊重を基本としたきめ細かな情報提供を行い、障がい特性の理解や障がい者に対する正しい理解と認識を深めます。 ● 福祉教育を積極的に推進し、ボランティア活動への参加や自主的な福祉活動の普及を推進します。 ● 町、社会福祉協議会が主体となって、障がい者やその家族等に対する相談、支援を行います。 ● 地域の自治活動などに障がい者が参加できるよう、交流及び学びあいを促進し、情報提供や活動の場の提供に努めます。 ● ボランティアの自主性や自立性を尊重し、地域住民と障がい者自身が、ボランティア活動へ気軽に参加できる環境づくりのための人材育成など、活動支援策の推進に努めます。 ● 障がい者やその家族等がお互いの悩みを分かちあい、共有し、連携することで、お互いを支えあうことができるように当事者会、家族会等の場の提供に努めます。 ● 障がいの種類によって抱えている問題や必要な手助けが違っていることを多くの人が知ることができるような取組を進めていきます。 <p>(2) 健康で自立した生活を実現するための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児健康診査などにおいて身体、運動、精神発達の状況を確認し、障がいの早期発見、治療、療育に対応 																																																																

第5次総合計画 (後期基本計画) 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 Ⅲ 幸せに暮らせる福祉のまちづくり

現行：第5次総合計画 (前期基本計画 2021▶2025)

機関や県の関係機関等との連携を強化します。

- 教育機関や関係機関との連携を図り、障がい児の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加を進めるとともに多様な進路の確保に努めます。
- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の施行による相談支援事業や、町自立支援協議会による連絡調整及び生活全般にわたる相談体制の充実に努めます。
- ホームページ、広報紙、民生委員・児童委員などを通じて障がい者への情報提供に努めます。
- 年金・手当制度、医療費助成制度、税の減免制度、また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく障がい福祉サービスなどの周知及び活用の促進を図ります。

(3) 自立と社会参加への支援

- 能力や障がいの状況に応じた職業能力の開発機会を提供するとともに、福祉的就労、企業への就労促進に努め、障がい者の雇用機会の拡大を図ります。
- 自主的文化活動などを通して多様な学習の場や機会の確保に努めます。また、障がい者が身近に参加できるスポーツ・レクリエーション環境を充実し、スポーツ観戦や体験する機会の拡大を図ることやそのための移動支援の充実に努めます。
- 障がい者などの移動手段について町循環バスや福祉有償運送などさまざまな事業について検討し、福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費助成事業などの周知及び利用促進に努め、障がい者の積極的な社会参加を促進します。また、道路、歩道、公共施設のバリアフリー化を推進します。
- 障がいのある子どもを介護している親の高齢化や予期せぬ生活変化に備えて、グループホームや施設入所、また、現在の住居やアパートで生活を送るための居宅介護等の障がい福祉サービスを体験でき、今後の生活について障がい者自らが選択できるための取組を進めていきます。
- 災害発生時に自力で避難できない障がい者に対して、近隣住民、民生委員・児童委員、消防団などの関係機関と連携し、避難誘導、救助体制づくりを進めます。また、防犯知識の周知徹底や悪質商法などによる消費者被害防止に向けた情報を提供するなど、障がい者の防犯・防災対策の充実に努めます。

【主要事業】

主要事業名	事業の説明	担当課
総合相談窓口の設置	障がい者やその家族等に対する相談窓口を強化し、支援します。	保健福祉課
障がい者施設運営支援事業	町の障がい者が入所、または、通所する施設に対し、運営経費を支援します。	保健福祉課
障がい者助成事業	障がい者の日常生活用具、通所交通費、医療費、入院費などを助成します。	保健福祉課

(案) 第5次総合計画 (後期基本計画 2026▶2030)

するとともに、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制を整備するため地域の医療機関や県の関係機関等との連携を強化します。

- 教育機関や関係機関との連携を図り、障がい児の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加を進めるとともに多様な進路の確保に努めます。
- 自らの生活を自らの意思で選択・決定し、希望する生活を実現できるよう、総合的・専門的な相談だけでなく生活全般にわたる相談支援体制の充実に努めます。
- ホームページ、広報紙、民生委員・児童委員などを通じて障がい者への情報提供に努めます。
- 年金・手当制度、医療費助成制度、税の減免制度、また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく障がい福祉サービスなどの周知及び活用の促進を図ります。
- 「親なき後」の不安を軽減、解消し、障がい者等が生涯にわたり安心して暮らせる社会を実現するため、自らの意思を表明することが困難な障がい者の財産管理や身上の監護などを行う成年後見制度の利用を促進するなど、障がい者の権利を守る仕組みを充実します。

(3) 自立と社会参加への支援

- 能力や障がいの状況に応じた職業能力の開発機会を提供するとともに、福祉的就労、企業への就労促進に努め、障がい者の雇用機会の拡大を図ります。
- 自主的文化活動などを通して多様な学習の場や機会の確保に努めます。また、障がい者が身近に参加できるスポーツ・レクリエーション環境を充実し、スポーツ観戦や体験する機会の拡大を図ることやそのための移動支援の充実に努めます。
- 障がい者などの移動手段について町循環バスや福祉有償運送などさまざまな事業について検討し、福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費助成事業などの周知及び利用促進に努め、障がい者の積極的な社会参加を促進します。また、道路、歩道、公共施設のバリアフリーやユニバーサルデザイン化を推進し、すべての住民にやさしいまちづくりを進めていきます。
- 障がいのある子どもを介護している親の高齢化や予期せぬ生活変化に備えて、グループホームや施設入所、また、現在の住居やアパートで生活を送るための居宅介護等の障がい福祉サービスを体験でき、今後の生活について障がい者自らが選択できるための取組を進めていきます。
- 災害発生時に自力で避難できない障がい者に対して、近隣住民、民生委員・児童委員、消防団などの関係機関と連携し、避難誘導、救助体制づくりを進めます。また、防犯知識の周知徹底や悪質商法などによる消費者被害防止に向けた情報を提供するなど、障がい者の防犯・防災対策の充実に努めます。

【主要事業】

主要事業名	事業の説明	担当課
総合相談窓口の設置	障がい者やその家族等に対する相談窓口を強化し、支援します。	保健福祉課
障がい者施設運営支援事業	町の障がい者が入所、または、通所する施設に対し、運営経費を支援します。	保健福祉課
障がい者助成事業	障がい者の日常生活用具、通所交通費、医療費、入院費などを助成します。	保健福祉課

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 Ⅲ 幸せに暮らせる福祉のまちづくり

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)			(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)			備考
福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費助成事業	心身障がい者に対し、タクシーの利用料金や自動車の燃料費を助成することにより、生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図ります。	保健福祉課	福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費助成事業	心身障がい者に対し、タクシーの利用料金や自動車の燃料費を助成することにより、生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図ります。	保健福祉課	
社会復帰支援事業	障がい者を対象に、社会復帰のための訓練と居場所づくりを支援します。	保健福祉課	社会復帰支援事業	障がい者を対象に、社会復帰のための訓練と居場所づくりを支援します。	保健福祉課	
			成年後見人制度利用支援事業	<u>障がい者の財産管理や身上の監護などを行う成年後見人制度の利用を進めるとともに、制度の利用にあたって費用負担が困難な場合、費用の一部を助成することにより利用促進を図ります。</u>	保健福祉課	

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 I 学校・家庭・地域の協働

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案)第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																														
I 学校・家庭・地域の協働	I 学校・家庭・地域の協働																															
1 協働体制の構築	1 協働体制の構築																															
																																
【現状と課題】	【現状と課題】																															
<p>(基盤組織の体制強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や学校が抱える課題の複雑化・困難化などの社会問題に対して対応していく必要があります。 今後、学校・家庭・地域の担う部分を向上させ、さらなる学校教育の充実を図り、豊かな心を育むためには、学校運営協議会と地域学校協働本部等との連携を強化するとともに、それぞれが担う役割を明確にしていく必要があります。 <p>(地域とともにある学校づくりの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒にとって最も身近な社会は地域社会といえますが、核家族化、就業構造の変化等により、児童が地域社会に対して能動的に関わる機会や多様な人間関係に触れる機会が減少しています。 地域、家庭からの支援と学校からの貢献という双方向の活動を行い、地域とともにある学校づくりを推進する必要があります。 これまで培ってきた地域社会のつながりや支え合いを基盤として、複雑化・困難化している学校の課題解決に向けて、地域全体で対応していく必要があります。 <p>【基本方針】</p> <p>学校の運営を支える「PTA」「学校運営協議会」「地域学校協働本部」などの組織・団体の役割を明確化し、それぞれの活動について支援します。</p> <p>協働体制の基盤づくりのために、学校運営協議会と地域学校協働本部を両輪とした連携を推進します。</p> <p>＜施策目標(分野別目標)＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校と団体の協働事業回数</td> <td>協働体制の活動を示す指標</td> <td>地域と連携した事業回数</td> <td>327回(2019)</td> <td>360回</td> <td>子ども教育課 社会教育課</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	学校と団体の協働事業回数	協働体制の活動を示す指標	地域と連携した事業回数	327回(2019)	360回	子ども教育課 社会教育課	<p>(基盤組織の体制強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>全国的に広がる少子高齢化や人口減少社会の加速化、当町でも広がりつつある地域のつながりの希薄化等により、子どもを取り巻く地域の教育力が衰退しており、学校や家庭が抱える課題も複雑化・困難化していることから、学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子どもたちの成長を支えていく必要があります。</u> 今後、学校のみならず、家庭や地域住民が相互に連携・協働して、地域全体で子どもたちの成長を支え、<u>持続可能な地域コミュニティ(学校運営協議会や地域学校協働本部)を実現する必要があります。</u> <p>(地域とともにある学校づくりの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>子どもたち</u>にとって最も身近な社会は地域社会といえますが、核家族化、就業構造の変化等により、<u>子ども</u>が地域社会に対して能動的に関わる機会や多様な人間関係に触れる機会が減少しています。 地域、家庭からの<u>学校へ</u>の支援と学校から<u>地域や社会へ</u>の貢献という双方向の活動を<u>通して</u>、地域とともにある学校づくりを推進し、<u>社会全体で子どもを育む風土を醸成</u>する必要があります。 地域社会のつながりや支え合いを<u>再構築</u>して、<u>「こどもをまんなか」にとらえ、その健やかな成長</u>と課題解決に向けて、地域<u>社会</u>全体で対応していく必要があります。 <p>【基本方針】</p> <p>学校の運営を支える「PTA」「学校運営協議会」「地域学校協働本部」などの組織・団体の役割を明確化し、それぞれの活動について支援します。</p> <p>協働体制の基盤づくりのために、学校運営協議会と地域学校協働本部を両輪とした連携を推進します。</p> <p>＜施策目標(分野別目標)＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協働事業の実現割合</td> <td>協働体制の活動状況を示す指標</td> <td>$\frac{\text{実現した活動回数}}{\text{総活動回数}} \times 100$ <small>(学校からの依頼+学校への提案)</small></td> <td>100% (2024)</td> <td>100%</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>学校運営協議会開催割合</td> <td>学校運営協議会の開催状況を示す指標</td> <td>$\frac{\text{協議会開催回数}}{4 \text{回} \times 5 \text{校園}} \times 100$</td> <td>140% (2024)</td> <td>100%</td> <td>教育未来課</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	協働事業の実現割合	協働体制の活動状況を示す指標	$\frac{\text{実現した活動回数}}{\text{総活動回数}} \times 100$ <small>(学校からの依頼+学校への提案)</small>	100% (2024)	100%	社会教育課	学校運営協議会開催割合	学校運営協議会の開催状況を示す指標	$\frac{\text{協議会開催回数}}{4 \text{回} \times 5 \text{校園}} \times 100$	140% (2024)	100%	教育未来課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																											
学校と団体の協働事業回数	協働体制の活動を示す指標	地域と連携した事業回数	327回(2019)	360回	子ども教育課 社会教育課																											
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																											
協働事業の実現割合	協働体制の活動状況を示す指標	$\frac{\text{実現した活動回数}}{\text{総活動回数}} \times 100$ <small>(学校からの依頼+学校への提案)</small>	100% (2024)	100%	社会教育課																											
学校運営協議会開催割合	学校運営協議会の開催状況を示す指標	$\frac{\text{協議会開催回数}}{4 \text{回} \times 5 \text{校園}} \times 100$	140% (2024)	100%	教育未来課																											

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 I 学校・家庭・地域の協働

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考															
<p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 20px;"> <p style="text-align: center;">協働体制の構築 (1) 基盤組織の体制強化 (2) 地域とともにある学校づくりの推進</p> </div> <p>(1) 基盤組織の体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域・家庭からの支援を得ることによって、学力向上など学校課題の解決に尽力する学校を目指します。 ● 学校・家庭・地域社会がそれぞれ適切な役割を果たしつつ相互に連携して行うことの重要性について、地域や家庭に意識啓発を図ります。 <p>(2) 地域とともにある学校づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校運営の改善や子どもたちの健全育成に取り組むため学校運営協議会(コミュニティ・スクール制度)を推進します。 ● 地域と学校が連携・協働し地域全体で未来を創る子どもたちの成長を支えていくため、学校運営協議会と地域学校協働本部とが連携し合いながら、地域の実情に応じた地域学校協働活動を推進します。 <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">主要事業名</th> <th style="width: 50%;">事業の説明</th> <th style="width: 30%;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">学校運営支援事業</td> <td>学校運営改善や児童・生徒の学習活動への支援を充実させ、学校運営協議会や地域学校協働本部を両輪とした支援体制を推進します。</td> <td style="text-align: center;">子ども教育課 社会教育課</td> </tr> </tbody> </table> <p style="background-color: #f4a460; padding: 5px; margin-top: 20px;">2 学校の中の地域づくり</p>	主要事業名	事業の説明	担当課	学校運営支援事業	学校運営改善や児童・生徒の学習活動への支援を充実させ、学校運営協議会や地域学校協働本部を両輪とした支援体制を推進します。	子ども教育課 社会教育課	<p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 20px;"> <p style="text-align: center;">協働体制の構築 (1) 基盤組織の体制強化 (2) 地域とともにある学校づくりの推進</p> </div> <p>(1) 基盤組織の体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子どもを取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指し、学校運営協議会と地域学校協働本部がそれぞれに適切な役割を果たせるよう支援します。</u> ● 学校・家庭・地域社会がそれぞれ適切な役割を果たしつつ相互に連携して行うことの重要性について、<u>学校・地域・家庭</u>に意識啓発を図ります。 <p>(2) 地域とともにある学校づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校運営の改善や子どもたちの健全育成に取り組むため<u>コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)</u>を推進します。 ● 地域と学校が連携・協働し地域全体で未来を創る子どもたちの成長を支えていくため、学校運営協議会と地域学校協働本部が連携し合いながら、地域の実情に応じた地域学校協働活動を推進します。 <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">主要事業名</th> <th style="width: 50%;">事業の説明</th> <th style="width: 30%;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>学校運営協議会運営事業</u></td> <td><u>学校と地域住民が力を合わせて「地域とともにある学校」づくりを目指す機運を高めます。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを推進します。</u></td> <td style="text-align: center;">教育未来課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>地域学校協働本部事業</u></td> <td><u>学校・家庭・地域及び地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を推進することを通じて社会全体の教育力の向上を図ります。</u></td> <td style="text-align: center;">社会教育課</td> </tr> </tbody> </table> <p style="background-color: #f4a460; padding: 5px; margin-top: 20px;">2 学校の中の地域づくり</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; margin-right: 10px;">関連するSDGs</div> <div style="display: flex; gap: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>4 質の高い教育をみんなに</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p> </div> </div> </div>	主要事業名	事業の説明	担当課	<u>学校運営協議会運営事業</u>	<u>学校と地域住民が力を合わせて「地域とともにある学校」づくりを目指す機運を高めます。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを推進します。</u>	教育未来課	<u>地域学校協働本部事業</u>	<u>学校・家庭・地域及び地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を推進することを通じて社会全体の教育力の向上を図ります。</u>	社会教育課	
主要事業名	事業の説明	担当課															
学校運営支援事業	学校運営改善や児童・生徒の学習活動への支援を充実させ、学校運営協議会や地域学校協働本部を両輪とした支援体制を推進します。	子ども教育課 社会教育課															
主要事業名	事業の説明	担当課															
<u>学校運営協議会運営事業</u>	<u>学校と地域住民が力を合わせて「地域とともにある学校」づくりを目指す機運を高めます。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを推進します。</u>	教育未来課															
<u>地域学校協働本部事業</u>	<u>学校・家庭・地域及び地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を推進することを通じて社会全体の教育力の向上を図ります。</u>	社会教育課															


第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 I 学校・家庭・地域の協働

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																																																												
<p>【現状と課題】</p> <p>(地域交流棟を軸とした展開)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域とともにある学校づくりを進めるために、学校という場を核とした協働の取組が重要であり、学校施設を有効活用することが必要となります。 統合中学校開校から2020年度末で20年が経過し、地域住民と学校との交流の場として地域交流棟の活用方法や学校の森の管理についてのありかたについて時代の変化に適した見直しを行う時期を迎えています。 <p>(地域人材・資源の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域とともにある学校づくりを進めるため、特技等を持つ学校支援ボランティア等の地域人材の確保が重要となっています。 地域社会の一員としての自覚を育成するため、地域の歴史や文化、産業などの地域資源を活用した学習を通じ、地域を知り、理解することが必要となっています。 <p>【基本方針】</p> <p>学校は社会の一つであり、社会と分離した空間ではないという理念のもと、中学校の地域交流棟(地域が存在する空間)での活動を基盤として小学校へも拡大するとともに有用な地域の人材と資源の活用を図ります。</p> <p>＜施策目標(分野別目標)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域交流棟の利用状況</td> <td>地域交流棟の活動を示す指標</td> <td>地域住民の年間利用回数</td> <td>29回(2019)</td> <td>50回</td> <td>子ども教育課 社会教育課</td> </tr> <tr> <td>学校の地域との交流の場設置率</td> <td>地域交流の場の提供状況を示す指標</td> <td>$\frac{\text{交流の場設置校}}{\text{小中学校数}} \times 100$</td> <td>50%(2019)</td> <td>100%</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>学校給食等への地産地消率</td> <td>地産地消の推進状況を示す指標</td> <td>聖籠町共同調理場で使用する本町産の野菜、果物及び米の割合</td> <td>49%(2019)</td> <td>55%</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>食育を通じた交流事業実施数(農産物)</td> <td>食育振興の状況を示す指標</td> <td>生産者とこども園(幼稚園)・小学校・中学校との会食年間実施回数(各園・学校1回)</td> <td>4回(2019) ※6カ所</td> <td>7回</td> <td>子ども教育課 産業観光課</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	地域交流棟の利用状況	地域交流棟の活動を示す指標	地域住民の年間利用回数	29回(2019)	50回	子ども教育課 社会教育課	学校の地域との交流の場設置率	地域交流の場の提供状況を示す指標	$\frac{\text{交流の場設置校}}{\text{小中学校数}} \times 100$	50%(2019)	100%	子ども教育課	学校給食等への地産地消率	地産地消の推進状況を示す指標	聖籠町共同調理場で使用する本町産の野菜、果物及び米の割合	49%(2019)	55%	子ども教育課	食育を通じた交流事業実施数(農産物)	食育振興の状況を示す指標	生産者とこども園(幼稚園)・小学校・中学校との会食年間実施回数(各園・学校1回)	4回(2019) ※6カ所	7回	子ども教育課 産業観光課	<p>【現状と課題】</p> <p>(地域交流棟を軸とした展開)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域とともにある学校づくりを進めるために、学校という場を核とした協働の取組が重要であり、学校施設を有効活用することが必要となります。 統合中学校開校から2025年度末で25年が経過し、地域住民と学校との交流の場として<u>聖籠中学校の地域交流棟や各小学校の地域交流ルーム</u>の活用方法や「<u>ふるさとの森</u>」の管理のありかたについて時代の変化に適した見直しを行っていく必要があります。 <p>(地域人材・資源の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域とともにある学校づくりを進める<u>学校支援活動、地域社会における地域活動など地域における学校との協働体制を維持、充実するには</u>、ボランティア等の地域人材の確保が重要となっているものの、<u>就労環境の変化や個人の価値観の多様化等により、人材が確保しづらくなっています。</u> 地域社会の一員としての自覚を育成するため、地域の歴史や文化、産業などの地域資源を活用した学習を通じ、地域を知り、理解することが必要となっています。 <p>【基本方針】</p> <p>学校は社会の一つであり、社会と分離した空間ではないという理念のもと、中学校の地域交流棟(地域が存在する空間)での活動を基盤として小学校や幼稚園へも拡大するとともに、地域の人材と資源の活用を図ります。</p> <p>＜施策目標(分野別目標)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域交流棟の利用状況</td> <td>地域交流棟の活動を示す指標</td> <td>地域住民の年間利用回数</td> <td>62回(2024)</td> <td>60回</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>学校の地域との交流の場設置率</td> <td>地域交流の場の提供状況を示す指標</td> <td>$\frac{\text{交流の場設置校}}{\text{小中学校数}} \times 100$</td> <td>100%(2024)</td> <td>100%</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>学校給食等への地産地消率</td> <td>地産地消の推進状況を示す指標</td> <td>聖籠町共同調理場で使用する本町産の野菜、果物及び米の割合</td> <td>43.5%(2024)</td> <td>45%</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>食育を通じた交流事業実施数(農産物)</td> <td>食育振興の状況を示す指標</td> <td>生産者等と幼稚園・小学校・中学校との会食年間実施回数(各園・学校1回)</td> <td>3回(2024)</td> <td>5回</td> <td>子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	地域交流棟の利用状況	地域交流棟の活動を示す指標	地域住民の年間利用回数	62回(2024)	60回	社会教育課	学校の地域との交流の場設置率	地域交流の場の提供状況を示す指標	$\frac{\text{交流の場設置校}}{\text{小中学校数}} \times 100$	100%(2024)	100%	社会教育課	学校給食等への地産地消率	地産地消の推進状況を示す指標	聖籠町共同調理場で使用する本町産の野菜、果物及び米の割合	43.5%(2024)	45%	子ども教育課	食育を通じた交流事業実施数(農産物)	食育振興の状況を示す指標	生産者等と幼稚園・小学校・中学校との会食年間実施回数(各園・学校1回)	3回(2024)	5回	子ども教育課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																																																									
地域交流棟の利用状況	地域交流棟の活動を示す指標	地域住民の年間利用回数	29回(2019)	50回	子ども教育課 社会教育課																																																									
学校の地域との交流の場設置率	地域交流の場の提供状況を示す指標	$\frac{\text{交流の場設置校}}{\text{小中学校数}} \times 100$	50%(2019)	100%	子ども教育課																																																									
学校給食等への地産地消率	地産地消の推進状況を示す指標	聖籠町共同調理場で使用する本町産の野菜、果物及び米の割合	49%(2019)	55%	子ども教育課																																																									
食育を通じた交流事業実施数(農産物)	食育振興の状況を示す指標	生産者とこども園(幼稚園)・小学校・中学校との会食年間実施回数(各園・学校1回)	4回(2019) ※6カ所	7回	子ども教育課 産業観光課																																																									
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																																																									
地域交流棟の利用状況	地域交流棟の活動を示す指標	地域住民の年間利用回数	62回(2024)	60回	社会教育課																																																									
学校の地域との交流の場設置率	地域交流の場の提供状況を示す指標	$\frac{\text{交流の場設置校}}{\text{小中学校数}} \times 100$	100%(2024)	100%	社会教育課																																																									
学校給食等への地産地消率	地産地消の推進状況を示す指標	聖籠町共同調理場で使用する本町産の野菜、果物及び米の割合	43.5%(2024)	45%	子ども教育課																																																									
食育を通じた交流事業実施数(農産物)	食育振興の状況を示す指標	生産者等と幼稚園・小学校・中学校との会食年間実施回数(各園・学校1回)	3回(2024)	5回	子ども教育課																																																									

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 I 学校・家庭・地域の協働

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																											
<p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>学校の中の地域づくり → (1) 地域交流棟を軸とした展開 (2) 地域人材・資源の活用</p> </div> <p>(1) 地域交流棟を軸とした展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中学校の地域交流棟及び学校の森の有効活用について検討します。 ● 地域人材を活用した活動を通じて学校教育の充実を図るとともに、コミュニティ意識の醸成及び地域活動への展開を図ります。 <p>(2) 地域人材・資源の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教員が持ち合わせていない生活体験や技術を豊かに持ち、学校教育に協力できる地域住民を発掘し地域学習のゲストティーチャー等として積極的に活用します。 ● 自発的・主体的な活動としての学校支援ボランティアの育成を図ります。 ● 地域の歴史、産業、自然学習や食育などを通じて、町に関する知識や理解を深め、地域への愛着をもった子どもの育成を図ります。 <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #f4a460;">主要事業名</th> <th style="background-color: #f4a460;">事業の説明</th> <th style="background-color: #f4a460;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域交流棟施設等の活用整備事業</td> <td>中学校の地域交流を核とし、小学校での地域交流の場を整備します。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>小・中学校における環境学習や郷土学習の推進(再掲)</td> <td>公園や河川などの町の自然環境施設を、環境学習や郷土学習の教材として活用します。</td> <td>子ども教育課 ふるさと整備課</td> </tr> <tr> <td>食育の支援事業(再掲)</td> <td>家庭のみでなく、地域・学校・職場の中でも豊かな食の体験を積み重ね、「食」に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるように、個々の場での取組を充実させていきます。 子どもたちが農業体験を通じ、食に対する理解を深め、食文化を継承する取組を行い、地場農産物の消費拡大につながるように支援します。</td> <td>保健福祉課 子ども教育課 産業観光課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	地域交流棟施設等の活用整備事業	中学校の地域交流を核とし、小学校での地域交流の場を整備します。	子ども教育課	小・中学校における環境学習や郷土学習の推進(再掲)	公園や河川などの町の自然環境施設を、環境学習や郷土学習の教材として活用します。	子ども教育課 ふるさと整備課	食育の支援事業(再掲)	家庭のみでなく、地域・学校・職場の中でも豊かな食の体験を積み重ね、「食」に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるように、個々の場での取組を充実させていきます。 子どもたちが農業体験を通じ、食に対する理解を深め、食文化を継承する取組を行い、地場農産物の消費拡大につながるように支援します。	保健福祉課 子ども教育課 産業観光課	<p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>学校の中の地域づくり → (1) 地域交流棟を軸とした展開 (2) 地域人材・資源の活用</p> </div> <p>(1) 地域交流棟を軸とした展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中学校の地域交流棟及び「ふるさとの森」の有効活用を推進します。 ● 地域人材を活用した活動を通じて学校教育の充実を図るとともに、郷土愛の醸成及び地域活動への展開を図ります。 <p>(2) 地域人材・資源の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域学校協働本部に、「コーディネート機能」「多様な活動」「継続的な活動」の3つの要素を備え、「支援」から「連携・協働」へ、「個別」から「総合化・ネットワーク化」へと発展させていきます。 ● 教員が持ち合わせていない生活体験や技術を豊かに持ち、学校教育に協力できる地域住民(地域学習のゲストティーチャー、学校支援活動のボランティア等)を発掘します。 ● 町に関する知識や理解を深め、郷土愛をもった子どもを育成するために、町の歴史や文化、産業、地場農産物を取り入れた食育などについて学ぶ機会を確保します。 <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #f4a460;">主要事業名</th> <th style="background-color: #f4a460;">事業の説明</th> <th style="background-color: #f4a460;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域学校協働本部事業(再掲)</td> <td>学校・家庭・地域及び地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を推進することを通じて社会全体の教育力の向上を図ります。</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>生涯学習施設維持管理事業</td> <td>中学校の地域交流棟を核とし、小学校と幼稚園での地域交流の場を整備します。</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>小学校における「ふるさとだいき講座」の実施</td> <td>生まれ育った町の歴史や文化、産業、方言などについての見識を深めることを目的とした小学生対象の出前講座「ふるさとだいき講座」を実施することで、郷土愛の醸成を図ります。</td> <td>教育未来課</td> </tr> <tr> <td>食育の支援事業(再掲)</td> <td>「食」に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるよう、家庭・地域・学校園・職場での取組を支援します。また、地域の食文化が継承されるよう、地場農産物を給食に取り入れます。</td> <td>保健福祉課 教育未来課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	地域学校協働本部事業(再掲)	学校・家庭・地域及び地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を推進することを通じて社会全体の教育力の向上を図ります。	社会教育課	生涯学習施設維持管理事業	中学校の地域交流棟を核とし、小学校と幼稚園での地域交流の場を整備します。	社会教育課	小学校における「ふるさとだいき講座」の実施	生まれ育った町の歴史や文化、産業、方言などについての見識を深めることを目的とした小学生対象の出前講座「ふるさとだいき講座」を実施することで、郷土愛の醸成を図ります。	教育未来課	食育の支援事業(再掲)	「食」に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるよう、家庭・地域・学校園・職場での取組を支援します。また、地域の食文化が継承されるよう、地場農産物を給食に取り入れます。	保健福祉課 教育未来課	
主要事業名	事業の説明	担当課																											
地域交流棟施設等の活用整備事業	中学校の地域交流を核とし、小学校での地域交流の場を整備します。	子ども教育課																											
小・中学校における環境学習や郷土学習の推進(再掲)	公園や河川などの町の自然環境施設を、環境学習や郷土学習の教材として活用します。	子ども教育課 ふるさと整備課																											
食育の支援事業(再掲)	家庭のみでなく、地域・学校・職場の中でも豊かな食の体験を積み重ね、「食」に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるように、個々の場での取組を充実させていきます。 子どもたちが農業体験を通じ、食に対する理解を深め、食文化を継承する取組を行い、地場農産物の消費拡大につながるように支援します。	保健福祉課 子ども教育課 産業観光課																											
主要事業名	事業の説明	担当課																											
地域学校協働本部事業(再掲)	学校・家庭・地域及び地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を推進することを通じて社会全体の教育力の向上を図ります。	社会教育課																											
生涯学習施設維持管理事業	中学校の地域交流棟を核とし、小学校と幼稚園での地域交流の場を整備します。	社会教育課																											
小学校における「ふるさとだいき講座」の実施	生まれ育った町の歴史や文化、産業、方言などについての見識を深めることを目的とした小学生対象の出前講座「ふるさとだいき講座」を実施することで、郷土愛の醸成を図ります。	教育未来課																											
食育の支援事業(再掲)	「食」に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるよう、家庭・地域・学校園・職場での取組を支援します。また、地域の食文化が継承されるよう、地場農産物を給食に取り入れます。	保健福祉課 教育未来課																											

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 I 学校・家庭・地域の協働



現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																								
<h3>3 社会の教育力の活用</h3> <p>【現状と課題】 (専門機関との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領の改訂等により、これからは基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、思考力・判断力・表現力等の育成や学習意欲の向上、多様な人間関係を結んでいく人間力や習慣の育成が求められています。 ますます高度な知識・技能を要し、専門化かつ複雑化する教育において求められる質の確保・向上に対応するために、適切な指導環境が必要となっています。 <p>(学校における働き方改革の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 多くの教員が多忙化から長時間勤務となっており、教員の健康だけでなく授業に対する研鑽時間の確保による授業力の向上への懸念が生じているとともに本来必要な子どもと向き合う時間の確保が困難となっています。 中学校部活動の指導については、土日を含め、教員への負担の増加が課題になっており、教員の働き方改革に取り組む必要があります。 <p>【基本方針】</p> <p>求められる教育の質の向上に適切に対応するため、必要に応じて大学や県立教育センター等の教育専門機関との連携を図ります。</p> <p>また、教員の負担を減らし、自らの授業を磨き、子どもたちに対して効果的な教育を行うとともに、子どもと向き合う時間を確保するため、学校現場における教員の働き方改革を図ります。</p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国の上限ガイドラインを超える超過勤務教員数</td> <td>教員の働き方改革度を示す指標</td> <td>月45時間超の超過勤務教員数(延数)</td> <td>60人(2019)</td> <td>0人</td> <td>子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	国の上限ガイドラインを超える超過勤務教員数	教員の働き方改革度を示す指標	月45時間超の超過勤務教員数(延数)	60人(2019)	0人	子ども教育課	<h3>3 教育の充実に向けた社会の力の活用</h3> <p>関連するSDGs</p>  <p>【現状と課題】 (専門機関との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>未来を担う子どもたちには、厳しい挑戦の時代を乗り越え、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら未来を創り出し、課題を解決する能力を身に付ける必要があります。</u> <u>教員が、全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け、多様な教育課題に対応するために、専門機関と連携した適切な研修の機会を確保する必要があります。</u> <p>(学校における働き方改革の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>子どもたちが抱える困難さが多様化・複雑化するとともに、保護者や地域の学校や教師に対する期待が高まっていることなどから、依然として教員を取り巻く勤務環境は厳しく、教員の健康確保、授業準備時間や研修時間の確保に懸念が生じています。また、本来必要な子どもと向き合う時間の確保が困難となっていることから、学校における働き方改革の更なる推進は喫緊の課題として取り組む必要があります。</u> <u>中学校においては、部活動指導が教員の大きな負担となっていることから、地域全体で関係者が連携して支える、部活動の地域展開をさらに進めていく必要があります。</u> <p>【基本方針】</p> <p>求められる教育の質の向上に適切に対応するため、必要に応じて大学や県立教育センター等の教育専門機関との連携を図ります。</p> <p>また、<u>子どもと向き合う時間を確保し、子どもたちに対して効果的な教育を行うことができるよう、社会の教育力を活用して、学校現場における教員の働き方改革を推進します。</u></p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教員の月平均超過勤務時間</td> <td>教員の働き方改革度を示す指標</td> <td>小中学校教員における月間の平均超過勤務時間</td> <td>＝</td> <td>45時間以下</td> <td>教育未来課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	教員の月平均超過勤務時間	教員の働き方改革度を示す指標	小中学校教員における月間の平均超過勤務時間	＝	45時間以下	教育未来課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																					
国の上限ガイドラインを超える超過勤務教員数	教員の働き方改革度を示す指標	月45時間超の超過勤務教員数(延数)	60人(2019)	0人	子ども教育課																					
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																					
教員の月平均超過勤務時間	教員の働き方改革度を示す指標	小中学校教員における月間の平均超過勤務時間	＝	45時間以下	教育未来課																					

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 I 学校・家庭・地域の協働

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">社会の教育力の活用 ➡ (1) 専門機関との連携 (2) 学校における働き方改革の推進</p> </div> <p>(1) 専門機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 専門化かつ複雑化する教育の質の確保・向上に的確に対応するためには、必要に応じて専門機関の活用や連携により教育の充実を図ります。 <p>(2) 学校における働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「教員以外が担うべき業務」「必ずしも教員が担う必要のない業務」「負担軽減が可能な業務」というような学校及び教員が担う業務の明確化・適正化による業務軽減化を促進します。 ● 部活動指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフ、スクールロイヤー等外部人材の活用による支援の充実を図り教員の負担を減らすことにより、本来業務に専念できる体制を整備します。 <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #f4a460;">主要事業名</th> <th style="background-color: #f4a460;">事業の説明</th> <th style="background-color: #f4a460;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #f4a460;">専門機関連携事業</td> <td>教員の資質・能力向上のため、専門機関と連携した研修の充実を図ります。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f4a460;">教育支援事業</td> <td>子どもと向き合う時間を生み出す学校の働き方改革の推進のため、人的支援環境の整備を図ります。教育活動支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフ、スクールロイヤーによる支援の充実を図ります。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f4a460;">中学校部活動支援事業</td> <td>中学校の部活動の負担軽減のため、地域の人的支援と指導員制度を活用し充実を図ります。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	専門機関連携事業	教員の資質・能力向上のため、専門機関と連携した研修の充実を図ります。	子ども教育課	教育支援事業	子どもと向き合う時間を生み出す学校の働き方改革の推進のため、人的支援環境の整備を図ります。教育活動支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフ、スクールロイヤーによる支援の充実を図ります。	子ども教育課	中学校部活動支援事業	中学校の部活動の負担軽減のため、地域の人的支援と指導員制度を活用し充実を図ります。	子ども教育課	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">教育の充実に向けた社会の力の活用 ➡ (1) 専門機関との連携 (2) 学校における働き方改革の推進</p> </div> <p>(1) 専門機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け、多様な教育課題に対応するために</u>、必要に応じて専門機関の活用や連携を図ります。 <p>(2) 学校における働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「<u>学校以外が担うべき業務</u>」「<u>教師以外が積極的に参画すべき業務</u>」「<u>教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務</u>」の3分類に基づき、業務軽減に向けた取組を促進します。 ● スクールサポートスタッフ、<u>スクールガードリーダー¹</u>、<u>ICT支援員等</u>地域人材の活用による支援の充実を図り、教員の負担を減らすことにより、本来業務に専念できる体制を整備します。 ● <u>将来にわたって、子どもたちがスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、希望する教員と地域の協力者が連携して支える体制を整備します。</u> <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #f4a460;">主要事業名</th> <th style="background-color: #f4a460;">事業の説明</th> <th style="background-color: #f4a460;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #f4a460;">学校支援事業</td> <td>教員の資質・能力向上のため、専門機関と連携した研修<u>を実施し、園、小、中学校で行われる教育の充実を図ります。</u></td> <td>教育未来課</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f4a460;">教育環境整備事業</td> <td><u>教育活動において民間企業や地域の人材・ノウハウを積極的に取り入れることにより、教員が子どもと向き合う時間と授業準備時間を確保し、教育活動の充実を図ります。</u></td> <td>教育未来課</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f4a460;">中学校部活動の体制構築事業</td> <td>教員の負担を軽減し、生徒と向き合う時間を確保することを目的として<u>地域で支える中学生の部活動の体制構築(地域展開)を目指します。</u></td> <td>社会教育課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	学校支援事業	教員の資質・能力向上のため、専門機関と連携した研修 <u>を実施し、園、小、中学校で行われる教育の充実を図ります。</u>	教育未来課	教育環境整備事業	<u>教育活動において民間企業や地域の人材・ノウハウを積極的に取り入れることにより、教員が子どもと向き合う時間と授業準備時間を確保し、教育活動の充実を図ります。</u>	教育未来課	中学校部活動の体制構築事業	教員の負担を軽減し、生徒と向き合う時間を確保することを目的として <u>地域で支える中学生の部活動の体制構築(地域展開)を目指します。</u>	社会教育課	
主要事業名	事業の説明	担当課																								
専門機関連携事業	教員の資質・能力向上のため、専門機関と連携した研修の充実を図ります。	子ども教育課																								
教育支援事業	子どもと向き合う時間を生み出す学校の働き方改革の推進のため、人的支援環境の整備を図ります。教育活動支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフ、スクールロイヤーによる支援の充実を図ります。	子ども教育課																								
中学校部活動支援事業	中学校の部活動の負担軽減のため、地域の人的支援と指導員制度を活用し充実を図ります。	子ども教育課																								
主要事業名	事業の説明	担当課																								
学校支援事業	教員の資質・能力向上のため、専門機関と連携した研修 <u>を実施し、園、小、中学校で行われる教育の充実を図ります。</u>	教育未来課																								
教育環境整備事業	<u>教育活動において民間企業や地域の人材・ノウハウを積極的に取り入れることにより、教員が子どもと向き合う時間と授業準備時間を確保し、教育活動の充実を図ります。</u>	教育未来課																								
中学校部活動の体制構築事業	教員の負担を軽減し、生徒と向き合う時間を確保することを目的として <u>地域で支える中学生の部活動の体制構築(地域展開)を目指します。</u>	社会教育課																								

¹ スクールガードリーダー：警察官OBなど防犯の知識を有する専門家。通学路や各校園を定期的に巡回・訪問する。

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 II 情報化社会を切り拓く子どもの育成

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考
<p>II 情報化社会を切り拓く子どもの育成</p> <p>1 科学技術の進展に対応できる力の伸長</p> <p>【現状と課題】</p> <p>(一人1台のICT機器の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町は、国のGIGAスクール構想に対応すべく、小中学校において、一人1台のICT機器(端末タブレット)を2020年度に整備しており、令和の学びの「スタンダード」としてこれまでとは大きく変革する教育体制に柔軟に対応していく必要があります。 災害や感染症対策など緊急事態により長期間の臨時休業となった際の学習保障のために、ICT機器を活用できる体制を構築する必要があります。 <p>(プログラミング教育の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> めざましく進展する科学技術により大きく変化する社会に対応できる能力を伸長するとともに、そのような社会を切り拓いていく態度を育成する必要があります。 そのために、プログラミング教育をとおして論理的思考力を養うとともに人間社会を豊かにする発想力を鍛える必要があります。 本町では、小学校で2018年度からプログラミング教育を試行しており、2020年度からの国が進める本格実施に対応していく必要があります。 <p>【基本方針】</p> <p>1人1台端末や高速大容量通信ネットワーク等のICT環境整備により、一人ひとりに対して学習の個別最適化を図るとともに子どもたちの理論的思考力・企画力の向上に向けプログラミング教育の促進の充実を図ります。</p>	<p>II 情報化社会を切り拓く子どもの育成</p> <p>1 科学技術の進展に対応できる力の伸長</p> <p>関連するSDGs</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>4 質の高い教育をみんなに</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> </div> </div> <p>【現状と課題】</p> <p>(1人1台のICT機器の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町は、<u>国のGIGAスクール構想第2期を迎え、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、小中学校において、1人1台のICT機器(タブレット端末)を2025年9月に更新しています。加えて、学校DX¹⁾の前提ともなる学校のネットワーク環境の改善、情報セキュリティ対策、教職員のICTリテラシーの向上にも取り組んでいます。</u> <u>端末の故障時、災害や感染症対策、不登校対策等においても、子どもたちの学びを止めない観点から、予備機の確保やICT環境整備を推進する必要があります。</u> <p>(情報活用能力の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> めざましく進展する科学技術により、<u>情報技術を自由自在に活用し、自らの人生や社会のために課題解決や探求ができる力がこれからの時代を生きる上で不可欠であることから、小中学校におけるプログラミング教育をはじめとして情報活用能力の向上に向けた支援を行っています。</u> <u>本町においては、授業でのICT機器の活用頻度は小中学校ともに高い状況であり、ほぼ毎日使用されていますが、文章作成や情報整理、プレゼンテーション作成などの情報活用能力を一層伸長する必要があります。</u> <p>【基本方針】</p> <p><u>子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びを充実するために、1人1台端末や高速大容量通信ネットワーク等のICT環境整備を図るとともに、子どもたちの情報活用能力を伸長するための指導體制の充実を図ります。</u></p>	


¹⁾ 学校DX：教育分野におけるデータやデジタル技術を活用して教育の質を向上させる取組。

²⁾ プログラミング教育：簡単な図形やブロックなどの部品を組み合わせて行うプログラミング体験を通じて、プログラミング的思考を育成するための教育。

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 II 情報化社会を切り拓く子どもの育成

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)		(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)		備考																																																					
<p>＜施策目標(分野別目標)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎日 PC 等の ICT を活用する割合</td> <td rowspan="2">ICT 教育の推進を示す指標</td> <td rowspan="2">$\frac{\text{PC 活用日数}}{\text{総授業日数}} \times 100$</td> <td>7.1% (小) (2019)</td> <td>80% (小)</td> <td rowspan="2">子ども教育課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>78.0% (中) (2019)</td> <td>100% (中)</td> </tr> <tr> <td>プログラミングが楽しい・好きという割合</td> <td></td> <td>$\frac{\text{「楽しい」の回答者}}{\text{回答者総数}} \times 100$</td> <td>- (2019)</td> <td>80%</td> <td>子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table>		指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	毎日 PC 等の ICT を活用する割合	ICT 教育の推進を示す指標	$\frac{\text{PC 活用日数}}{\text{総授業日数}} \times 100$	7.1% (小) (2019)	80% (小)	子ども教育課		78.0% (中) (2019)	100% (中)	プログラミングが楽しい・好きという割合		$\frac{\text{「楽しい」の回答者}}{\text{回答者総数}} \times 100$	- (2019)	80%	子ども教育課	<p>＜施策目標(分野別目標)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">PC 等の ICT 機器を毎日使用する割合</td> <td rowspan="2">ICT 機器の活用度を示す指標</td> <td rowspan="2">全国学力・学習状況調査 児童質問紙項目「ICT 機器をどの程度使ったか」に対して「ほぼ毎日」と回答した児童の割合</td> <td>町 59.4% 国 46.7% (2024)</td> <td>全国平均を上回る</td> <td rowspan="2">教育未来課</td> </tr> <tr> <td>全国学力・学習状況調査 生徒質問紙項目「ICT 機器をどの程度使ったか」に対して「ほぼ毎日」と回答した生徒の割合</td> <td>町 84.8% 国 53.2% (2024)</td> <td>全国平均を上回る</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">PC 等の ICT 機器で文章を作成できるという割合</td> <td rowspan="2">ICT 機器技能習熟度を示す指標</td> <td rowspan="2">全国学力・学習状況調査 児童質問紙項目「ICT 機器で文章を作成することができる」に対して肯定的な回答をした児童の割合</td> <td>町 59.4% 国 81.8% (2024)</td> <td>全国平均を上回る</td> <td rowspan="2">教育未来課</td> </tr> <tr> <td>全国学力・学習状況調査 生徒質問紙項目「ICT 機器で文章を作成することができる」に対して肯定的な回答をした生徒の割合</td> <td>町 77.6% 国 83.6% (2024)</td> <td>全国平均を上回る</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">プログラミングに対する興味関心の高まりの割合</td> <td rowspan="2">ICT 教育の推進を示す指標</td> <td rowspan="2">$\frac{\text{肯定的評価者数}}{\text{回答者総数}} \times 100$</td> <td>小 - (2024)</td> <td>80%</td> <td rowspan="2">教育未来課</td> </tr> <tr> <td>中 - (2024)</td> <td>70%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※全国学調は4月調査のため2025年度実施の結果が2024年度の数値となる。</p>		指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	PC 等の ICT 機器を毎日使用する割合	ICT 機器の活用度を示す指標	全国学力・学習状況調査 児童質問紙項目「ICT 機器をどの程度使ったか」に対して「ほぼ毎日」と回答した児童の割合	町 59.4% 国 46.7% (2024)	全国平均を上回る	教育未来課	全国学力・学習状況調査 生徒質問紙項目「ICT 機器をどの程度使ったか」に対して「ほぼ毎日」と回答した生徒の割合	町 84.8% 国 53.2% (2024)	全国平均を上回る	PC 等の ICT 機器で文章を作成できるという割合	ICT 機器技能習熟度を示す指標	全国学力・学習状況調査 児童質問紙項目「ICT 機器で文章を作成することができる」に対して肯定的な回答をした児童の割合	町 59.4% 国 81.8% (2024)	全国平均を上回る	教育未来課	全国学力・学習状況調査 生徒質問紙項目「ICT 機器で文章を作成することができる」に対して肯定的な回答をした生徒の割合	町 77.6% 国 83.6% (2024)	全国平均を上回る	プログラミングに対する興味関心の高まりの割合	ICT 教育の推進を示す指標	$\frac{\text{肯定的評価者数}}{\text{回答者総数}} \times 100$	小 - (2024)	80%	教育未来課	中 - (2024)	70%	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																																																				
毎日 PC 等の ICT を活用する割合	ICT 教育の推進を示す指標	$\frac{\text{PC 活用日数}}{\text{総授業日数}} \times 100$	7.1% (小) (2019)	80% (小)	子ども教育課																																																				
			78.0% (中) (2019)	100% (中)																																																					
プログラミングが楽しい・好きという割合		$\frac{\text{「楽しい」の回答者}}{\text{回答者総数}} \times 100$	- (2019)	80%	子ども教育課																																																				
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																																																				
PC 等の ICT 機器を毎日使用する割合	ICT 機器の活用度を示す指標	全国学力・学習状況調査 児童質問紙項目「ICT 機器をどの程度使ったか」に対して「ほぼ毎日」と回答した児童の割合	町 59.4% 国 46.7% (2024)	全国平均を上回る	教育未来課																																																				
			全国学力・学習状況調査 生徒質問紙項目「ICT 機器をどの程度使ったか」に対して「ほぼ毎日」と回答した生徒の割合	町 84.8% 国 53.2% (2024)		全国平均を上回る																																																			
PC 等の ICT 機器で文章を作成できるという割合	ICT 機器技能習熟度を示す指標	全国学力・学習状況調査 児童質問紙項目「ICT 機器で文章を作成することができる」に対して肯定的な回答をした児童の割合	町 59.4% 国 81.8% (2024)	全国平均を上回る	教育未来課																																																				
			全国学力・学習状況調査 生徒質問紙項目「ICT 機器で文章を作成することができる」に対して肯定的な回答をした生徒の割合	町 77.6% 国 83.6% (2024)		全国平均を上回る																																																			
プログラミングに対する興味関心の高まりの割合	ICT 教育の推進を示す指標	$\frac{\text{肯定的評価者数}}{\text{回答者総数}} \times 100$	小 - (2024)	80%	教育未来課																																																				
			中 - (2024)	70%																																																					
<p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p>科学技術の進展に対応できる力の伸長</p> </div> <div style="flex: 0.1; text-align: center;">➡</div> <div style="flex: 1;"> <p>(1) 一人1台の ICT 機器の活用 (2) プログラミング教育の充実</p> </div> </div> <p>(1) 一人1台の ICT 機器の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 時代に即した教育に対応する ICT 機器環境の整備・充実を図ります。 ● ICT 機器を使った授業改善・授業改革の推進により、特別な支援を必要とする児童生徒を含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、学習の個別最適化や反転学習を通して資質・能力を一層確実に育成します。 ● ICT 機器の活用により緊急事態による臨時休業の際の学びの保障に備えます。 		<p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p>科学技術の進展に対応できる力の伸長</p> </div> <div style="flex: 0.1; text-align: center;">➡</div> <div style="flex: 1;"> <p>(1) 1人1台の ICT 機器の活用 (2) 情報活用能力の向上</p> </div> </div> <p>(1) 1人1台の ICT 機器の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 時代に即した教育に対応する ICT 機器、<u>学校の通信ネットワーク環境、情報セキュリティ対策の整備・充実を図ります。</u>また、<u>教職員の ICT リテラシーの向上を支える研修を実施するとともに、ICT 機器を安定して活用する学校環境を整えるための ICT 支援員を配置します。</u> ● <u>日々使用する ICT 機器が故障した際や、災害や感染症対策、不登校対策等においても、子どもたちの学びの保障に備え、予備機と ICT 環境を適切に整備します。</u> 																																																							

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 II 情報化社会を切り拓く子どもの育成



現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																											
<p>(2) プログラミング教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT教育を推進するため、町教員全員研修会の実施、プログラミング教育推進委員会のリードの元での実践の累積及びプログラミング教育推進体制を確立します。 教科の中でのプログラミング的思考の育成のため教員の指導力向上を図るための外部講師の配置や、学校外でプログラミング的思考を生かして挑戦する場の提供を図ります。 <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ICT教育推進事業</td> <td>ICTの環境整備及びそれを活用した教育の充実化とともに企画力を育むプログラミング教育を進めるため、教員の指導力向上及び推進体制を確立します。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>専門機関連携事業(再掲)</td> <td>教員の資質・能力向上のため、専門機関と連携した研修の充実を図ります。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>情報機器ネットワーク管理事業</td> <td>配備したタブレット端末の保守点検や更新作業を確実にを行い、学習に必要なアプリケーションの充実を推進します。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 世界とつながる力の伸長</p> <p>【現状と課題】 (コミュニケーション活動を支える教材・教具の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界の人々とつながりながら生きる社会に対応できる能力を伸長するとともに、そのような社会を前向きに生きていく態度を育成するためには、適した英語教材・教具の整備が必要になります。 <p>(外国人とのコミュニケーションの場の設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町では、こども園から小学校低学年における町採用の英語非常勤講師による英語教育の試行をはじめ、中学校のALTの配置、中学生海外語学研修などによる英語教育を実施してきました。これらを充実させ、 	主要事業名	事業の説明	担当課	ICT教育推進事業	ICTの環境整備及びそれを活用した教育の充実化とともに企画力を育むプログラミング教育を進めるため、教員の指導力向上及び推進体制を確立します。	子ども教育課	専門機関連携事業(再掲)	教員の資質・能力向上のため、専門機関と連携した研修の充実を図ります。	子ども教育課	情報機器ネットワーク管理事業	配備したタブレット端末の保守点検や更新作業を確実にを行い、学習に必要なアプリケーションの充実を推進します。	子ども教育課	<p>(2) 情報活用能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報活用能力は探究的な学びを支える基盤であることから、情報技術力の伸長、情報技術の適切な取扱いや特性の理解について、小学校中学校を通じて一貫した指導ができるよう支援します。 情報領域を専門とする外部人材が中学校の情報・技術科、小学校における総合的な学習の時間等の指導者として参画し、質の高い授業が実施されるよう支援します。 <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校情報管理事業</td> <td>国のGIGAスクール構想に基づき、小・中学校において整備した1人1台のGIGAスクール端末及び高速大容量通信ネットワークの維持管理を行うとともに、ICT機器を活用し、時代に即した教育を推進するために必要な情報機器の整備を行います。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>教育環境整備事業(再掲)</td> <td>教育活動において民間企業や地域の人材・ノウハウを積極的に取り入れることにより、教員が子どもと向き合う時間と授業準備時間を確保し、教育活動の充実を図ります。</td> <td>教育未来課</td> </tr> <tr> <td>プログラミング教育事業</td> <td>情報領域を専門とする外部人材が小中学校の指導者として参画し、質の高い授業が実施されるよう支援します。</td> <td>教育未来課</td> </tr> <tr> <td>タイピングコンテスト事業</td> <td>ICT機器でのタイピング技能の向上のため、小学3年生以上と中学生の希望者が参加するタイピングコンテストを開催します。</td> <td>教育未来課</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 世界とつながる力の伸長</p> <p>関連するSDGs</p>  <p>【現状と課題】 (英語によるコミュニケーション活動を推進する環境整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 急速にグローバル化が進む社会において、世界の人々とつながりながら生きる能力を伸長するためには、異文化理解の精神、主体性、積極性、英語によるコミュニケーション能力を身に付けていく必要があります。そのため、町ではALT³を幼稚園と小学校に1人、中学校に1人の計2人を配置し、外国人とのコミュニケーションの場を提供するとともに、小学校には英語専科教員を1人配置し、幼稚園から中学校までを貫く英語教育を確立しています。 英語によるコミュニケーション能力を高めるためには、コミュニケーションを図る場や機会を充実させ 	主要事業名	事業の説明	担当課	学校情報管理事業	国のGIGAスクール構想に基づき、小・中学校において整備した1人1台のGIGAスクール端末及び高速大容量通信ネットワークの維持管理を行うとともに、ICT機器を活用し、時代に即した教育を推進するために必要な情報機器の整備を行います。	子ども教育課	教育環境整備事業(再掲)	教育活動において民間企業や地域の人材・ノウハウを積極的に取り入れることにより、教員が子どもと向き合う時間と授業準備時間を確保し、教育活動の充実を図ります。	教育未来課	プログラミング教育事業	情報領域を専門とする外部人材が小中学校の指導者として参画し、質の高い授業が実施されるよう支援します。	教育未来課	タイピングコンテスト事業	ICT機器でのタイピング技能の向上のため、小学3年生以上と中学生の希望者が参加するタイピングコンテストを開催します。	教育未来課	
主要事業名	事業の説明	担当課																											
ICT教育推進事業	ICTの環境整備及びそれを活用した教育の充実化とともに企画力を育むプログラミング教育を進めるため、教員の指導力向上及び推進体制を確立します。	子ども教育課																											
専門機関連携事業(再掲)	教員の資質・能力向上のため、専門機関と連携した研修の充実を図ります。	子ども教育課																											
情報機器ネットワーク管理事業	配備したタブレット端末の保守点検や更新作業を確実にを行い、学習に必要なアプリケーションの充実を推進します。	子ども教育課																											
主要事業名	事業の説明	担当課																											
学校情報管理事業	国のGIGAスクール構想に基づき、小・中学校において整備した1人1台のGIGAスクール端末及び高速大容量通信ネットワークの維持管理を行うとともに、ICT機器を活用し、時代に即した教育を推進するために必要な情報機器の整備を行います。	子ども教育課																											
教育環境整備事業(再掲)	教育活動において民間企業や地域の人材・ノウハウを積極的に取り入れることにより、教員が子どもと向き合う時間と授業準備時間を確保し、教育活動の充実を図ります。	教育未来課																											
プログラミング教育事業	情報領域を専門とする外部人材が小中学校の指導者として参画し、質の高い授業が実施されるよう支援します。	教育未来課																											
タイピングコンテスト事業	ICT機器でのタイピング技能の向上のため、小学3年生以上と中学生の希望者が参加するタイピングコンテストを開催します。	教育未来課																											

³ ALT：外国語指導助手のこと。英語の授業で補助教員として指導に当たる外国籍者。

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 II 情報化社会を切り拓く子どもの育成

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																																										
<p>こども園から中学校までを貫く英語教育の確立とともに、外国人とコミュニケーションを図る場をより多く提供することが必要となります。</p> <p>(地域や町に関する知識・理解の獲得)</p> <ul style="list-style-type: none"> グローバル化に対応していくためには、世界の人々に語ることのできる郷土や日本の文化等の教養を備えた上でのコミュニケーションが大切となります。 <p>(英語力の確認・挑戦)</p> <ul style="list-style-type: none"> 英語力向上のためには、学んだ英語力を自らが客観的に確認するとともに、さらに挑戦していく姿勢を養うことが重要となります。 <p>【基本方針】</p> <p>地域への愛着をもったグローバル人材として、外国人と臆せずコミュニケーションできる能力の伸長のため、英語学習の教材やコミュニケーションの場の提供等の学年段階に応じた環境整備の充実とともに、英語学習へのモチベーションの維持・向上を図ります。</p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イングリッシュキャンプの参加人数</td> <td>外国語教育・国際理解への充実度を示す指標</td> <td>参加人数</td> <td>- (2019)</td> <td>30人</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>中学生英検3級合格者</td> <td>一定レベルの英語力到達度を示す指標</td> <td>$\frac{\text{合格者数}}{\text{3学年生徒数}} \times 100$</td> <td>14% (2019)</td> <td>40%</td> <td>子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #f9f9f9;"> <p>世界とつながる力の伸長 (1) コミュニケーション活動を支える教材・教具の整備 (2) 外国人とコミュニケーションを必要とする場の提供 (3) 地域や町に関する知識・理解の獲得 (4) 英語力の確認・挑戦</p> </div>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	イングリッシュキャンプの参加人数	外国語教育・国際理解への充実度を示す指標	参加人数	- (2019)	30人	子ども教育課	中学生英検3級合格者	一定レベルの英語力到達度を示す指標	$\frac{\text{合格者数}}{\text{3学年生徒数}} \times 100$	14% (2019)	40%	子ども教育課	<p><u>る必要があります。</u></p> <p>(地域や町に関する知識・理解の獲得)</p> <ul style="list-style-type: none"> グローバル化に対応していくためには、世界の人々に語ることのできる郷土や日本の文化等の教養を備えた上でのコミュニケーションが大切<u>であることから、町の歴史や文化、産業などについて学ぶ機会を確保するとともに、地域について学ぶ「地域教育プログラム」を実施し、地域への愛着を育んでいます。</u> <u>このような学びを自分のものとするには、他者に対して発表する、提案する、自ら行動するなどの主体的な表現が必要です。</u> <p>(英語力の確認・挑戦)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>子どもたちが自分の英語力を確認したり、挑戦したりする機会を提供するために、英語検定を含む検定料補助事業を実施しています。本事業を活用して、より多くの子どもたちが検定に挑戦しようとする気持ちを高めるために、本事業の周知方法や申請方法等について改善していく必要があります。</u> <p>【基本方針】</p> <p>地域への愛着をもったグローバル人材として、外国人と臆せずコミュニケーションできる能力を伸長するため、<u>コミュニケーションを必要とする機会やふるさとについて学ぶ場の創出を図ります。</u></p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>英語の上達意欲に対する肯定的評価の割合</td> <td>英語教育の充実度を示す指標</td> <td>$\frac{\text{肯定的評価生徒数}}{\text{中学2年生生徒数}} \times 100$</td> <td>87.5% (2024)</td> <td>90%</td> <td>教育未来課</td> </tr> <tr> <td>英検3級レベル以上の割合</td> <td>一定レベルの英語力到達度を示す指標</td> <td>$\frac{\text{英検IBAにおいて英検3級レベル以上中学3年受験者数}}{\text{中学3年受験者数}} \times 100$</td> <td>37.3% (2024)</td> <td>50%</td> <td>教育未来課</td> </tr> <tr> <td>英語検定料補助の申請者数</td> <td>英検に挑戦する意欲の高まりを示す指標</td> <td>検定料補助金申請のうち英語検定の補助申請者数</td> <td>47人 (2024)</td> <td>60人</td> <td>教育未来課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #f9f9f9;"> <p>世界とつながる力の伸長 (1) 英語によるコミュニケーション活動を推進する環境整備 (2) 地域や町に関する知識・理解の獲得 (3) 英語力の確認・挑戦</p> </div>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	英語の上達意欲に対する肯定的評価の割合	英語教育の充実度を示す指標	$\frac{\text{肯定的評価生徒数}}{\text{中学2年生生徒数}} \times 100$	87.5% (2024)	90%	教育未来課	英検3級レベル以上の割合	一定レベルの英語力到達度を示す指標	$\frac{\text{英検IBAにおいて英検3級レベル以上中学3年受験者数}}{\text{中学3年受験者数}} \times 100$	37.3% (2024)	50%	教育未来課	英語検定料補助の申請者数	英検に挑戦する意欲の高まりを示す指標	検定料補助金申請のうち英語検定の補助申請者数	47人 (2024)	60人	教育未来課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																																							
イングリッシュキャンプの参加人数	外国語教育・国際理解への充実度を示す指標	参加人数	- (2019)	30人	子ども教育課																																							
中学生英検3級合格者	一定レベルの英語力到達度を示す指標	$\frac{\text{合格者数}}{\text{3学年生徒数}} \times 100$	14% (2019)	40%	子ども教育課																																							
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																																							
英語の上達意欲に対する肯定的評価の割合	英語教育の充実度を示す指標	$\frac{\text{肯定的評価生徒数}}{\text{中学2年生生徒数}} \times 100$	87.5% (2024)	90%	教育未来課																																							
英検3級レベル以上の割合	一定レベルの英語力到達度を示す指標	$\frac{\text{英検IBAにおいて英検3級レベル以上中学3年受験者数}}{\text{中学3年受験者数}} \times 100$	37.3% (2024)	50%	教育未来課																																							
英語検定料補助の申請者数	英検に挑戦する意欲の高まりを示す指標	検定料補助金申請のうち英語検定の補助申請者数	47人 (2024)	60人	教育未来課																																							

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 II 情報化社会を切り拓く子どもの育成

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考															
<p>(1) コミュニケーション活動を支える教材・教具の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園・小学校低中学年に必要な英語教材・教具の充実を図ります。 ● 英語学習への意欲向上・学習の充実を図るインターネット接続環境整備を図ります。 <p>(2) 外国人とコミュニケーションを必要とする場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ネイティブスピーカーを活用し、授業だけでなく長期休業中を利用したイングリッシュキャンプによる英会話教室など学習意欲を持つ児童生徒の誰もが英語に親しむことができる場を提供します。 <p>(3) 地域や町に関する知識・理解の獲得</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域への愛着をもったグローバル人材の育成のため、地域教育プログラムの創造・実施・評価・改善への支援をします。 <p>(4) 英語力の確認・挑戦</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 英語検定(実用英語技能検定)の受験推奨を図り、中学終了段階における3級合格者の増加を促進します。 <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">主要事業名</th> <th style="width: 50%;">事業の説明</th> <th style="width: 30%;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外国語教育推進事業</td> <td>急速なグローバル化の進展による英語力の充実とコミュニケーション内容を豊かにする能力の向上を図ります。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	外国語教育推進事業	急速なグローバル化の進展による英語力の充実とコミュニケーション内容を豊かにする能力の向上を図ります。	子ども教育課	<p>(1) 英語によるコミュニケーション活動を推進する環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>幼稚園から中学校までを貫く英語教育を確立するために、適切な人数のALTを配置し、県の小学校英語専科教員の配置継続を働きかけ、英語によるコミュニケーションを図る場の充実を図ります。</u> ● <u>英語学習への意欲向上、既習事項の定着や即時フィードバックが可能となる学習システムの導入の検討、環境整備を図るとともに、授業だけでなく長期休業を利用したイングリッシュキャンプによる語学研修など学習意欲を持つ子どもたちの誰もが英語に親しむことができる場を提供します。</u> <p>(2) 地域や町に関する知識・理解の獲得</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域への愛着をもったグローバル人材の育成のため、地域教育プログラムの創造・実施・評価・改善を支援します。 ● <u>町に関する知識や理解を深め、子どもたちの郷土愛を育むために、町の歴史や文化、産業などについて学ぶ機会の設定を支援します。</u> <p>(3) 英語力の確認・挑戦</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 英語検定(実用英語技能検定)の受験推奨を図り、中学終了段階における3級合格者の増加を促進します。 <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">主要事業名</th> <th style="width: 50%;">事業の説明</th> <th style="width: 30%;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>英語教育事業</td> <td><u>国際社会に対応できる人材育成を目指すため、ALTを適切に配置するとともに、イングリッシュキャンプ、AI英会話学習ソフト、英検補助などを整備し、子どもたちの英語力の充実と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成します。</u></td> <td>教育未来課</td> </tr> <tr> <td><u>小学校における「ふるさとだいすき講座」の実施(再掲)</u></td> <td><u>生まれ育った町の歴史や文化、産業、方言などについての見識を深めることを目的とした小学生対象の出前講座「ふるさとだいすき講座」を実施することで、郷土愛の醸成を図ります。</u></td> <td>教育未来課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	英語教育事業	<u>国際社会に対応できる人材育成を目指すため、ALTを適切に配置するとともに、イングリッシュキャンプ、AI英会話学習ソフト、英検補助などを整備し、子どもたちの英語力の充実と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成します。</u>	教育未来課	<u>小学校における「ふるさとだいすき講座」の実施(再掲)</u>	<u>生まれ育った町の歴史や文化、産業、方言などについての見識を深めることを目的とした小学生対象の出前講座「ふるさとだいすき講座」を実施することで、郷土愛の醸成を図ります。</u>	教育未来課	
主要事業名	事業の説明	担当課															
外国語教育推進事業	急速なグローバル化の進展による英語力の充実とコミュニケーション内容を豊かにする能力の向上を図ります。	子ども教育課															
主要事業名	事業の説明	担当課															
英語教育事業	<u>国際社会に対応できる人材育成を目指すため、ALTを適切に配置するとともに、イングリッシュキャンプ、AI英会話学習ソフト、英検補助などを整備し、子どもたちの英語力の充実と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成します。</u>	教育未来課															
<u>小学校における「ふるさとだいすき講座」の実施(再掲)</u>	<u>生まれ育った町の歴史や文化、産業、方言などについての見識を深めることを目的とした小学生対象の出前講座「ふるさとだいすき講座」を実施することで、郷土愛の醸成を図ります。</u>	教育未来課															
3 貢献意欲の醸成	3 <u>子どもたちの主体的な社会参画</u>																
	<p>関連するSDGs</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>4 質の高い教育をみんなに</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  </div> </div>																

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 II 情報化社会を切り拓く子どもの育成

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																																								
<p>【現状と課題】 (指導サポートの充実)(社会貢献活動の参加促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「社会に役立ちたい」と思っている日本人は約7割といわれており、社会貢献への関心や意識が高まっていることから、子どものうちから社会貢献について学んでおくことは、自分にとっての社会貢献とは何かを考える上で重要と言えます。 児童生徒が地域社会貢献に積極的に関わることで、地域の良さや課題を知るだけでなく自分の考えを持ち、また、何らかの行動を起こしたりする経験は、自己肯定感を高め、将来、社会人として主体的に活躍するために必要となります。 <p>【基本方針】 児童生徒が社会形成能力を育み、他者から信頼され、自立した社会人として育つため、社会貢献活動の機会を通して自己肯定感や学習意欲を高め、協働的な学びを体験するなどによる質の高い教育を推進します。</p> <p>＜施策目標(分野別目標)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">人の役に立つ人間になりたいと思う割合</td> <td rowspan="4">社会貢献意欲を示す指標</td> <td rowspan="4">全国学力・学習状況調査において、高めてもらいたい質問事項の断定的肯定割合</td> <td>小</td> <td>81.0% (2019)</td> <td>90%</td> <td rowspan="2">子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>68.9% (2019)</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域の行事に参加している割合</td> <td>小</td> <td>56.3% (2019)</td> <td>80%</td> <td rowspan="2">子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>19.7% (2019)</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	人の役に立つ人間になりたいと思う割合	社会貢献意欲を示す指標	全国学力・学習状況調査において、高めてもらいたい質問事項の断定的肯定割合	小	81.0% (2019)	90%	子ども教育課	中	68.9% (2019)	90%	地域の行事に参加している割合	小	56.3% (2019)	80%	子ども教育課	中	19.7% (2019)	40%	<p>【現状と課題】 (地域教育プログラム⁴の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町の各小中学校では、教科等で学んだ知識及び技能を、生きて働く「確かな知識」として他の場面でも活用し、よりよい社会の在り方を求めて考え、企画し、行動する態度と能力を高めることができるよう、各校のテーマに沿って地域教育プログラムを実践してきました。 子どもたちが地域教育プログラムをきっかけに、地域の良さや課題を知るだけでなく、自分の考えを持ったり、何らかの行動を起こしたりする経験は、自己肯定感を高め、将来、社会人として主体的に社会参画するために必要となることから地域教育プログラムを一層充実する必要があります。 <p>(子どもの意見を反映させる受け皿の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各小中学校では、児童生徒が主体となって学校行事における学習の発表や意見の表明、ルール形成や学校生活の改善など、発達段階に応じて取り組んできました。 子どもたちがより主体となって社会参画を進めていくためには、意見表明の機会、合意形成の機会、参画の機会、子どもたちの意見が反映される機会を提供する必要があります。 <p>【基本方針】 子どもたちの主体的な社会参画を促すため、小中学校における地域教育プログラムの充実を支援するとともに、子どもの意見を反映させる受け皿の整備を推進することで、他者から信頼され、自立した社会人としての資質の醸成を図ります。</p> <p>＜施策目標(分野別目標)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">人の役に立つ人間になりたいと思う割合</td> <td rowspan="4">社会貢献意欲を示す指標</td> <td rowspan="4">全国学力・学習状況調査の質問項目「人の役に立つ人間になりたい」の肯定的回答割合⁵</td> <td>小</td> <td>町98.6% 国96.4% (2024)</td> <td>全国平均を上回る (2030)</td> <td rowspan="4">教育未来課</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>町97.6% 国96.6% (2024)</td> <td>全国平均を上回る (2030)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※全国学調は4月調査のため2025年度実施の結果が2024年度の数値となる。</p>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	人の役に立つ人間になりたいと思う割合	社会貢献意欲を示す指標	全国学力・学習状況調査の質問項目「人の役に立つ人間になりたい」の肯定的回答割合 ⁵	小	町98.6% 国96.4% (2024)	全国平均を上回る (2030)	教育未来課	中	町97.6% 国96.6% (2024)	全国平均を上回る (2030)	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																																					
人の役に立つ人間になりたいと思う割合	社会貢献意欲を示す指標	全国学力・学習状況調査において、高めてもらいたい質問事項の断定的肯定割合	小	81.0% (2019)	90%	子ども教育課																																				
			中	68.9% (2019)	90%																																					
地域の行事に参加している割合			小	56.3% (2019)	80%	子ども教育課																																				
			中	19.7% (2019)	40%																																					
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																																					
人の役に立つ人間になりたいと思う割合	社会貢献意欲を示す指標	全国学力・学習状況調査の質問項目「人の役に立つ人間になりたい」の肯定的回答割合 ⁵	小	町98.6% 国96.4% (2024)	全国平均を上回る (2030)	教育未来課																																				
			中	町97.6% 国96.6% (2024)	全国平均を上回る (2030)																																					

⁴ 地域教育プログラム：学校と地域社会が連携・協働して実施する、地域に根ざした実践的で主体的な学びを促す教育活動。
⁵ 肯定的回答割合：質問に対する回答が例として①「思う」②「だいたい思う」③「あまり思わない」④「思わない」の場合、①②の割合をいう。

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 II 情報化社会を切り拓く子どもの育成

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考												
<p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">貢献意欲の醸成 ➡</p> <p style="text-align: right;">(1) 指導サポート体制の構築 (2) 社会貢献活動への参加促進</p> </div> <p>(1) 指導サポート体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会貢献教育の必要性についての理解を促し、学校を地域社会とつなぎ、社会貢献教育を理解しプログラムを教員と一緒に作り、実施していくサポート体制を構築します。 <p>(2) 社会貢献活動への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒が集落活動やボランティア団体等が行う社会貢献活動に関心を持ち参加体験の実践や自らが企画・実践し達成感を得る体験をとおして、社会の中でかけがえのない役割があるという自己肯定感の高揚を図ります。 <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">主要事業名</th> <th style="width: 50%;">事業の説明</th> <th style="width: 30%;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">社会貢献推進事業</td> <td>社会貢献に関する教育プログラムを理解し、学校教育現場に社会貢献に関するプログラムを提供し、児童生徒の参画を促進します。</td> <td style="text-align: center;">子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table> <p style="background-color: #ffcc99; padding: 5px; margin-top: 20px;">4 学力・学習状況の向上</p> <p>【現状と課題】</p> <p>(確かな学力の定着を目指す教育の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 急速に進展する社会を生き抜き、未来を創っていくために、主体的・対話的に深い学びを重視し、学びに向かう力を向上させることが必要となっています。 ・ 本町の小中学校において、「いじめは、どんな理由があってもいけないこと」「人の役に立つ人間になりたい」と思う割合が高い反面、「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」「話し合いを通じて考えを深めたり広げたりしている」の割合が低い状況にあります。 ・ 本町の児童生徒の傾向としては家庭学習の時間が少ない反面、家でのインターネット動画視聴、ゲームなどに費やす時間が多いと指摘されており、家庭学習のための生活習慣の見直しや学習意欲の向上への啓 	主要事業名	事業の説明	担当課	社会貢献推進事業	社会貢献に関する教育プログラムを理解し、学校教育現場に社会貢献に関するプログラムを提供し、児童生徒の参画を促進します。	子ども教育課	<p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">子どもたちの主体的な社会参画 ➡</p> <p style="text-align: right;">(1) 地域教育プログラムの充実 (2) 子どもの意見を反映させる受け皿の整備</p> </div> <p>(1) 地域教育プログラムの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>子どもたちの主体的な社会参画の必要性についての理解を促し、学校ごとに地域性を考慮してテーマを設定し、学年ごとに発展性をもった地域教育プログラムの取組を支援します。</u> <p>(2) 子どもの意見を反映させる受け皿の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>子どもたちの発達段階に応じて、意見表明、合意形成、参画、意見反映などの機会を提供します。</u> <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">主要事業名</th> <th style="width: 50%;">事業の説明</th> <th style="width: 30%;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">学校支援事業 (再掲)</td> <td><u>教員の資質・能力向上のため、専門機関と連携した研修を実施し、園、小、中学校で行われる教育の充実を図ります。</u></td> <td style="text-align: center;">教育未来課</td> </tr> </tbody> </table> <p style="background-color: #ffcc99; padding: 5px; margin-top: 20px;">4 多様な子どもたちへの深い学びの提供</p> <p>関連するSDGs</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>4 質の高い教育を みんなに</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられる まちづくりを</p> </div> </div> <p>【現状と課題】</p> <p>(主体的・対話的で深い学びの実装)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる社会の作り手を育てるために、当町では、2020年度からいち早く1人1台のタブレット端末を配備するとともに、個別最適な学びと協働的な学びの実現のため、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善に取り組んできました。</u> ・ 「主体的・対話的で深い学び」の実装は、次期学習指導要領において中核となることであり、その実現には、全ての活動の基盤としての心理的安全性の確保と綿密な授業準備、専門性の高い研修が欠かせません。 	主要事業名	事業の説明	担当課	学校支援事業 (再掲)	<u>教員の資質・能力向上のため、専門機関と連携した研修を実施し、園、小、中学校で行われる教育の充実を図ります。</u>	教育未来課	
主要事業名	事業の説明	担当課												
社会貢献推進事業	社会貢献に関する教育プログラムを理解し、学校教育現場に社会貢献に関するプログラムを提供し、児童生徒の参画を促進します。	子ども教育課												
主要事業名	事業の説明	担当課												
学校支援事業 (再掲)	<u>教員の資質・能力向上のため、専門機関と連携した研修を実施し、園、小、中学校で行われる教育の充実を図ります。</u>	教育未来課												

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 II 情報化社会を切り拓く子どもの育成

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																																
<p>発が求められています。</p> <p>【基本方針】 主体的・対話的で深い学びの実現により学力の向上や確かな学力の定着を図るため、教員の授業改善・授業改革や働き方改革の支援とともに、児童生徒の個性に応じた追求に対する保障により学びに向かう力の向上を図ります。 また、生活習慣の改善による家庭学習の習慣づけを促進します。</p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全国標準学力検査の偏差値</td> <td rowspan="2">全国標準に照らして客観的に算出された数値</td> <td>全国標準学力検査(CRT) 3小学校5.6年生の4教科平均の偏差値(全国平均は100)</td> <td>96</td> <td>102</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>全国標準学力検査(CRT) 聖籠中学校1から3年生の5教科平均の偏差値(全国平均は100)</td> <td>※</td> <td>102</td> <td>子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※2019年度までNRT検査を実施 2020年度よりCRT検査</p> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">学力・学習状況の向上</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">➡</div> <div>(1) 確かな学力の定着を目指す教育の充実</div> </div>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	全国標準学力検査の偏差値	全国標準に照らして客観的に算出された数値	全国標準学力検査(CRT) 3小学校5.6年生の4教科平均の偏差値(全国平均は100)	96	102	子ども教育課	全国標準学力検査(CRT) 聖籠中学校1から3年生の5教科平均の偏差値(全国平均は100)	※	102	子ども教育課	<p>子どもと向き合う時間を確保し、充実した教育活動を実現するために、学校における働き方改革の更なる推進が必要となります。</p> <p>(多様性の包摂)</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な個性や特性、背景を有する子どもが多くなっているなか、こうした多様性を個人及び社会の力に変える観点から、一人ひとりの意欲を高め、可能性を開花し、個性が輝く教育を実現するために、本町では、基礎的環境整備と合理的配慮により、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム⁶の構築を推進してきました。 多様な子どもたちが「好き(興味・関心)」を育み、「得意」を伸ばしながら(とんがりの伸長)、それらを原動力として学び全体への動機づけを図り、学びに向かうエネルギーを高める必要があります。 <p>【基本方針】 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図るため、教員の授業づくりに関わる研修の充実を図ります。また、子どもと向き合う時間や授業準備、研修等の時間確保を目指した働き方改革を支援するとともに、子どもたちの学びたい意欲に応える場を設定し、学ぶ力の伸長を図ります。</p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">主体的に学び方を考えている児童生徒の割合</td> <td rowspan="2">学ぶ力の伸長度を示す指標</td> <td>全国学力・学習状況調査 児童質問紙項目「自分で学び方を考え、工夫している」に対して肯定的回答をした児童の割合</td> <td>町91.3% 国81.7% (2024)</td> <td>全国平均を上回る</td> <td>教育未来課</td> </tr> <tr> <td>全国学力・学習状況調査 生徒質問紙項目「自分で学び方を考え、工夫している」に対して肯定的回答をした生徒の割合</td> <td>町82.4% 国77.5% (2024)</td> <td>全国平均を上回る</td> <td>教育未来課</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※全国学調は4月調査のため2025年度実施の結果が2024年度の数値となる。</p> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">多様な子どもたちへの深い学びの提供</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">➡</div> <div>(1) 主体的・対話的で深い学びの実装 (2) 多様性の包摂</div> </div>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	主体的に学び方を考えている児童生徒の割合	学ぶ力の伸長度を示す指標	全国学力・学習状況調査 児童質問紙項目「自分で学び方を考え、工夫している」に対して肯定的回答をした児童の割合	町91.3% 国81.7% (2024)	全国平均を上回る	教育未来課	全国学力・学習状況調査 生徒質問紙項目「自分で学び方を考え、工夫している」に対して肯定的回答をした生徒の割合	町82.4% 国77.5% (2024)	全国平均を上回る	教育未来課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																													
全国標準学力検査の偏差値	全国標準に照らして客観的に算出された数値	全国標準学力検査(CRT) 3小学校5.6年生の4教科平均の偏差値(全国平均は100)	96	102	子ども教育課																													
		全国標準学力検査(CRT) 聖籠中学校1から3年生の5教科平均の偏差値(全国平均は100)	※	102	子ども教育課																													
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																													
主体的に学び方を考えている児童生徒の割合	学ぶ力の伸長度を示す指標	全国学力・学習状況調査 児童質問紙項目「自分で学び方を考え、工夫している」に対して肯定的回答をした児童の割合	町91.3% 国81.7% (2024)	全国平均を上回る	教育未来課																													
		全国学力・学習状況調査 生徒質問紙項目「自分で学び方を考え、工夫している」に対して肯定的回答をした生徒の割合	町82.4% 国77.5% (2024)	全国平均を上回る	教育未来課																													


⁶ インクルーシブ教育システム：障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちが共に学び、多様性を尊重し、支え合える共生社会を築くことを目指す教育の仕組み。

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 II 情報化社会を切り拓く子どもの育成

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																																	
<p>(1) 確かな学力の定着を目指す教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日々の学習において安定した学びを保障するため、教員の授業力の向上、研修の充実を図ります。 ● UDLを基本として、「学習課題」と「まとめ」、「振り返り」のある授業の定着を図ります。 ● 教員の働き方改革による教員の負担軽減化により、児童生徒を向き合う時間の確保を図ります。 ● 新しい教育内容の獲得をベースとしつつ、他にはない目立った長所や優れた面や可能性を秘めているなど、児童生徒の個性・興味関心・特技に応じたさらなる追及意欲に対する保障による「とんがり」の推奨を図ります。 ● 家庭学習の時間を確保し習慣づけるための支援・情報提供の充実に努めます。 <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習改善事業</td> <td>教員の授業力向上のため、指導主事による日常的な授業づくり支援を展開します。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>学校運営支援事業</td> <td>児童生徒の学習活動への支援を充実させるため、ボランティア体制の充実のために小・中学校に推進員を配置します。また、小学校には放課後自学支援ルームを開設します。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>教育支援事業(再掲)</td> <td>子どもと向き合う時間を生み出す学校の働き方改革の推進のため、人的支援環境の整備を図ります。教育活動支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフ、スクールロイヤーによる支援の充実を図ります。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>情報機器ネットワーク管理事業(再掲)</td> <td>配備したタブレット端末の保守点検や更新作業を確実にを行い、学習に必要なアプリケーションの充実を推進します。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	学習改善事業	教員の授業力向上のため、指導主事による日常的な授業づくり支援を展開します。	子ども教育課	学校運営支援事業	児童生徒の学習活動への支援を充実させるため、ボランティア体制の充実のために小・中学校に推進員を配置します。また、小学校には放課後自学支援ルームを開設します。	子ども教育課	教育支援事業(再掲)	子どもと向き合う時間を生み出す学校の働き方改革の推進のため、人的支援環境の整備を図ります。教育活動支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフ、スクールロイヤーによる支援の充実を図ります。	子ども教育課	情報機器ネットワーク管理事業(再掲)	配備したタブレット端末の保守点検や更新作業を確実にを行い、学習に必要なアプリケーションの充実を推進します。	子ども教育課	<p>(1) 主体的・対話的で深い学びの実装</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>UDL⁷に基づいて、「学習課題」と「まとめ」、「振り返り」のある授業を基本とし、主体的・対話的で深い学びを実現するために、個別最適な学びと協働的な学びについて理解を深め、実践できるよう支援します。</u> ● <u>子どもと向き合う時間を確保し、充実した教育活動を実現するために、学校における「3分類」に基づいた働き方改革の推進を支援します。</u> <p>(2) 多様性の包摂</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>多様な個性や特性、背景を有する子どもたちが輝く教育の実現のために、基礎的環境整備と合理的配慮により、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を推進します。</u> ● <u>多様な子どもたちが「好き(興味・関心)」を育み、「得意」を伸ばしながら(とんがりの伸長)、それらを原動力として学び全体への動機づけを図り、学びに向かうエネルギーを高める場を提供します。また、学習意欲の向上と学習習慣が定着するきっかけとなるような機会を設定します。</u> <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指導主事訪問事業</td> <td>教員の授業力向上のため、指導主事による日常的な授業づくり支援を展開します。</td> <td>教育未来課</td> </tr> <tr> <td>学古堂事業</td> <td><u>個別指導を通して中学生の学習意欲の向上と家庭学習の習慣化を図るとともに、中学生の進路実現のため、中学生のニーズに応じた学習の場を提供します。</u></td> <td>教育未来課</td> </tr> <tr> <td>教育環境整備事業(再掲)</td> <td><u>教育活動において民間企業や地域の人材・ノウハウを積極的に取り入れることにより、教員が子どもと向き合う時間と授業準備時間を確保し、教育活動の充実を図ります。</u></td> <td>教育未来課</td> </tr> <tr> <td>学校支援事業(再掲)</td> <td><u>教員の資質・能力向上のため、専門機関と連携した研修を実施し、園、小、中学校で行われる教育の充実を図ります。</u></td> <td>教育未来課</td> </tr> <tr> <td>学校情報管理事業(再掲)</td> <td><u>国のGIGAスクール構想に基づき、小・中学校において整備した1人1台のGIGAスクール端末及び高速大容量通信ネットワークの維持管理を行うとともに、ICT機器を活用し、時代に即した教育を推進するために必要な情報機器の整備を行います。</u></td> <td>子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	指導主事訪問事業	教員の授業力向上のため、指導主事による日常的な授業づくり支援を展開します。	教育未来課	学古堂事業	<u>個別指導を通して中学生の学習意欲の向上と家庭学習の習慣化を図るとともに、中学生の進路実現のため、中学生のニーズに応じた学習の場を提供します。</u>	教育未来課	教育環境整備事業(再掲)	<u>教育活動において民間企業や地域の人材・ノウハウを積極的に取り入れることにより、教員が子どもと向き合う時間と授業準備時間を確保し、教育活動の充実を図ります。</u>	教育未来課	学校支援事業(再掲)	<u>教員の資質・能力向上のため、専門機関と連携した研修を実施し、園、小、中学校で行われる教育の充実を図ります。</u>	教育未来課	学校情報管理事業(再掲)	<u>国のGIGAスクール構想に基づき、小・中学校において整備した1人1台のGIGAスクール端末及び高速大容量通信ネットワークの維持管理を行うとともに、ICT機器を活用し、時代に即した教育を推進するために必要な情報機器の整備を行います。</u>	子ども教育課	
主要事業名	事業の説明	担当課																																	
学習改善事業	教員の授業力向上のため、指導主事による日常的な授業づくり支援を展開します。	子ども教育課																																	
学校運営支援事業	児童生徒の学習活動への支援を充実させるため、ボランティア体制の充実のために小・中学校に推進員を配置します。また、小学校には放課後自学支援ルームを開設します。	子ども教育課																																	
教育支援事業(再掲)	子どもと向き合う時間を生み出す学校の働き方改革の推進のため、人的支援環境の整備を図ります。教育活動支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフ、スクールロイヤーによる支援の充実を図ります。	子ども教育課																																	
情報機器ネットワーク管理事業(再掲)	配備したタブレット端末の保守点検や更新作業を確実にを行い、学習に必要なアプリケーションの充実を推進します。	子ども教育課																																	
主要事業名	事業の説明	担当課																																	
指導主事訪問事業	教員の授業力向上のため、指導主事による日常的な授業づくり支援を展開します。	教育未来課																																	
学古堂事業	<u>個別指導を通して中学生の学習意欲の向上と家庭学習の習慣化を図るとともに、中学生の進路実現のため、中学生のニーズに応じた学習の場を提供します。</u>	教育未来課																																	
教育環境整備事業(再掲)	<u>教育活動において民間企業や地域の人材・ノウハウを積極的に取り入れることにより、教員が子どもと向き合う時間と授業準備時間を確保し、教育活動の充実を図ります。</u>	教育未来課																																	
学校支援事業(再掲)	<u>教員の資質・能力向上のため、専門機関と連携した研修を実施し、園、小、中学校で行われる教育の充実を図ります。</u>	教育未来課																																	
学校情報管理事業(再掲)	<u>国のGIGAスクール構想に基づき、小・中学校において整備した1人1台のGIGAスクール端末及び高速大容量通信ネットワークの維持管理を行うとともに、ICT機器を活用し、時代に即した教育を推進するために必要な情報機器の整備を行います。</u>	子ども教育課																																	


⁷ UDL : (Universal Design Learning) どのように学習するかについての科学的洞察に基づいて、すべての人々の教育の学習改善及び最適化するためのフレームワーク。学びのユニバーサルデザインとも略される。

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 III 教育環境の整備・充実

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																								
<p>III 教育環境の整備・充実</p> <p>1 施設の経年劣化等への対応</p> <p>【現状と課題】 (学びを支える教育環境の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が1日の大半を過ごす学習の場、生活の場としての学校施設は常に安全で快適な環境下とする必要があります。 町立の学校・幼稚園や共同調理場など建築後数十年が経過し老朽化が進んでおり、安全面での不具合や機能面での不具合が発生し、健全な状態に保つために大規模改修が必要となっています。 教育の充実のためには必要な教材の確保とともに、ICT教育等時代に応じた教育環境に適応した施設の整備・充実が今後においても肝要となってきます。 遠距離からの児童生徒の通学における負担が他児童生徒よりも大きいことから軽減化対策が必要となっています。 社会教育施設及び体育施設は建築後数十年が経過し老朽化が進んでおり、安全面や機能面での不具合が発生しており、健全な状態に保つために大規模改修が必要となっています。 図書館は建築後6年が経過し、不具合が発生し始めており、状況に応じた補修が必要となっています。 <p>【基本方針】 安全で安心できる適切な教育環境が確保され、継続的な施設運営ができるよう学校や共同調理場等の施設の適切な維持管理に努めるとともに必要な整備を図ります。 また、望ましい食習慣等を身に付けるための学校給食の提供や登下校通学における負担軽減策など学びに向き合うための環境対策を図ります。</p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長寿命化計画に基づき長寿命化が図られた施設</td> <td>学校施設の老朽化対策を効率的・効果的に進めていくための指標</td> <td>計画に基づく実施(累計数)</td> <td>策定中(2019)</td> <td>3</td> <td>子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値	主管課	長寿命化計画に基づき長寿命化が図られた施設	学校施設の老朽化対策を効率的・効果的に進めていくための指標	計画に基づく実施(累計数)	策定中(2019)	3	子ども教育課	<p>III 教育環境の整備・充実</p> <p>1 施設の経年劣化等への対応</p> <p>関連するSDGs</p>  <p>【現状と課題】 (学びを支える教育環境の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が1日の大半を過ごす学習の場、生活の場としての学校施設は常に安全で快適な環境下とする必要があります。 町立の学校・幼稚園や共同調理場など建築後数十年が経過し老朽化が進んでおり、安全面での不具合や機能面での不具合が発生し、健全な状態に保つために大規模改修・改築が必要となっています。 教育の充実のためには必要な教材の確保とともに、ICT教育等時代に応じた教育環境に適応した施設の整備・充実が今後においても肝要となってきます。 遠距離から通学している児童生徒の負担が他児童生徒よりも大きいことから、通学への配慮が必要となっています。 社会教育施設及び体育施設は建築後数十年が経過し老朽化が進んでおり、安全面や機能面での不具合が発生しており、健全な状態に保つために大規模改修が必要となっています。 図書館は平成26年の建築から11年が経過し、設備の経年劣化が進んでおり、各種設備に不具合が発生し始めており、今後の故障リスクへの備えが課題となっています。 <p>【基本方針】 安全で安心できる適切な教育環境が確保され、継続的な施設運営ができるよう学校や共同調理場等の施設の適切な維持管理に努めるとともに必要な整備を図ります。 また、望ましい食習慣等を身に付けるための学校給食の提供や登下校通学における負担軽減策など学びに向き合うための環境対策を図ります。</p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長寿命化計画に基づき長寿命化が図られた施設</td> <td>学校施設の老朽化対策を効率的・効果的に進めていくための指標</td> <td>計画に基づく実施(累計数)</td> <td>3 (2021~2025)</td> <td>3 (2026~2030)</td> <td>子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値	主管課	長寿命化計画に基づき長寿命化が図られた施設	学校施設の老朽化対策を効率的・効果的に進めていくための指標	計画に基づく実施(累計数)	3 (2021~2025)	3 (2026~2030)	子ども教育課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値	主管課																					
長寿命化計画に基づき長寿命化が図られた施設	学校施設の老朽化対策を効率的・効果的に進めていくための指標	計画に基づく実施(累計数)	策定中(2019)	3	子ども教育課																					
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値	主管課																					
長寿命化計画に基づき長寿命化が図られた施設	学校施設の老朽化対策を効率的・効果的に進めていくための指標	計画に基づく実施(累計数)	3 (2021~2025)	3 (2026~2030)	子ども教育課																					

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 III 教育環境の整備・充実


現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)					(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)					備考																																							
	社会教育及び体育施設の老朽化対策を効率的・効果的に進めていくための指標	計画に基づく実施(累計数)	策定中(2019)	3	社会教育課 図書館		社会教育及び体育施設の老朽化対策を効率的・効果的に進めていくための指標	計画に基づく実施(累計数)	3 <u>(2024)</u>	3	社会教育課 図書館																																						
<p>【施策の方向】</p> <p>施設の経年劣化等への対応 → (1) 学びを支える教育環境の充実</p>					<p>【施策の方向】</p> <p>施設の経年劣化等への対応 → (1) 学びを支える教育環境の充実</p>																																												
<p>(1) 学びを支える教育環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> より良い教育環境を確保し、効率的・効果的な老朽化施設再生によるトータルコストの縮減・予算の縮減のために定められた学校施設の長寿命化計画の施設毎の個別計画の着実な推進とともに緊急的な必要性が生じた際の適切な修繕に努めます。 時代に即応した教育環境の整備・充実に努めます。 適切な栄養の摂取による健康保持や望ましい食習慣を養うなどのため学校給食の適切な運営を図ります。 通学の負担軽減等のため登下校におけるスクールバス運行等の支援を図ります。 					<p>(1) 学びを支える教育環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> より良い教育環境を確保し、効率的・効果的な老朽化施設再生によるトータルコストの縮減・予算の縮減のために定められた学校施設の長寿命化計画の施設毎の個別計画の着実な推進とともに緊急的な必要性が生じた際の適切な修繕に努めます。 時代に即応した教育環境の整備・充実に努めます。 適切な栄養の摂取による健康保持や望ましい食習慣を養うなどのため学校給食の適切な運営を図ります。 通学の負担軽減等のため登下校におけるスクールバス運行等の支援を図ります。 																																												
<p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校施設維持管理事業</td> <td>長寿命化計画の推進とともに、その他老朽化や緊急的事態が発生した場合に対応した学校施設の適時適切な維持修繕を図ります。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>社会教育・体育施設及び図書館維持管理事業</td> <td>長寿命化計画の推進とともに、その他老朽化や緊急的事態が発生した場合に対応した社会教育・体育施設及び図書館の適時適切な維持修繕を図ります。</td> <td>社会教育課 図書館</td> </tr> <tr> <td>ICT教育環境整備事業</td> <td>社会の情報化に対応できるICT教育を進めるため学校における情報機器環境維持整備・充実に努めます。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>学校給食運営事業</td> <td>学校給食の適切な運営及び保護者の負担軽減のための支援を図ります。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>スクールバス運行事業</td> <td>遠距離による通学の負担を軽減等のためスクールバスを運行します。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table>					主要事業名	事業の説明	担当課	学校施設維持管理事業	長寿命化計画の推進とともに、その他老朽化や緊急的事態が発生した場合に対応した学校施設の適時適切な維持修繕を図ります。	子ども教育課	社会教育・体育施設及び図書館維持管理事業	長寿命化計画の推進とともに、その他老朽化や緊急的事態が発生した場合に対応した社会教育・体育施設及び図書館の適時適切な維持修繕を図ります。	社会教育課 図書館	ICT教育環境整備事業	社会の情報化に対応できるICT教育を進めるため学校における情報機器環境維持整備・充実に努めます。	子ども教育課	学校給食運営事業	学校給食の適切な運営及び保護者の負担軽減のための支援を図ります。	子ども教育課	スクールバス運行事業	遠距離による通学の負担を軽減等のためスクールバスを運行します。	子ども教育課	<p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小・中学校維持管理事業</td> <td>学校施設の維持管理を行い、利用する児童・生徒の安全・安心を確保できる環境を整備します。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>小・中学校施設環境整備事業</td> <td>学校施設長寿命化計画に基づき、「社会情勢の変化に対応できる」、「安全・安心に学習できる」、「持続可能な」学校づくりの観点から必要となる学校施設の整備(工事・修繕)を実施します。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>社会教育・体育施設及び図書館維持管理事業</td> <td>長寿命化計画の推進とともに、その他老朽化や緊急的事態が発生した場合に対応した社会教育・体育施設及び図書館の適時適切な維持修繕を図ります。</td> <td>社会教育課 図書館</td> </tr> <tr> <td>ICT教育環境整備事業</td> <td>社会の情報化に対応できるICT教育を進めるため学校における情報機器環境維持整備・充実に努めます。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>学校給食運営事業</td> <td>学校給食の適切な運営及び保護者の負担軽減のための支援を図ります。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>スクールバス運行事業</td> <td>遠距離による通学の負担を軽減等のためスクールバスを運行します。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table>					主要事業名	事業の説明	担当課	小・中学校維持管理事業	学校施設の維持管理を行い、利用する児童・生徒の安全・安心を確保できる環境を整備します。	子ども教育課	小・中学校施設環境整備事業	学校施設長寿命化計画に基づき、「社会情勢の変化に対応できる」、「安全・安心に学習できる」、「持続可能な」学校づくりの観点から必要となる学校施設の整備(工事・修繕)を実施します。	子ども教育課	社会教育・体育施設及び図書館維持管理事業	長寿命化計画の推進とともに、その他老朽化や緊急的事態が発生した場合に対応した社会教育・体育施設及び図書館の適時適切な維持修繕を図ります。	社会教育課 図書館	ICT教育環境整備事業	社会の情報化に対応できるICT教育を進めるため学校における情報機器環境維持整備・充実に努めます。	子ども教育課	学校給食運営事業	学校給食の適切な運営及び保護者の負担軽減のための支援を図ります。	子ども教育課	スクールバス運行事業	遠距離による通学の負担を軽減等のためスクールバスを運行します。	子ども教育課	
主要事業名	事業の説明	担当課																																															
学校施設維持管理事業	長寿命化計画の推進とともに、その他老朽化や緊急的事態が発生した場合に対応した学校施設の適時適切な維持修繕を図ります。	子ども教育課																																															
社会教育・体育施設及び図書館維持管理事業	長寿命化計画の推進とともに、その他老朽化や緊急的事態が発生した場合に対応した社会教育・体育施設及び図書館の適時適切な維持修繕を図ります。	社会教育課 図書館																																															
ICT教育環境整備事業	社会の情報化に対応できるICT教育を進めるため学校における情報機器環境維持整備・充実に努めます。	子ども教育課																																															
学校給食運営事業	学校給食の適切な運営及び保護者の負担軽減のための支援を図ります。	子ども教育課																																															
スクールバス運行事業	遠距離による通学の負担を軽減等のためスクールバスを運行します。	子ども教育課																																															
主要事業名	事業の説明	担当課																																															
小・中学校維持管理事業	学校施設の維持管理を行い、利用する児童・生徒の安全・安心を確保できる環境を整備します。	子ども教育課																																															
小・中学校施設環境整備事業	学校施設長寿命化計画に基づき、「社会情勢の変化に対応できる」、「安全・安心に学習できる」、「持続可能な」学校づくりの観点から必要となる学校施設の整備(工事・修繕)を実施します。	子ども教育課																																															
社会教育・体育施設及び図書館維持管理事業	長寿命化計画の推進とともに、その他老朽化や緊急的事態が発生した場合に対応した社会教育・体育施設及び図書館の適時適切な維持修繕を図ります。	社会教育課 図書館																																															
ICT教育環境整備事業	社会の情報化に対応できるICT教育を進めるため学校における情報機器環境維持整備・充実に努めます。	子ども教育課																																															
学校給食運営事業	学校給食の適切な運営及び保護者の負担軽減のための支援を図ります。	子ども教育課																																															
スクールバス運行事業	遠距離による通学の負担を軽減等のためスクールバスを運行します。	子ども教育課																																															

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考
<p data-bbox="240 310 813 352">2 支援を必要とする児童生徒への対応</p> <p data-bbox="255 642 433 674">【現状と課題】</p> <p data-bbox="255 684 759 716">(特別な支援を必要とする児童生徒への支援)</p> <ul data-bbox="276 730 1466 804" style="list-style-type: none"> ・ 発達障害の児童・生徒の増加に伴い保護者や学校現場からのニーズが高まっていることから、専門機関との連携及び支援体制の整備が必要となっています。 <p data-bbox="255 1024 807 1056">(不登校や虐待等の状況にある児童生徒への支援)</p> <ul data-bbox="276 1071 1466 1398" style="list-style-type: none"> ・ 教育機会均等法が2016年度に公布され、教育支援センターとしての本町のフレンドルーム(適応指導教室)は国が定める旧来の設置目的である「学校復帰」を前提としており、2016年に交付された教育機会均等法での「登校という結果のみを目的とするのではない」という姿勢と齟齬が発生しています。 ・ 本町における児童虐待相談件数は、近年30件程度で推移しています。虐待種別で見ると心理的虐待が増加しており、なかでも面前DVが急増しています。多様化・複雑化する子どもや家庭の問題に対し、専門職としての力量形成を図ると共に、住民への児童虐待予防の大切さを普及・啓発する必要があります。 ・ いじめ防止対策推進法の施行に伴い、いじめの認知件数が増加しています。早期発見・解決に努めることがいじめの防止に役立っているため、学校におけるいじめの対応を全教職員で推進します。 <p data-bbox="255 1661 409 1692">【基本方針】</p> <p data-bbox="255 1707 1466 1780">障がいのある子どもや不登校をはじめとしたさまざまな悩みを抱えている子どもの状況を的確に把握し、一人ひとりに適切に対応できるよう相談・支援体制を整備・充実します。</p> <p data-bbox="255 1791 1466 1906">また、いじめはどこでも誰にでも起こりうるものであるという認識を共有し、教員、保護者・地域の協働による「深めよう 絆 町民会議」を立ち上げ、「いじめ見逃しゼロ運動(いじめ予防教育を含む)」を推進します。</p>	<p data-bbox="1576 310 2184 352">2 支援を必要とする<u>子どもたち</u>への対応</p> <p data-bbox="1576 390 1762 422">関連するSDGs</p>  <p data-bbox="1576 642 1762 674">【現状と課題】</p> <p data-bbox="1576 684 2125 716">(特別な支援を必要とする<u>子どもたち</u>への支援)</p> <ul data-bbox="1605 730 2813 978" style="list-style-type: none"> ・ 発達障害の<u>子どもたち</u>の増加に伴い保護者や学校現場からの<u>基礎的環境整備</u>のニーズが高まっていることから、専門機関との連携及び支援体制の整備を行うとともに、<u>特別支援学級の増設・新設、特別支援教育支援員(介助員)の配置及び研修を行ってきました。</u> ・ <u>特別な支援を必要とする子どもたちを誰一人取り残さず、連続性のある多様な学びの場において、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われるよう、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の更なる充実を図る必要があります。</u> <p data-bbox="1576 1031 2220 1062">(不登校や<u>不登校傾向</u>の状況にある<u>子どもたち</u>への支援)</p> <ul data-bbox="1605 1077 2813 1318" style="list-style-type: none"> ・ 国の「登校という結果のみを目的とするのではない」という<u>方針に基づき、教育支援センター(フレンドルーム)を家庭と学校の架け橋となる居場所として運営するとともに、校内教育支援センターを各小中学校に開設してきました。</u> ・ <u>当町においても不登校児童生徒数は増加しており、2022年12月に改訂された生徒指導提要に基づく未然防止や早期発見・対応といった観点から、誰一人取り残されない学びの保障に向けた対策を推進する必要があります。</u> <p data-bbox="1605 1371 1852 1402">(いじめ防止・対策)</p> <ul data-bbox="1605 1417 2813 1617" style="list-style-type: none"> ・ <u>いじめ防止対策推進法を受け、いじめ防止等対策委員会を設置し、いじめの重大事態発生を防ぐ危機管理研修も実施してきました。</u>早期発見・解決に努めることがいじめの防止に役立っているため、学校におけるいじめの対応を、<u>引き続き全教職員で推進する必要があります。</u> ・ <u>いじめはどこでも誰にでも起こりうるものであるという認識と早期発見・対応が重要であることを共有し、学校、保護者、地域全体での「いじめ見逃しゼロ運動」を推進する必要があります。</u> <p data-bbox="1576 1669 1762 1701">【基本方針】</p> <p data-bbox="1576 1715 2813 1789">障がいのある子どもや不登校をはじめとしたさまざまな悩みを抱えている子どもの状況を的確に把握し、一人ひとりに適切に対応できるよう相談・支援体制を整備・充実します。</p> <p data-bbox="1576 1799 2813 1873">また、いじめはどこでも誰にでも起こりうるものであるという認識を共有し、<u>学校、保護者・地域全体での取組を推進します。</u></p>	

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 III 教育環境の整備・充実

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																														
<p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">不登校児童生徒の割合</td> <td rowspan="2">学校生活の充実度を示す指標</td> <td>30日以上欠席した児童の割合</td> <td>0.23%(2019)</td> <td rowspan="2">県平均を下回る</td> <td rowspan="2">子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>30日以上欠席した生徒の割合</td> <td>5.14%(2019)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>支援を必要とする児童生徒への対応 → (1) 特別な支援を必要とする児童生徒への支援 (2) 不登校や虐待等の状況にある児童生徒への支援</p> </div> <p>(1) 特別な支援を必要とする児童生徒への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特別支援教室の整備をするとともに、必要に応じて特別支援教育支援員としての介助員を配置します。 ● 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対し、通級指導教室での学習を促すとともに必要に応じて介助員を配置します。 ● 町や医療機関・専門関係機関との密な連携を図り、就学の支援体制・相談体制の充実を図ります。 <p>(2) 不登校や虐待等の状況にある児童生徒への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「子ども家庭相談センター」の子どもソーシャルワーカーと特別支援教育主事及び他機関との連携によるサポート体制を強化します。 ● 2016年に交付された教育機会均等法での「登校という結果のみを目的とするのではない」という設置目的に照らして「フレンドルーム(適応指導教室)」のありかたを見直し、児童生徒の状況に応じた支援に加え、不登校の状況にあっても学習できる環境を整備します。 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	不登校児童生徒の割合	学校生活の充実度を示す指標	30日以上欠席した児童の割合	0.23%(2019)	県平均を下回る	子ども教育課	30日以上欠席した生徒の割合	5.14%(2019)	<p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育支援センター「フレンドルーム」開設割合</td> <td rowspan="2">支援環境の充実度を示す指標</td> <td>$\frac{\text{フレンドルーム開設日}}{\text{小中学校授業日}} \times 100$</td> <td>100%(2024)</td> <td>100%</td> <td rowspan="2">教育未来課</td> </tr> <tr> <td>校内支援センターの設置状況</td> <td>$\frac{\text{設置校数}}{\text{小中学校総数}} \times 100$</td> <td>50%(2024)</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>支援を必要とする子どもたちへの対応 → (1) 特別な支援を必要とする子どもたちへの支援 (2) 不登校や不登校傾向の状況にある子どもたちへの支援 (3) いじめ防止・対策</p> </div> <p>(1) 特別な支援を必要とする子どもたちへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じて特別支援教室の整備を行うとともに、特別支援教育支援員(介助員)を配置します。 ● 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちに対し、通級指導教室での学習を支援するとともに必要に応じて介助員を配置します。 ● 町や医療機関・専門関係機関との密な連携を図り、就学の支援体制・相談体制の充実を図ります。 <p>(2) 不登校や不登校傾向の状況にある子どもたちへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>こども家庭センターのこどもソーシャルワーカーと特別支援教育主事によるサポート体制を強化します。</u> ● <u>教育支援センター「フレンドルーム」での支援体制を強化し、子どもたちの状況に応じた支援に加え、不登校の状況にあっても学習できる環境を整備します。また、校内教育支援センターの支援活動がより充実するよう支援します。</u> <p>(3) いじめ防止・対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>いじめ防止等対策委員会を設置し、いじめの重大事態発生を防ぐための教員研修の充実を図ります。</u> ● <u>いじめはどこでも誰にでも起こりうるものであるという認識と早期発見・対応の重要性を共有し、学校、保護者、地域全体での取組を推進します。</u> 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	教育支援センター「フレンドルーム」開設割合	支援環境の充実度を示す指標	$\frac{\text{フレンドルーム開設日}}{\text{小中学校授業日}} \times 100$	100%(2024)	100%	教育未来課	校内支援センターの設置状況	$\frac{\text{設置校数}}{\text{小中学校総数}} \times 100$	50%(2024)	100%	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																											
不登校児童生徒の割合	学校生活の充実度を示す指標	30日以上欠席した児童の割合	0.23%(2019)	県平均を下回る	子ども教育課																											
		30日以上欠席した生徒の割合	5.14%(2019)																													
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																											
教育支援センター「フレンドルーム」開設割合	支援環境の充実度を示す指標	$\frac{\text{フレンドルーム開設日}}{\text{小中学校授業日}} \times 100$	100%(2024)	100%	教育未来課																											
校内支援センターの設置状況		$\frac{\text{設置校数}}{\text{小中学校総数}} \times 100$	50%(2024)	100%																												

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 III 教育環境の整備・充実

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																		
<p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援教育支援員の配置</td> <td>障がいのある児童生徒が地元の学校に就学できるよう介助員を配置します。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>サポート支援体制事業</td> <td>子ども家庭相談センターやフレンドルームの機能を強化し、児童生徒の支援を必要とする環境の充実を図ります。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	特別支援教育支援員の配置	障がいのある児童生徒が地元の学校に就学できるよう介助員を配置します。	子ども教育課	サポート支援体制事業	子ども家庭相談センターやフレンドルームの機能を強化し、児童生徒の支援を必要とする環境の充実を図ります。	子ども教育課	<p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援教育事業</td> <td>障がいのある子どもたちが地元の学校に就学できるよう介助員を配置し、<u>特別支援教育を充実させます。</u></td> <td>教育未来課</td> </tr> <tr> <td>教育支援センター運営事業</td> <td><u>教育支援センター(フレンドルーム)の機能を強化し、家庭と学校との架け橋となる居場所を提供します。</u></td> <td>教育未来課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	特別支援教育事業	障がいのある子どもたちが地元の学校に就学できるよう介助員を配置し、 <u>特別支援教育を充実させます。</u>	教育未来課	教育支援センター運営事業	<u>教育支援センター(フレンドルーム)の機能を強化し、家庭と学校との架け橋となる居場所を提供します。</u>	教育未来課	
主要事業名	事業の説明	担当課																		
特別支援教育支援員の配置	障がいのある児童生徒が地元の学校に就学できるよう介助員を配置します。	子ども教育課																		
サポート支援体制事業	子ども家庭相談センターやフレンドルームの機能を強化し、児童生徒の支援を必要とする環境の充実を図ります。	子ども教育課																		
主要事業名	事業の説明	担当課																		
特別支援教育事業	障がいのある子どもたちが地元の学校に就学できるよう介助員を配置し、 <u>特別支援教育を充実させます。</u>	教育未来課																		
教育支援センター運営事業	<u>教育支援センター(フレンドルーム)の機能を強化し、家庭と学校との架け橋となる居場所を提供します。</u>	教育未来課																		
<p>3 学校内外での安全確保への対応</p>	<p>3 学校内外での安全確保への対応</p>																			
	<p>関連するSDGs</p> 																			
<p>【現状と課題】 (安全確保のための環境整備・充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国において通学路や学校での児童生徒の安全を脅かす事件・事故が発生していることから安全対策が課題となっています。 <p>(環境衛生対策(感染症対策等への対応))</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界的規模で拡大している新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として長期間にわたる学校の臨時休業というかつて無かった措置がとられました。また、現在実施している新しい学校様式の長期的な対策の必要性が見込まれており、今後においても学校教育活動における適切な各種感染症対策等環境衛生対策に努める必要があります。 <p>(安全教育の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送るための知識と行動する力を身につけることが課題となっています。 	<p>【現状と課題】 (安全確保のための環境整備・充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国において通学路や学校での児童生徒の安全を脅かす事件・事故が発生し、<u>安全対策が課題となっていたことから、2020年度から2022年度にかけて、通学路に防犯カメラを27台設置したところであり、防犯カメラ等の防犯対策については、学校等と必要に応じ協議を行いながら、引き続き整備に努める必要があります。</u> <p>(環境衛生対策(感染症対策等への対応))</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>2020年から世界的規模で拡大した新型コロナウイルス感染症に対しては、感染防止対策に必要な消毒液、体温測定器等の措置を行うとともに、学校園に対して対応策の徹底を指示してきました。</u> <u>2023年5月には季節性のインフルエンザと同じ5類感染症へと移行したところではありますが、引き続き、学校教育活動における適切な各種感染症対策等環境衛生対策に努める必要があります。</u> <p>(安全教育の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>学校教育活動中や登下校中における事件・事故、地震をはじめとする自然災害等、子どもたちを取り巻く学校安全上の課題が複雑化・多様化しており、より一層学校安全体制を強化するためにスクールガードリーダーを配置し、学校においては避難訓練や交通安全教室を行ってきました。</u> 日常生活及び災害等発生時における安全確保のために、必要な事項を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送るための知識と行動する力を身につけ<u>られるよう、学校における新潟県防災教育プログラムによる教育実践を支援する必要があります。</u> 																			

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 III 教育環境の整備・充実

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																																																
<p>【基本方針】 児童生徒等が生き生きと活動し、学べるようにするために、その安全確保を図るための安全対策について施設、衛生、見守り、教育の観点から総合的・効果的に推進します。</p> <p>＜施策目標(分野別目標)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防犯カメラ設置箇所</td> <td>登下校の安全確保を示す指標</td> <td>設置箇所</td> <td>4箇所(2019)</td> <td>27箇所</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>歩道整備率(再掲)</td> <td>通学路の歩道整備状況を示す指標</td> <td>通学路歩道整備延長</td> <td>110m(2019)</td> <td>1466m</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> <tr> <td>感染対策衛生用品設置箇所割合</td> <td>感染症対策等の指標を示す指標</td> <td>感染症対策衛生用品設置施設数/総施設数×100</td> <td>100%(2019)</td> <td>100%</td> <td>子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>学校内外での安全確保への対応 →</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 安全確保のための環境整備・充実 (2) 環境衛生対策(感染症対策等への対応) (3) 安全教育的の推進 </div> <p>(1) 安全確保のための環境整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設の安全性の確保、非常時における安全に関わる設備の整備・充実を図ります。 ● 登下校時の安全を確保するために学校・家庭・地域で連携した安全対策を実施します。 <p>(2) 環境衛生対策(感染症対策等への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 集団感染防止対策及びそのリスクを可能な限り低減するための学校運営を支援します。 ● 児童生徒等の健康保持増進に向けた保健管理及び保健教育を推進します。 <p>(3) 安全教育的の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒自身が学校生活だけでなく生涯においても安全を守るための能力を身に付けさせる安全教育的を促進します。 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	防犯カメラ設置箇所	登下校の安全確保を示す指標	設置箇所	4箇所(2019)	27箇所	子ども教育課	歩道整備率(再掲)	通学路の歩道整備状況を示す指標	通学路歩道整備延長	110m(2019)	1466m	ふるさと整備課	感染対策衛生用品設置箇所割合	感染症対策等の指標を示す指標	感染症対策衛生用品設置施設数/総施設数×100	100%(2019)	100%	子ども教育課	<p>【基本方針】 児童生徒等が生き生きと活動し、学べるようにするために、その安全確保を図るための安全対策について施設、衛生、見守り、教育の観点から総合的・効果的に推進します。</p> <p>＜施策目標(分野別目標)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防犯カメラ稼働日数</td> <td>登下校の安全確保を示す指標</td> <td>稼働日数/年間日数</td> <td>100%(2024)</td> <td>100%</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>歩道整備率(再掲)</td> <td>通学路の歩道整備状況を示す指標</td> <td>通学路歩道整備延長</td> <td>1863m(2024)</td> <td>2238m</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> <tr> <td>スクールガードリーダー巡回回数</td> <td>学校安全体制の強化状況を示す指標</td> <td>スクールガードリーダー巡回回数</td> <td>120日(2024)</td> <td>120日</td> <td>教育未来課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>学校内外での安全確保への対応 →</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 安全確保のための環境整備・充実 (2) 環境衛生対策(感染症対策等への対応) (3) 安全教育的の推進 </div> <p>(1) 安全確保のための環境整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設の安全性の確保、非常時における安全に関わる設備の整備・充実を図ります。 ● 登下校時の安全を確保するために学校・家庭・地域で連携した安全対策を実施します。 <p>(2) 環境衛生対策(感染症対策等への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 集団感染防止対策及びそのリスクを可能な限り低減するための学校運営を支援します。 ● 児童生徒等の健康保持増進に向けた保健管理及び保健教育を推進します。 <p>(3) 安全教育的の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもたち自身が学校生活だけでなく生涯においても安全を守るための能力を身に付けさせる安全教育的を促進します。 ● <u>子どもたちを取り巻く学校安全上の課題を題材とした新潟県防災教育プログラムの学校における教育実践を支援します。</u> 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	防犯カメラ稼働日数	登下校の安全確保を示す指標	稼働日数/年間日数	100%(2024)	100%	子ども教育課	歩道整備率(再掲)	通学路の歩道整備状況を示す指標	通学路歩道整備延長	1863m(2024)	2238m	ふるさと整備課	スクールガードリーダー巡回回数	学校安全体制の強化状況を示す指標	スクールガードリーダー巡回回数	120日(2024)	120日	教育未来課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																																													
防犯カメラ設置箇所	登下校の安全確保を示す指標	設置箇所	4箇所(2019)	27箇所	子ども教育課																																													
歩道整備率(再掲)	通学路の歩道整備状況を示す指標	通学路歩道整備延長	110m(2019)	1466m	ふるさと整備課																																													
感染対策衛生用品設置箇所割合	感染症対策等の指標を示す指標	感染症対策衛生用品設置施設数/総施設数×100	100%(2019)	100%	子ども教育課																																													
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																																													
防犯カメラ稼働日数	登下校の安全確保を示す指標	稼働日数/年間日数	100%(2024)	100%	子ども教育課																																													
歩道整備率(再掲)	通学路の歩道整備状況を示す指標	通学路歩道整備延長	1863m(2024)	2238m	ふるさと整備課																																													
スクールガードリーダー巡回回数	学校安全体制の強化状況を示す指標	スクールガードリーダー巡回回数	120日(2024)	120日	教育未来課																																													

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 III 教育環境の整備・充実

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)			(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)			備考
【主要事業】			【主要事業】			
主要事業名	事業の説明	担当課	主要事業名	事業の説明	担当課	
防犯施設整備事業	危険個所と考えられる通学路への防犯カメラ、学校玄関オートロックなどにより必要に応じて防犯施設の整備を図ります。	子ども教育課	防犯施設維持管理等事業	<u>通学路の防犯カメラ、学校玄関オートロック等の既存の防犯施設の維持管理を行うとともに、必要に応じて防犯施設の整備を図ります。</u>	子ども教育課	
通学路歩道整備(再掲)	通学路の歩道整備を推進します。	ふるさと整備課	通学路歩道整備(再掲)	通学路の歩道整備を推進します。	ふるさと整備課	
感染症拡大防止事業	児童生徒の感染拡大防止を図るために、感染症に対応した学校の新しい生活様式の推進及び必要な環境整備を図ります。	子ども教育課	安全安心推進事業	<u>学校園や地域と連携して校内外での子どもたちの安心・安全を確保するため環境整備を図ります。</u>	教育未来課	

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 IV 安心して子育てできる町

<p>現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)</p>	<p>(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)</p>	<p>備考</p>
<p>IV 安心して子育てできる町</p> <p>1 多様な保育ニーズへの対応</p> <p>【現状と課題】</p> <p>(ニーズに対応した子育て支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 安心して子育てができる町の実現には、子育ての状況や段階に応じた支援が必要となります。 共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、小学校児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる対策が国から求められています。 <p>(子育てシステムの再構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町では0歳から2歳までは、私立保育園で、3歳から5歳は町立幼稚園体制を基本に保育機能を付加し対応を行ってきましたが、就労環境の変化、核家族化の進行に加えて、国の幼保無償化政策等により、保護者の保育所及び幼稚園に対するニーズが大きく変化し、現状の町立こども園・私立保育園の体制では保護者の要望に十分な対応を成し得なくなってきました。 このことから、本町におけるこれからの子育てシステムのありかたについての見直しを開始しています。 見直しによる新しい子育てシステムにおいては、民間と町とが協力・連携して、それぞれ提供すべき教育・保育サービスを確実に提供し、町における子育てシステムの質向上を図る必要があります。 <p>(幼児教育の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり幼児期の特性を踏まえた充実した教育が求められています。 子どもたちが豊かで健やかな教育を受けるには、教育の中核を担う幼稚園教諭及び保育士の資質向上が重要であり、今後も力を入れて推進していく必要があります。 	<p>IV 安心して子育てできる町</p> <p>1 <u>幼児教育・保育の充実</u></p> <p>関連するSDGs</p>  <p>【現状と課題】</p> <p>(子育てシステムの充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町では、就労環境の変化、核家族化の進行に加えて、国の幼保無償化政策等により、保護者の保育所及び幼稚園に対するニーズが大きく変化し、<u>従前の町立こども園・私立保育園の体制では保護者の要望に十分な対応を成し得なくなってきたことから、子育てシステムの見直しを行い、2022年度に新体制での運用を開始しました。</u> 新しい子育てシステムにおいては、民間と町とが協力・連携して、それぞれ提供すべき教育・保育サービスを確実に提供<u>する必要があります。</u> <p>(幼児教育の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>2022年度に子育てシステムの見直しが行われたことから、民間との連携による町全体の幼児教育の質向上を図るため、2020年度に設置された幼児教育センターを核として、幼児教育アドバイザーによる訪問研修、架け橋期カリキュラム¹⁾の編成、架け橋メッセージのシステム構築などに取り組んできました。</u> 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期の特性を踏まえ充実した教育が求められる<u>ため、その中核を担う幼稚園教諭及び保育士の資質・能力の向上を推進する必要があります。</u> 	

¹⁾ 架け橋期カリキュラム：幼児教育と小学校教育の円滑な接続を目指す教育課程

²⁾ 架け橋メッセージ：幼稚園やこども園から小学校へ引き継ぐ、幼児期の育ちを明記したもの

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 IV 安心して子育てできる町

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																																				
<p>・ 町立幼稚園では、幼稚園機能に保育機能を付加したことにより教諭の研修時間の確保が困難な状況となっています。</p> <p>・ 子育てシステムの見直しにより、今後は3歳から5歳児は現在の町立幼稚園就園を基本としていたものが、町立幼稚園と私立認定こども園等に就園することが見込まれることから、民間との連携による町全体の幼児教育の向上への取組が求められます。</p> <p>【基本方針】 保育ニーズが多様化する中、ニーズに対応した子育てシステムを再構築し2022年度からの開始をめざします。 子どもの興味・関心を刺激する教育内容を構成するとともに子どもの可能性を見取り、その良さを子どもにフィードバックする教育を推進します。 また、子育てにやさしい地域環境の維持を図ります。</p> <p>＜施策目標(分野別目標)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育所等における待機児童数</td> <td>就業に対応した保育サービスの充実度を示す指標</td> <td>「保育所等利用待機児童数調査」(厚労省)による4月1日現在人数</td> <td>0人(2019)</td> <td>0人</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>保護者アンケート結果</td> <td>町民の子育てに対する満足度</td> <td>満足度</td> <td>71.1%(2019)</td> <td>80%</td> <td>子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>多様な保育ニーズへの対応 → (1) ニーズに対応した子育て支援 (2) 子育てシステムの再構築 (3) 幼児教育の充実</p> </div> <p>(1) ニーズに対応した子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 「第2期 聖籠町子ども・子育て支援事業計画」(2020年3月策定)に基づき子ども・子育て支援事業を総合的に推進します。 親子の交流活動の充実及び世代間のネットワーク化を図ります。 小学校児童が放課後等において安全・安心に過ごすことのできる環境を充実します。 <p>(2) 子育てシステムの再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育てニーズに適合した新たな子育てシステムを構築し、2022年度からの開始を目指します。 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	保育所等における待機児童数	就業に対応した保育サービスの充実度を示す指標	「保育所等利用待機児童数調査」(厚労省)による4月1日現在人数	0人(2019)	0人	子ども教育課	保護者アンケート結果	町民の子育てに対する満足度	満足度	71.1%(2019)	80%	子ども教育課	<p>【基本方針】 子育てシステムの充実を図るとともに、子どもの興味・関心を刺激する教育内容を構成し、子どもの可能性を見取り、その良さを子どもに伝える教育を推進します。</p> <p>＜施策目標(分野別目標)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こども園等における待機児童数</td> <td>保育環境の整備状況を示す指標</td> <td>「保育所等利用待機児童数調査」(こども家庭庁)による4月1日現在人数</td> <td>0人(2024)</td> <td>0人</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>幼児教育センター主催の研修回数</td> <td>幼児教育の専門性の育成を示す指標</td> <td>幼児教育センター主催の研修回数</td> <td>13回(2024)</td> <td>13回</td> <td>教育未来課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>幼児教育・保育の充実 → (1) 子育てシステムの充実 (2) 幼児教育の充実</p> </div> <p>(1) 子育てシステムの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 園児の適正な定員設定を図ることで待機児童の発生を未然に防ぎ、こども園等での教育・保育サービス 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	こども園等における待機児童数	保育環境の整備状況を示す指標	「保育所等利用待機児童数調査」(こども家庭庁)による4月1日現在人数	0人(2024)	0人	子ども教育課	幼児教育センター主催の研修回数	幼児教育の専門性の育成を示す指標	幼児教育センター主催の研修回数	13回(2024)	13回	教育未来課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																																	
保育所等における待機児童数	就業に対応した保育サービスの充実度を示す指標	「保育所等利用待機児童数調査」(厚労省)による4月1日現在人数	0人(2019)	0人	子ども教育課																																	
保護者アンケート結果	町民の子育てに対する満足度	満足度	71.1%(2019)	80%	子ども教育課																																	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																																	
こども園等における待機児童数	保育環境の整備状況を示す指標	「保育所等利用待機児童数調査」(こども家庭庁)による4月1日現在人数	0人(2024)	0人	子ども教育課																																	
幼児教育センター主催の研修回数	幼児教育の専門性の育成を示す指標	幼児教育センター主催の研修回数	13回(2024)	13回	教育未来課																																	

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 IV 安心して子育てできる町

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																								
<ul style="list-style-type: none"> ● 民間と町がそれぞれ提供すべき教育・保育サービスを確実に提供し、子育てシステムの質向上に努めます。 ● 民間と町のサービスを重複しない仕組みとし、保育士などの人材確保に努めます。 ● 民間と町の協力連携を強化し、相互に持続可能な運営に努めます。 <p>(3) 幼児教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質能力向上のための年層別研修を実施します。 ● 子どもの成長を円滑に発展させるアプローチカリキュラムとスタートカリキュラムを構成します。 ● 町幼児教育センターが核となって家庭及び地域に対し幼児教育の重要性について啓発活動を行います。 ● 町立幼稚園と私立認定こども園とが切磋琢磨を促す連携体制を構築します。 <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #f4a460;">主要事業名</th> <th style="background-color: #f4a460;">事業の説明</th> <th style="background-color: #f4a460;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #f4a460;">放課後子ども総合プラン構築事業</td> <td>小学校に就学している児童の安全・安心な居場所の確保や多様な体験活動を目指し、児童館、児童クラブ、週末体験クラブ、放課後自学支援ルームなどの総合的・一体的な仕組みづくりを検討します。</td> <td>子ども教育課 社会教育課</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f4a460;">子育てシステム支援事業</td> <td>保育ニーズに対応した新たな保育システムを円滑に進めるため、運営法人と連携を行い、保育士等の不足を補う職員派遣の人的支援等、必要に応じた支援を行います。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f4a460;">幼児教育支援センター運営事業</td> <td>町立幼稚園と私立認定こども園等に在籍する3~5歳児に提供する教育の方針等の共有と、両者による切磋琢磨を促すため、幼児教育アドバイザーの育成・活用、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質向上等のための研修を行います。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	放課後子ども総合プラン構築事業	小学校に就学している児童の安全・安心な居場所の確保や多様な体験活動を目指し、児童館、児童クラブ、週末体験クラブ、放課後自学支援ルームなどの総合的・一体的な仕組みづくりを検討します。	子ども教育課 社会教育課	子育てシステム支援事業	保育ニーズに対応した新たな保育システムを円滑に進めるため、運営法人と連携を行い、保育士等の不足を補う職員派遣の人的支援等、必要に応じた支援を行います。	子ども教育課	幼児教育支援センター運営事業	町立幼稚園と私立認定こども園等に在籍する3~5歳児に提供する教育の方針等の共有と、両者による切磋琢磨を促すため、幼児教育アドバイザーの育成・活用、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質向上等のための研修を行います。	子ども教育課	<p style="color: red;">を確実に提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>町と民間の協力連携を強化し、町保育士を民間へ派遣し不足する保育士等の確保と安定的な園運営に努めます。</u> <p>(2) 幼児教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 幼児教育センターが核となって、<u>家庭及び地域に対し幼児教育の重要性について啓発活動を行います。</u> ● <u>子どもの興味・関心を刺激し、子どもの可能性を見取り、その良さを子どもに伝える教育を推進できるよう、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質・能力向上のための研修を実施します。</u> ● <u>幼児教育で育まれた子どもの力を小学校教育へ引継ぎ、子どもの成長を円滑に発展させる架け橋期カリキュラムの充実を図ります。</u> <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #f4a460;">主要事業名</th> <th style="background-color: #f4a460;">事業の説明</th> <th style="background-color: #f4a460;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #f4a460;">子育てシステム支援事業</td> <td>保育ニーズに対応<u>するため</u>、保育士等の不足を補う職員派遣の人的支援等、必要に応じた支援を行います。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f4a460;">こども園等運営事業</td> <td><u>保護者が就労している場合等、自宅での保育が困難な場合の保育需要に対応するため、町内の私立認定こども園等において児童を保育することで、安心して就労と育児の両立ができる環境を整備します。</u></td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f4a460;">幼児教育の質向上事業</td> <td><u>幼児教育の質向上をめざし、幼児教育アドバイザーの育成と活用、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質・能力向上研修等を行います。また、園小の円滑な接続を図るために、架け橋期コーディネーターの育成と活用、架け橋期カリキュラム作成などを支援します。</u></td> <td>教育未来課</td> </tr> </tbody> </table> <p style="background-color: #f4a460; padding: 5px;">2 子育て環境の整備</p> <p>関連するSDGs</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>1 貧困をなくそう</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>3 持続可能な健康と長寿を</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>4 質の高い教育をみんなに</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>10 人や国の不平等をなくそう</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> </div> <p>【現状と課題】 <u>(子育て支援策の充実)</u></p>	主要事業名	事業の説明	担当課	子育てシステム支援事業	保育ニーズに対応 <u>するため</u> 、保育士等の不足を補う職員派遣の人的支援等、必要に応じた支援を行います。	子ども教育課	こども園等運営事業	<u>保護者が就労している場合等、自宅での保育が困難な場合の保育需要に対応するため、町内の私立認定こども園等において児童を保育することで、安心して就労と育児の両立ができる環境を整備します。</u>	子ども教育課	幼児教育の質向上事業	<u>幼児教育の質向上をめざし、幼児教育アドバイザーの育成と活用、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質・能力向上研修等を行います。また、園小の円滑な接続を図るために、架け橋期コーディネーターの育成と活用、架け橋期カリキュラム作成などを支援します。</u>	教育未来課	
主要事業名	事業の説明	担当課																								
放課後子ども総合プラン構築事業	小学校に就学している児童の安全・安心な居場所の確保や多様な体験活動を目指し、児童館、児童クラブ、週末体験クラブ、放課後自学支援ルームなどの総合的・一体的な仕組みづくりを検討します。	子ども教育課 社会教育課																								
子育てシステム支援事業	保育ニーズに対応した新たな保育システムを円滑に進めるため、運営法人と連携を行い、保育士等の不足を補う職員派遣の人的支援等、必要に応じた支援を行います。	子ども教育課																								
幼児教育支援センター運営事業	町立幼稚園と私立認定こども園等に在籍する3~5歳児に提供する教育の方針等の共有と、両者による切磋琢磨を促すため、幼児教育アドバイザーの育成・活用、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質向上等のための研修を行います。	子ども教育課																								
主要事業名	事業の説明	担当課																								
子育てシステム支援事業	保育ニーズに対応 <u>するため</u> 、保育士等の不足を補う職員派遣の人的支援等、必要に応じた支援を行います。	子ども教育課																								
こども園等運営事業	<u>保護者が就労している場合等、自宅での保育が困難な場合の保育需要に対応するため、町内の私立認定こども園等において児童を保育することで、安心して就労と育児の両立ができる環境を整備します。</u>	子ども教育課																								
幼児教育の質向上事業	<u>幼児教育の質向上をめざし、幼児教育アドバイザーの育成と活用、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質・能力向上研修等を行います。また、園小の円滑な接続を図るために、架け橋期コーディネーターの育成と活用、架け橋期カリキュラム作成などを支援します。</u>	教育未来課																								

第5次総合計画 (後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 IV 安心して子育てできる町

現行：第5次総合計画 (前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画 (後期基本計画 2026▶2030)	備考																		
	<ul style="list-style-type: none"> 町の人口は、これまで緩やかな増加傾向でしたが、将来においては人口減少が着実に進行し、特に年少人口は減少すると見込まれています。 町では、子育て支援施策の拡充により、安心して生活できる環境を整備し、子育て世帯に選ばれる地域を目指す必要があります。 <p>(放課後児童対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう児童クラブ、放課後子ども教室などの事業を実施してきました。 今後も、放課後の児童の豊かな時間、安全・安心な居場所を確保することは、次代を担う人材を育成する視点で重要であり、また、共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点からも取組を推進する必要があります。 <p>(屋内遊び場施設の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、社会情勢、生活様式、並びに気象状況等が大きく変化し、安全・安心で天候に左右されることなく利用できる屋内遊び場のニーズが高まっています。当町においても、子どもの屋内遊び場を求める声が多く寄せられており、早期の施設整備が求められています。 子どもたちが天候に左右されず、思いきり体を動かし、保護者も安心して見守れる心地よい居場所となる屋内遊び場施設を設置する必要があります。 <p>【基本方針】</p> <p>子育てにやさしい支援の充実を図るとともに、児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができる事業を充実させ、子どもたちにとっても保護者にとっても心地よい居場所となる屋内遊び場施設を設置します。</p> <p><施策目標 (分野別目標) ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値 (年度)</th> <th>目標値 (2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育てしやすい町だと思う保護者の割合</td> <td>子育て環境に対する評価を示す指標</td> <td>子ども・子育て支援計画に関するニーズ調査で「子育てしやすい町だと思う」「どちらかという」と子育てしやすい町だと思う」と回答した割合</td> <td>67.2% (2023)</td> <td>70%</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>児童クラブにおける待機児童数</td> <td>就労に対応した子育て環境の整備状況を示す指標</td> <td>入会申請者数-入会者数</td> <td>0人 (2024)</td> <td>0人</td> <td>子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2030)	主管課	子育てしやすい町だと思う保護者の割合	子育て環境に対する評価を示す指標	子ども・子育て支援計画に関するニーズ調査で「子育てしやすい町だと思う」「どちらかという」と子育てしやすい町だと思う」と回答した割合	67.2% (2023)	70%	子ども教育課	児童クラブにおける待機児童数	就労に対応した子育て環境の整備状況を示す指標	入会申請者数-入会者数	0人 (2024)	0人	子ども教育課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2030)	主管課															
子育てしやすい町だと思う保護者の割合	子育て環境に対する評価を示す指標	子ども・子育て支援計画に関するニーズ調査で「子育てしやすい町だと思う」「どちらかという」と子育てしやすい町だと思う」と回答した割合	67.2% (2023)	70%	子ども教育課															
児童クラブにおける待機児童数	就労に対応した子育て環境の整備状況を示す指標	入会申請者数-入会者数	0人 (2024)	0人	子ども教育課															

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 IV 安心して子育てできる町


現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">屋内遊び場入場者数</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">利用状況を示す指標</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">年間入場者数</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">＝</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">40,000 人</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">子ども教育課</td> </tr> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">子育て環境の整備 (1) 子育て支援策の充実 (2) 放課後児童対策 (3) 屋内遊び場施設の整備</p> </div> <p>(1) 子育て支援策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>子育てに希望を持ち、安心して子どもを産み育てられるような支援の充実と制度の周知徹底に努めます。</u> <p>(2) 放課後児童対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>共働きや核家族化による家庭環境の変化に対応する子育て支援策として、児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後の居場所や見守る人材を確保することで、児童の放課後の環境を充実します。</u> <p>(3) 屋内遊び場施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>いつでも子どもたちが楽しく遊べ、有意義で喜ばれる施設となるよう努めます。</u> ● <u>また、保護者が気軽に利用できる子育て支援施設と、高齢者や若者を含め全世代が利用し生涯学習や健康づくりの推進施設となるよう努めます。</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">主要事業名</th> <th style="width: 60%;">事業の説明</th> <th style="width: 20%;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子ども・子育て支援事業</td> <td><u>多様な保育ニーズに対応するため、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、休日保育事業を実施し、保育サービスの充実を図ります。</u></td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>健やか子育て支援事業</td> <td><u>子どもを出産した者又は親権者及び第4子以降の乳幼児を療育する親権者に対して支援をすることで、出生率の向上と若者の定住を図ります。</u></td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>給食費助成事業</td> <td><u>社会情勢によって経済面での影響を受けやすい子育て世帯に対し、給食費等の支援を行い、安心して子育てできる環境を整備します。</u></td> <td>子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table>	屋内遊び場入場者数	利用状況を示す指標	年間入場者数	＝	40,000 人	子ども教育課	主要事業名	事業の説明	担当課	子ども・子育て支援事業	<u>多様な保育ニーズに対応するため、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、休日保育事業を実施し、保育サービスの充実を図ります。</u>	子ども教育課	健やか子育て支援事業	<u>子どもを出産した者又は親権者及び第4子以降の乳幼児を療育する親権者に対して支援をすることで、出生率の向上と若者の定住を図ります。</u>	子ども教育課	給食費助成事業	<u>社会情勢によって経済面での影響を受けやすい子育て世帯に対し、給食費等の支援を行い、安心して子育てできる環境を整備します。</u>	子ども教育課	
屋内遊び場入場者数	利用状況を示す指標	年間入場者数	＝	40,000 人	子ども教育課															
主要事業名	事業の説明	担当課																		
子ども・子育て支援事業	<u>多様な保育ニーズに対応するため、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、休日保育事業を実施し、保育サービスの充実を図ります。</u>	子ども教育課																		
健やか子育て支援事業	<u>子どもを出産した者又は親権者及び第4子以降の乳幼児を療育する親権者に対して支援をすることで、出生率の向上と若者の定住を図ります。</u>	子ども教育課																		
給食費助成事業	<u>社会情勢によって経済面での影響を受けやすい子育て世帯に対し、給食費等の支援を行い、安心して子育てできる環境を整備します。</u>	子ども教育課																		

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 IV 安心して子育てできる町

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																											
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1614 302 1878 443"> 放課後子ども教室運営事業 </td> <td data-bbox="1878 302 2588 443"> 放課後の子どもの居場所づくりの一環として町内3小学校に放課後子ども教室を開設し、安全・安心な居場所を提供します。 </td> <td data-bbox="2588 302 2763 443"> 教育未来課 社会教育課 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1614 443 1878 583"> 児童クラブ運営事業 </td> <td data-bbox="1878 443 2588 583"> 放課後及び休業日に保護者等がいない家庭の小学生に対し、適切な遊び、生活の場を提供することにより健全な育成を図ります。 </td> <td data-bbox="2588 443 2763 583"> 子ども教育課 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1614 583 1878 743"> 屋内遊び場施設整備事業 </td> <td data-bbox="1878 583 2588 743"> 既存施設を改修し、天候にかかわらず遊べる子どもの遊び場のみならず、多様な学び・体験の場を提供します。 また、保護者が気軽に利用できる子育て支援施設、全世代が利用し生涯学習や健康づくりの推進施設となるよう整備します。 </td> <td data-bbox="2588 583 2763 743"> 子ども教育課 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1614 743 1878 953"> 保健師による地区保健活動(再掲) </td> <td data-bbox="1878 743 2588 953"> 保健師が「予防」の視点を持ちながら地区を担当し、年代に関わらず全ての町民を一人ひとり、また世帯単位・集落単位で支援し、暮らしと健康を守る体制を強化します。 2か月児全数訪問や転入児訪問などにおいて、発達課題や子育て不安等の有無に関わらず、全ての子どもとその家庭とつながり、顔のわかる関係性を築き、相談しやすい体制を強化します。 </td> <td data-bbox="2588 743 2763 953"> 保健福祉課 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1614 953 1878 1199"> こども家庭センターにおける一体的支援(再掲) </td> <td data-bbox="1878 953 2588 1199"> 各種支援事業の参加率・利用率の向上、乳幼児健診受診率100%を目指すとともに、町の課題、社会情勢に沿った支援事業を推進していきます。地区担当保健師は、こどもソーシャルワーカー³等関係専門職・関係機関と連携し、妊娠期から子育て期(児童・生徒期も含む)にわたり全ての子育て世代を把握し、つながり、相談しやすい体制とさまざまな課題に対応できる個別支援を強化して、誰もが安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援していきます。 </td> <td data-bbox="2588 953 2763 1199"> 保健福祉課 教育未来課 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1614 1199 1878 1310"> 妊産婦・子ども医療費助成事業(再掲) </td> <td data-bbox="1878 1199 2588 1310"> 妊産婦及び乳幼児から高校生までの医療費を助成し、今後も町民ニーズや社会情勢を踏まえながら検討していきます。 </td> <td data-bbox="2588 1199 2763 1310"> 保健福祉課 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1614 1310 1878 1430"> 産後ケア事業(再掲) </td> <td data-bbox="1878 1310 2588 1430"> 出産直後で心身の不調や育児不安がある母子に対して、産後の母体管理、授乳指導、沐浴などの必要な保健指導を実施することにより、安心して子育てができる支援体制の整備を図ります。 </td> <td data-bbox="2588 1310 2763 1430"> 保健福祉課 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1614 1430 1878 1591"> 電子アプリを活用した子育て支援事業(再掲) </td> <td data-bbox="1878 1430 2588 1591"> 多様化している子育て世代のニーズに対して、妊娠から子育てまでを切れ間なくサポートし、全ての家庭が安心して子育てができるよう、電子アプリを活用した情報提供を行い、子育て世代の負担感や不安感を解消し、子育てに対する充実感の増加を図ります。 </td> <td data-bbox="2588 1430 2763 1591"> 保健福祉課 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1614 1591 1878 1766"> あそび教室事業(再掲) </td> <td data-bbox="1878 1591 2588 1766"> 発達支援が必要な親子に対し、母子関係の強化と発達を促す対応方法の指導を行うとともに、一般参加者ともつながり、ハンディのあるなしに関わらず互いに育ちあう場を開催します。遊びを通じて母子関係を築く場となり、児・保育者ともに仲間づくりの場となるよう支援します。 </td> <td data-bbox="2588 1591 2763 1766"> 保健福祉課 </td> </tr> </table>	放課後子ども教室運営事業	放課後の子どもの居場所づくりの一環として町内3小学校に放課後子ども教室を開設し、安全・安心な居場所を提供します。	教育未来課 社会教育課	児童クラブ運営事業	放課後及び休業日に保護者等がいない家庭の小学生に対し、適切な遊び、生活の場を提供することにより健全な育成を図ります。	子ども教育課	屋内遊び場施設整備事業	既存施設を改修し、天候にかかわらず遊べる子どもの遊び場のみならず、多様な学び・体験の場を提供します。 また、保護者が気軽に利用できる子育て支援施設、全世代が利用し生涯学習や健康づくりの推進施設となるよう整備します。	子ども教育課	保健師による地区保健活動(再掲)	保健師が「予防」の視点を持ちながら地区を担当し、年代に関わらず全ての町民を一人ひとり、また世帯単位・集落単位で支援し、暮らしと健康を守る体制を強化します。 2か月児全数訪問や転入児訪問などにおいて、発達課題や子育て不安等の有無に関わらず、全ての子どもとその家庭とつながり、顔のわかる関係性を築き、相談しやすい体制を強化します。	保健福祉課	こども家庭センターにおける一体的支援(再掲)	各種支援事業の参加率・利用率の向上、乳幼児健診受診率100%を目指すとともに、町の課題、社会情勢に沿った支援事業を推進していきます。地区担当保健師は、こどもソーシャルワーカー ³ 等関係専門職・関係機関と連携し、妊娠期から子育て期(児童・生徒期も含む)にわたり全ての子育て世代を把握し、つながり、相談しやすい体制とさまざまな課題に対応できる個別支援を強化して、誰もが安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援していきます。	保健福祉課 教育未来課	妊産婦・子ども医療費助成事業(再掲)	妊産婦及び乳幼児から高校生までの医療費を助成し、今後も町民ニーズや社会情勢を踏まえながら検討していきます。	保健福祉課	産後ケア事業(再掲)	出産直後で心身の不調や育児不安がある母子に対して、産後の母体管理、授乳指導、沐浴などの必要な保健指導を実施することにより、安心して子育てができる支援体制の整備を図ります。	保健福祉課	電子アプリを活用した子育て支援事業(再掲)	多様化している子育て世代のニーズに対して、妊娠から子育てまでを切れ間なくサポートし、全ての家庭が安心して子育てができるよう、電子アプリを活用した情報提供を行い、子育て世代の負担感や不安感を解消し、子育てに対する充実感の増加を図ります。	保健福祉課	あそび教室事業(再掲)	発達支援が必要な親子に対し、母子関係の強化と発達を促す対応方法の指導を行うとともに、一般参加者ともつながり、ハンディのあるなしに関わらず互いに育ちあう場を開催します。遊びを通じて母子関係を築く場となり、児・保育者ともに仲間づくりの場となるよう支援します。	保健福祉課	
放課後子ども教室運営事業	放課後の子どもの居場所づくりの一環として町内3小学校に放課後子ども教室を開設し、安全・安心な居場所を提供します。	教育未来課 社会教育課																											
児童クラブ運営事業	放課後及び休業日に保護者等がいない家庭の小学生に対し、適切な遊び、生活の場を提供することにより健全な育成を図ります。	子ども教育課																											
屋内遊び場施設整備事業	既存施設を改修し、天候にかかわらず遊べる子どもの遊び場のみならず、多様な学び・体験の場を提供します。 また、保護者が気軽に利用できる子育て支援施設、全世代が利用し生涯学習や健康づくりの推進施設となるよう整備します。	子ども教育課																											
保健師による地区保健活動(再掲)	保健師が「予防」の視点を持ちながら地区を担当し、年代に関わらず全ての町民を一人ひとり、また世帯単位・集落単位で支援し、暮らしと健康を守る体制を強化します。 2か月児全数訪問や転入児訪問などにおいて、発達課題や子育て不安等の有無に関わらず、全ての子どもとその家庭とつながり、顔のわかる関係性を築き、相談しやすい体制を強化します。	保健福祉課																											
こども家庭センターにおける一体的支援(再掲)	各種支援事業の参加率・利用率の向上、乳幼児健診受診率100%を目指すとともに、町の課題、社会情勢に沿った支援事業を推進していきます。地区担当保健師は、こどもソーシャルワーカー ³ 等関係専門職・関係機関と連携し、妊娠期から子育て期(児童・生徒期も含む)にわたり全ての子育て世代を把握し、つながり、相談しやすい体制とさまざまな課題に対応できる個別支援を強化して、誰もが安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援していきます。	保健福祉課 教育未来課																											
妊産婦・子ども医療費助成事業(再掲)	妊産婦及び乳幼児から高校生までの医療費を助成し、今後も町民ニーズや社会情勢を踏まえながら検討していきます。	保健福祉課																											
産後ケア事業(再掲)	出産直後で心身の不調や育児不安がある母子に対して、産後の母体管理、授乳指導、沐浴などの必要な保健指導を実施することにより、安心して子育てができる支援体制の整備を図ります。	保健福祉課																											
電子アプリを活用した子育て支援事業(再掲)	多様化している子育て世代のニーズに対して、妊娠から子育てまでを切れ間なくサポートし、全ての家庭が安心して子育てができるよう、電子アプリを活用した情報提供を行い、子育て世代の負担感や不安感を解消し、子育てに対する充実感の増加を図ります。	保健福祉課																											
あそび教室事業(再掲)	発達支援が必要な親子に対し、母子関係の強化と発達を促す対応方法の指導を行うとともに、一般参加者ともつながり、ハンディのあるなしに関わらず互いに育ちあう場を開催します。遊びを通じて母子関係を築く場となり、児・保育者ともに仲間づくりの場となるよう支援します。	保健福祉課																											

³ こどもソーシャルワーカー：国家資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」とは異なり、従前より町単独で配置している社会福祉専門職。問題を抱えている子どもについて、置かれている環境やその子の特徴などを考慮しながら、他の学校職員や関係機関、こどもの家庭と連携して問題を解決していく活動を行う。

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 IV 安心して子育てできる町

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																														
<h2>2 児童虐待への対応</h2> <p>【現状と課題】 (町子ども家庭相談センターの機能強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町における児童虐待相談件数は、近年30件程度で推移しており、2019年度は31件となっています。背景には、児童虐待を含む子どもや家庭の問題に対する町民等の意識・関心が高まり、多くの相談が寄せられるようになったことが考えられます。 児童虐待や、多様化・複雑化する子どもや家庭の問題に対し、適切かつ迅速に対応するため、更なるネットワークの強化や支援者の力量形成を図る必要があります。 <p>【基本方針】</p> <p>子ども自身の悩みや子どもに関する相談に適切かつ迅速に対処するため、地域の子育て・教育に関する関係機関と連携した総合相談体制により児童虐待の予防、早期発見、早期解決を図ります。</p> <p>＜施策目標(分野別目標)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談案件数</td> <td>総合的な相談を受けることで、児童虐待の早期発見につながる指標</td> <td>社会福祉行政報告</td> <td>399件(2019)</td> <td>400件</td> <td>子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	相談案件数	総合的な相談を受けることで、児童虐待の早期発見につながる指標	社会福祉行政報告	399件(2019)	400件	子ども教育課	<h2>3 子育てにかかわる相談対応</h2>  <p>【現状と課題】 (こども家庭センターの機能強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの「子育て包括支援センター(保健福祉課)」と「子ども家庭総合支援拠点(教育未来課)」の一体的な組織として「こども家庭センター」を設置し、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目ない対応と適切な支援や関係機関との連携を進めてきました。 児童虐待やヤングケアラー等、多様化・複雑化する子どもや家庭の問題に対し、適切かつ迅速に対応するため、更なるネットワークの強化やこどもソーシャルワーカーの力量形成を図る必要があります。 <p>【基本方針】</p> <p>子育てにかかわる相談に適切かつ迅速に対処するため、地域の子育て・教育に関する関係機関と連携した総合相談体制により、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援と子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を進めます。</p> <p>＜施策目標(分野別目標)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連携する関係機関数</td> <td>ネットワークの強化度合いを示す指標</td> <td>連携を行った関係機関数</td> <td>15機関(2024)</td> <td>15機関</td> <td>教育未来課</td> </tr> <tr> <td>こどもソーシャルワーカーの研修数</td> <td>こどもソーシャルワーカーの力量形成状況を示す指標</td> <td>こどもソーシャルワーカーを対象とした研修の回数</td> <td>7回(2024)</td> <td>7回</td> <td>教育未来課</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	連携する関係機関数	ネットワークの強化度合いを示す指標	連携を行った関係機関数	15機関(2024)	15機関	教育未来課	こどもソーシャルワーカーの研修数	こどもソーシャルワーカーの力量形成状況を示す指標	こどもソーシャルワーカーを対象とした研修の回数	7回(2024)	7回	教育未来課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																											
相談案件数	総合的な相談を受けることで、児童虐待の早期発見につながる指標	社会福祉行政報告	399件(2019)	400件	子ども教育課																											
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																											
連携する関係機関数	ネットワークの強化度合いを示す指標	連携を行った関係機関数	15機関(2024)	15機関	教育未来課																											
こどもソーシャルワーカーの研修数	こどもソーシャルワーカーの力量形成状況を示す指標	こどもソーシャルワーカーを対象とした研修の回数	7回(2024)	7回	教育未来課																											

4 ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家族の世話や介護などを日常的に行っている18歳未満の子ども。

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 IV 安心して子育てできる町

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																								
<p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>児童虐待への対応 (1) 町子ども家庭相談センターの機能強化</p> </div> <p>(1) 町子ども家庭相談センターの機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 町子ども家庭相談センターを中心に保健・医療・福祉・教育のネットワークを構築し、切れ目のない支援で町の子育て支援体制の充実を図ります。 ● 児童福祉法等改正により「子ども家庭総合支援拠点」として町子育て包括支援センターと連携し、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その保健・福祉・教育に関し必要な支援及び総合調整を実施します。 <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #f9cb9c;">主要事業名</th> <th style="background-color: #f9cb9c;">事業の説明</th> <th style="background-color: #f9cb9c;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #f9cb9c;">聖籠町要保護児童対策地域協議会</td> <td>協議会を構成する関係機関と連携し、虐待予防・早期発見、重症化を防ぐための支援をします。また、担当者による情報交換会や専門職による研修会を実施し、実践的な対応への理解を深めます。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f9cb9c;">転入児訪問</td> <td>子どものいる転入世帯に保健師及び子どもソーシャルワーカーが訪問し、必要な支援を行うとともに、児童虐待の予防・早期発見に努める。また、関係機関との情報共有を行います。</td> <td>子ども教育課 保健福祉課</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f9cb9c;">子どもソーシャルワーカーによる定期訪問</td> <td>子どもソーシャルワーカーが、担当学区の学校・園を週1回訪問し、子ども・家庭の状況把握や課題を早期に相談できる体制づくりを行う。また、各関係機関とのネットワークにより、要保護児童世帯を支援します。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f9cb9c;">子育て世代包括支援センター事業(再掲)</td> <td>各種支援事業の参加率・利用率の向上、乳幼児健診受診率100%を目指すとともに、町の課題、社会情勢に沿った支援事業を推進していきます。地区担当保健師は、子ども家庭相談センター等関係機関と連携し、妊娠期から子育て期(児童・生徒期も含む)にわたり全ての子育て世代を把握し、つながり、相談しやすい体制とさまざまな課題に対応できる個別支援を強化して、誰もが安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援していきます。</td> <td>保健福祉課 子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table> <p style="background-color: #f9cb9c; padding: 5px; margin-top: 10px;">3 就学支援体制の充実</p>	主要事業名	事業の説明	担当課	聖籠町要保護児童対策地域協議会	協議会を構成する関係機関と連携し、虐待予防・早期発見、重症化を防ぐための支援をします。また、担当者による情報交換会や専門職による研修会を実施し、実践的な対応への理解を深めます。	子ども教育課	転入児訪問	子どものいる転入世帯に保健師及び子どもソーシャルワーカーが訪問し、必要な支援を行うとともに、児童虐待の予防・早期発見に努める。また、関係機関との情報共有を行います。	子ども教育課 保健福祉課	子どもソーシャルワーカーによる定期訪問	子どもソーシャルワーカーが、担当学区の学校・園を週1回訪問し、子ども・家庭の状況把握や課題を早期に相談できる体制づくりを行う。また、各関係機関とのネットワークにより、要保護児童世帯を支援します。	子ども教育課	子育て世代包括支援センター事業(再掲)	各種支援事業の参加率・利用率の向上、乳幼児健診受診率100%を目指すとともに、町の課題、社会情勢に沿った支援事業を推進していきます。地区担当保健師は、子ども家庭相談センター等関係機関と連携し、妊娠期から子育て期(児童・生徒期も含む)にわたり全ての子育て世代を把握し、つながり、相談しやすい体制とさまざまな課題に対応できる個別支援を強化して、誰もが安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援していきます。	保健福祉課 子ども教育課	<p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>子育てにかかわる相談対応 (1) こども家庭センターの機能強化</p> </div> <p>(1) <u>こども家庭センターの機能強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保健・医療・福祉・教育のネットワークを構築し、<u>こども家庭センターを核として子育てに関わる相談対応の体制を整えます。</u> ● すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、<u>個々の家庭の課題・ニーズを踏まえた支援を継続的に行います。</u> <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #f9cb9c;">主要事業名</th> <th style="background-color: #f9cb9c;">事業の説明</th> <th style="background-color: #f9cb9c;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #f9cb9c;"><u>こども家庭センター運営事業</u></td> <td><u>多様化する子育て相談へのきめ細かな対応と適切な支援や多職種(保健・医療・福祉・教育)連携のネットワークを構築し、子どもの健やかな成長を支えます。また、こどもソーシャルワーカーの資質向上を図るため、事例検討や教育分析を深める研修会を行います。</u></td> <td>教育未来課</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f9cb9c;"><u>こども家庭センターにおける一体的支援(再掲)</u></td> <td>各種支援事業の参加率・利用率の向上、乳幼児健診受診率100%を目指すとともに、町の課題、社会情勢に沿った支援事業を推進していきます。地区担当保健師は、<u>こどもソーシャルワーカー等関係専門職・関係機関と連携し、妊娠期から子育て期(児童・生徒期も含む)にわたり全ての子育て世代を把握し、つながり、相談しやすい体制とさまざまな課題に対応できる個別支援を強化して、誰もが安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援していきます。</u></td> <td>保健福祉課 教育未来課</td> </tr> </tbody> </table> <p style="background-color: #f9cb9c; padding: 5px; margin-top: 10px;">4 就学支援体制の充実</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="background-color: #ff0000; color: white; padding: 5px; text-align: center;">1 児童・生徒の学び</div> <div style="background-color: #ff0000; color: white; padding: 5px; text-align: center;">4 児童・生徒の学び</div> <div style="background-color: #ff0000; color: white; padding: 5px; text-align: center;">10 児童・生徒の学び</div> </div>	主要事業名	事業の説明	担当課	<u>こども家庭センター運営事業</u>	<u>多様化する子育て相談へのきめ細かな対応と適切な支援や多職種(保健・医療・福祉・教育)連携のネットワークを構築し、子どもの健やかな成長を支えます。また、こどもソーシャルワーカーの資質向上を図るため、事例検討や教育分析を深める研修会を行います。</u>	教育未来課	<u>こども家庭センターにおける一体的支援(再掲)</u>	各種支援事業の参加率・利用率の向上、乳幼児健診受診率100%を目指すとともに、町の課題、社会情勢に沿った支援事業を推進していきます。地区担当保健師は、 <u>こどもソーシャルワーカー等関係専門職・関係機関と連携し、妊娠期から子育て期(児童・生徒期も含む)にわたり全ての子育て世代を把握し、つながり、相談しやすい体制とさまざまな課題に対応できる個別支援を強化して、誰もが安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援していきます。</u>	保健福祉課 教育未来課	
主要事業名	事業の説明	担当課																								
聖籠町要保護児童対策地域協議会	協議会を構成する関係機関と連携し、虐待予防・早期発見、重症化を防ぐための支援をします。また、担当者による情報交換会や専門職による研修会を実施し、実践的な対応への理解を深めます。	子ども教育課																								
転入児訪問	子どものいる転入世帯に保健師及び子どもソーシャルワーカーが訪問し、必要な支援を行うとともに、児童虐待の予防・早期発見に努める。また、関係機関との情報共有を行います。	子ども教育課 保健福祉課																								
子どもソーシャルワーカーによる定期訪問	子どもソーシャルワーカーが、担当学区の学校・園を週1回訪問し、子ども・家庭の状況把握や課題を早期に相談できる体制づくりを行う。また、各関係機関とのネットワークにより、要保護児童世帯を支援します。	子ども教育課																								
子育て世代包括支援センター事業(再掲)	各種支援事業の参加率・利用率の向上、乳幼児健診受診率100%を目指すとともに、町の課題、社会情勢に沿った支援事業を推進していきます。地区担当保健師は、子ども家庭相談センター等関係機関と連携し、妊娠期から子育て期(児童・生徒期も含む)にわたり全ての子育て世代を把握し、つながり、相談しやすい体制とさまざまな課題に対応できる個別支援を強化して、誰もが安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援していきます。	保健福祉課 子ども教育課																								
主要事業名	事業の説明	担当課																								
<u>こども家庭センター運営事業</u>	<u>多様化する子育て相談へのきめ細かな対応と適切な支援や多職種(保健・医療・福祉・教育)連携のネットワークを構築し、子どもの健やかな成長を支えます。また、こどもソーシャルワーカーの資質向上を図るため、事例検討や教育分析を深める研修会を行います。</u>	教育未来課																								
<u>こども家庭センターにおける一体的支援(再掲)</u>	各種支援事業の参加率・利用率の向上、乳幼児健診受診率100%を目指すとともに、町の課題、社会情勢に沿った支援事業を推進していきます。地区担当保健師は、 <u>こどもソーシャルワーカー等関係専門職・関係機関と連携し、妊娠期から子育て期(児童・生徒期も含む)にわたり全ての子育て世代を把握し、つながり、相談しやすい体制とさまざまな課題に対応できる個別支援を強化して、誰もが安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援していきます。</u>	保健福祉課 教育未来課																								

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 IV 安心して子育てできる町

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																																		
<p>【現状と課題】</p> <p>(就学援助)</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済的理由により援助が必要な児童生徒に対し、学用品の一部や学校給食費を援助していますが、経済状況の急激な変化により年度途中で必要となった場合の対応が求められています。 町の認定基準としている「世帯の所得額が生活保護基準額の1.1倍未満」は、県内他自治体と比較して低い水準であり利用できる保護者は限られることから、認定基準の引上げへの要望があります。 <p>(育英資金貸与)</p> <ul style="list-style-type: none"> 向上心があるにも関わらず、経済的な理由で就学が困難な大学・短大・専門学校の学生を対象にして、育英資金の貸与を行っていますが、入学決定の時期や経済状況の急激な変化により年度途中で必要となった場合の対応が求められています。 <p>【基本方針】</p> <p>経済的な理由により就学が困難な児童生徒のため、就学援助、育英資金などの支援制度をより利用しやすいものとするとともにその周知徹底を図ります。</p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育英制度の受付回数</td> <td rowspan="2">必要となった際の制度の利用しやすさを示す指標</td> <td>年間受付数</td> <td>2回</td> <td>随時</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>就学援助の受付回数</td> <td>年間受付数</td> <td>1回</td> <td>随時</td> <td>子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> 就学支援体制の充実 ➡ <div style="text-align: right;"> (1) 就学援助 (2) 育英資金貸与 </div> </div> <p>(1) 就学援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経済的理由により援助が必要な児童生徒に対して適切に支援できる制度の充実と制度の周知徹底に努めます。 <p>(2) 育英資金貸与</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 向上心があるにもかかわらず経済的な理由で就学が困難な者及び経済状況の変動により就学が困難にな 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	育英制度の受付回数	必要となった際の制度の利用しやすさを示す指標	年間受付数	2回	随時	子ども教育課	就学援助の受付回数	年間受付数	1回	随時	子ども教育課	<p>【現状と課題】</p> <p>(就学援助)</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済的理由により援助が必要な児童生徒に対し、学用品の一部や学校給食費を援助して<u>おり、世帯の経済状況が急激に変化した場合においても、年度途中で申請を可能としています。</u> 町の認定基準<u>について、「世帯の所得額が生活保護基準額の1.1倍未満」という県内の他自治体と比較しても低い水準であったことから、2021年度より「1.3倍未満」へと引き上げました。これにより、より多くの保護者が制度を利用できるようになったところです。</u> <u>制度の利用を必要とする方に情報が行き届くよう周知の徹底に努める必要があります。</u> <p>(育英資金貸与)</p> <ul style="list-style-type: none"> 向学心があるにも関わらず、経済的な理由で就学が困難な大学・短大・専門学校の学生を対象にして、育英資金の貸与を行っています。 <p>【基本方針】</p> <p>経済的な理由により就学が困難な児童生徒のため、就学援助、育英資金などの支援制度をより利用しやすいものとするとともにその周知徹底を図ります。</p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就学援助の受付期間</td> <td rowspan="2">必要となった際の制度の利用しやすさを示す指標</td> <td>年間受付回数</td> <td style="color: red;">随時</td> <td>随時</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>育英制度の受付期間</td> <td>年間受付回数</td> <td style="color: red;">随時</td> <td>随時</td> <td>子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> 就学支援体制の充実 ➡ <div style="text-align: right;"> (1) 就学援助 (2) 育英資金貸与 </div> </div> <p>(1) 就学援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経済的理由により援助が必要な児童生徒に対して適切に支援できる制度の充実と制度の周知徹底に努めます。 <p>(2) 育英資金貸与</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 向上心があるにもかかわらず経済的な理由で就学が困難な者及び経済状況の変動により就学が困難にな 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	就学援助の受付期間	必要となった際の制度の利用しやすさを示す指標	年間受付回数	随時	随時	子ども教育課	育英制度の受付期間	年間受付回数	随時	随時	子ども教育課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																															
育英制度の受付回数	必要となった際の制度の利用しやすさを示す指標	年間受付数	2回	随時	子ども教育課																															
就学援助の受付回数		年間受付数	1回	随時	子ども教育課																															
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																															
就学援助の受付期間	必要となった際の制度の利用しやすさを示す指標	年間受付回数	随時	随時	子ども教育課																															
育英制度の受付期間		年間受付回数	随時	随時	子ども教育課																															

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 IV 安心して子育てできる町

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																		
<p>った者に対しても柔軟に支援できる制度にするとともに、制度の周知徹底に努めます。</p> <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #f4a460;">主要事業名</th> <th style="background-color: #f4a460;">事業の説明</th> <th style="background-color: #f4a460;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就学支援事業</td> <td>経済的に困窮している家庭の児童生徒や特別支援学級に在籍している児童・生徒を支援します。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>育英資金貸与事業</td> <td>大学などへ進学する者及び在学中の者で経済的理由により修学が困難な者を支援します。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	就学支援事業	経済的に困窮している家庭の児童生徒や特別支援学級に在籍している児童・生徒を支援します。	子ども教育課	育英資金貸与事業	大学などへ進学する者及び在学中の者で経済的理由により修学が困難な者を支援します。	子ども教育課	<p>った者に対しても柔軟に支援できる制度にするとともに、制度の周知徹底に努めます。</p> <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #f4a460;">主要事業名</th> <th style="background-color: #f4a460;">事業の説明</th> <th style="background-color: #f4a460;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就学支援事業</td> <td>経済的に困窮している家庭の児童生徒や特別支援学級に在籍している児童・生徒を支援します。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>育英資金貸与事業</td> <td>大学などへ進学する者及び在学中の者で経済的理由により修学が困難な者を支援します。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	就学支援事業	経済的に困窮している家庭の児童生徒や特別支援学級に在籍している児童・生徒を支援します。	子ども教育課	育英資金貸与事業	大学などへ進学する者及び在学中の者で経済的理由により修学が困難な者を支援します。	子ども教育課	
主要事業名	事業の説明	担当課																		
就学支援事業	経済的に困窮している家庭の児童生徒や特別支援学級に在籍している児童・生徒を支援します。	子ども教育課																		
育英資金貸与事業	大学などへ進学する者及び在学中の者で経済的理由により修学が困難な者を支援します。	子ども教育課																		
主要事業名	事業の説明	担当課																		
就学支援事業	経済的に困窮している家庭の児童生徒や特別支援学級に在籍している児童・生徒を支援します。	子ども教育課																		
育英資金貸与事業	大学などへ進学する者及び在学中の者で経済的理由により修学が困難な者を支援します。	子ども教育課																		

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 V 人生100年時代の学び

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考
V 人生100年時代の学び	V 人生100年時代の学び	
1 生涯学習の展開	1 生涯学習の展開	
	関連する SDGs 	
【現状と課題】 (生涯学習の推進) <ul style="list-style-type: none"> 「だれでも、いつでも、どこでも学べる」生涯学習の機会を継続して町民に提供していくことが必要です。また、参加者の満足度を常に意識した事業を展開することが重要です。この取組により、生涯学習活動への参加率の向上を図り、町民参画による地域社会の形成を促していく必要があります。 「芸術・スポーツ文化のまち」として、生涯学習活動の活性化を図るため、優れた技能を有する人材への支援と、そのための仕組みづくりが重要です。 また、多様化する町民の学習ニーズに応えていくため、行政のみでなく、学校・家庭・地域・企業・NPOなどが連携できる仕組みをつくり、活動を支援していく必要があります。 生涯学習活動への参加率を向上させることで、生涯にわたって文化・芸術・スポーツに親しむ習慣を身につけ、活動を発展させていくことが望まれます。 また、これらの活動が自立・継続して行えるよう、指導者並びに後継者の育成に努めます。 (図書館の充実) <ul style="list-style-type: none"> 「人生100年時代」における図書館には、誰もが生涯を通じて学び続けることができるよう幅広い年代の多様なニーズに対応する機能が求められます。そのため、デジタル資料を含め幅広く資料を収集するとともに ICT を活用した図書館サービスを充実する必要があります。 中高生を中心とした若者の読書離れが進み、図書館の利用が減少する傾向にあります。 中高生向けの蔵書や事業などサービスの充実を図り、図書館の利用を促進する必要があります。 	【現状と課題】 (生涯学習の推進) <ul style="list-style-type: none"> 「だれでも、いつでも、どこでも学べる」生涯学習の機会を継続して町民に提供していくことが必要です。また、参加者の満足度を常に意識した事業を展開することが重要です。この取組により、生涯学習活動への参加率の向上を図り、町民参画による地域社会の形成を促していく必要があります。 「<u>芸術とスポーツが育む、心豊かな聖籠町</u>」として、生涯学習活動の活性化を図るため、優れた技能を有する人材への支援と、そのための仕組みづくりが重要です。 また、多様化する町民の学習ニーズに応えていくため、行政のみでなく、学校・家庭・地域・企業・NPOなどが連携できる仕組みをつくり、活動を支援していく必要があります。 生涯学習活動への参加率を向上させることで、生涯にわたって文化・芸術・スポーツに親しむ習慣を身につけ、活動を発展させていくことが望まれます。 また、これらの活動が自立・継続して行えるよう、指導者並びに後継者の育成を<u>目指します</u>。 (図書館の充実) <ul style="list-style-type: none"> 「人生100年時代」における図書館には、誰もが生涯を通じて学び続けることができるよう幅広い年代の多様なニーズに対応する機能が求められます。そのため、デジタル資料を含め幅広く資料を収集するとともに ICT を活用した図書館サービスを充実する必要があります。 <u>図書館は「すべての人に開かれた場」として、読書に際し、さまざまな理由で読書に困難を感じる方に対しても環境の整備や支援の充実を進める必要があります。</u> <u>電子書籍を含め、視覚や理解の特性に配慮した資料の収集や、より一人ひとりの状況やニーズに応じたサービスの検討が求められます。</u> 中高生を中心とした若者の読書離れは依然として課題であり、<u>読書や図書館利用を促す魅力ある蔵書・事業の充実が必要であります。</u> <u>移動図書館車については、2024年度に車両を更新し、小型トラック型から軽トラック型に変更しました。積載量は減少したものの、公募で決定した愛称「としまる」による親しみや新車効果もあり、貸出冊数は増加しました。今後も利用者ニーズに応じた選書により、読書環境の維持・拡充を目指し、移動図書館車の活用目的を達成する必要があります。</u> 	

¹ NPO (Non-Profit Organization) : 民間非営利団体。政府や企業などではできない社会的問題に、非営利で取り組む民間団体。

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 V 人生100年時代の学び

現行：第5次総合計画(前期基本計画2021▶2025)	(案)第5次総合計画(後期基本計画2026▶2030)	備考																																																						
<p>【基本方針】 生涯学習の推進を図るため、学校・家庭・地域・企業・NPOなどとの連携の強化を推進するとともに、町民のニーズと満足度の把握に努め、町民視点に立った事業を展開します。 地域社会の情報拠点として、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層の読書活動を支援し、町民の多様なニーズに対応できるよう図書館機能の充実を図ります。</p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生涯学習活動団体数</td> <td>生涯学習の充実度を示す指標</td> <td>登録団体数</td> <td>91団体(2019)</td> <td>107団体</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>生涯学習事業参加者満足度</td> <td>生涯学習の充実度を示す指標(アンケート)</td> <td>「満足」回答者数/回答者総数</td> <td>95.7%(2019)</td> <td>96.0%</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>地域学校協働本部サポーター数</td> <td>生涯学習の推進状況を示す指標</td> <td>サポーターの人数(延べ人数)</td> <td>1,612人(2019)</td> <td>2,000人</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>人口一人当たりの貸出点数</td> <td>図書館の利用状況を示す指標</td> <td>総貸出点数/人口</td> <td>9.9点(2019)</td> <td>11点</td> <td>図書館</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">生涯学習の展開</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">➡</div> <div style="margin-right: 10px;">(1) 生涯学習の推進</div> <div style="margin-right: 10px;">(2) 図書館の充実</div> </div> <p>(1) 生涯学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「町生涯学習推進計画」に基づき、町民の学習ニーズに応じていくため、学習に対する関心、意欲を高め、多様で継続的な学習活動を促進します。また、成果を生かせるような場・機会の充実に努めます。 ● 「町生涯スポーツ推進計画」に基づき、スポーツ指導者の育成、障がい者スポーツなどの分野も強化していきます。また、スポーツ関係団体、総合型地域スポーツクラブの支援を継続し、スポーツ文化の形成に努めます。 ● 学校・家庭・地域・企業・NPOなどとの連携強化と活動支援を推進します。 ● 町民ニーズの把握のために、定期的にアンケート調査を実施、検証の上、継続して事業の改善を行っていきます。 ● 多様化する町民ニーズを把握し、行政と町民との協働が促進されるよう、地域学校協働本部サポーターをはじめとするボランティアの育成と確保に努めます。 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	生涯学習活動団体数	生涯学習の充実度を示す指標	登録団体数	91団体(2019)	107団体	社会教育課	生涯学習事業参加者満足度	生涯学習の充実度を示す指標(アンケート)	「満足」回答者数/回答者総数	95.7%(2019)	96.0%	社会教育課	地域学校協働本部サポーター数	生涯学習の推進状況を示す指標	サポーターの人数(延べ人数)	1,612人(2019)	2,000人	社会教育課	人口一人当たりの貸出点数	図書館の利用状況を示す指標	総貸出点数/人口	9.9点(2019)	11点	図書館	<p>【基本方針】 生涯学習の推進を図るため、学校・家庭・地域・企業・NPOなどとの連携の強化を推進するとともに、町民のニーズと満足度の把握に努め、町民視点に立った事業を展開します。<u>また</u>、地域社会の情報拠点として、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層の読書活動を支援し、町民の多様なニーズに対応できるよう図書館機能の充実を図ります。</p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講座参加者数</td> <td>生涯学習の充実度を示す指標</td> <td>講座参加者数</td> <td><u>延べ</u> 4,022人 (2024)</td> <td><u>延べ</u> 4,100人</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>生涯学習事業参加者満足度</td> <td>生涯学習の充実度を示す指標(アンケート)</td> <td>「満足」回答者数/回答者総数</td> <td><u>100%</u> (2024)</td> <td>96.0%</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>人口一人当たりの貸出点数</td> <td>図書館の利用状況を示す指標</td> <td>総貸出点数/人口</td> <td><u>8.5点</u> (2024)</td> <td><u>10点</u></td> <td>図書館</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">生涯学習の展開</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">➡</div> <div style="margin-right: 10px;">(1) 生涯学習の推進</div> <div style="margin-right: 10px;">(2) 図書館の充実</div> </div> <p>(1) 生涯学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>町民が自らの関心や生活課題に応じて、だれでも・いつでも・どこでも学べる環境を整備します。</u> ● 「町生涯スポーツ推進計画」に基づき、スポーツ指導者の育成、障がい者スポーツなどの分野も強化していきます。また、スポーツ関係団体、総合型地域スポーツクラブ²の支援を継続し、スポーツ文化の形成に努めます。 ● 学校・家庭・地域・企業・NPOなどが<u>互いの強みを生かしながら、共に学び・共に支えるネットワークを形成します。</u> ● <u>学びの場や機会に関する情報を町民に分かりやすく届けるため、ホームページやSNS、広報紙などを活用した多様な情報発信を行います。</u> ● 多様化する町民ニーズを把握し、行政と町民との協働が促進されるよう、地域学校協働本部サポーターをはじめとするボランティアの育成と確保に努めます。 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	講座参加者数	生涯学習の充実度を示す指標	講座参加者数	<u>延べ</u> 4,022人 (2024)	<u>延べ</u> 4,100人	社会教育課	生涯学習事業参加者満足度	生涯学習の充実度を示す指標(アンケート)	「満足」回答者数/回答者総数	<u>100%</u> (2024)	96.0%	社会教育課	人口一人当たりの貸出点数	図書館の利用状況を示す指標	総貸出点数/人口	<u>8.5点</u> (2024)	<u>10点</u>	図書館	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																																																			
生涯学習活動団体数	生涯学習の充実度を示す指標	登録団体数	91団体(2019)	107団体	社会教育課																																																			
生涯学習事業参加者満足度	生涯学習の充実度を示す指標(アンケート)	「満足」回答者数/回答者総数	95.7%(2019)	96.0%	社会教育課																																																			
地域学校協働本部サポーター数	生涯学習の推進状況を示す指標	サポーターの人数(延べ人数)	1,612人(2019)	2,000人	社会教育課																																																			
人口一人当たりの貸出点数	図書館の利用状況を示す指標	総貸出点数/人口	9.9点(2019)	11点	図書館																																																			
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																																																			
講座参加者数	生涯学習の充実度を示す指標	講座参加者数	<u>延べ</u> 4,022人 (2024)	<u>延べ</u> 4,100人	社会教育課																																																			
生涯学習事業参加者満足度	生涯学習の充実度を示す指標(アンケート)	「満足」回答者数/回答者総数	<u>100%</u> (2024)	96.0%	社会教育課																																																			
人口一人当たりの貸出点数	図書館の利用状況を示す指標	総貸出点数/人口	<u>8.5点</u> (2024)	<u>10点</u>	図書館																																																			

² 総合型地域スポーツクラブ：人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいう。

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 V 人生100年時代の学び


現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																																				
<p>(2) 図書館の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもたちの心を豊かに育み、また生涯学習時代における「地域社会の情報拠点」として「だれでもが学び、培い、集い、情報を活用できる、暮らしの中の図書館」というコンセプトに基づいて、図書館の充実に努めます。 ● 幅広い年代の多様な情報ニーズに対応するため、デジタル資料を含め広く資料の充実に図ります。特に町への理解を深めることができるよう郷土・行政資料の収集に努めます。 ● 会議室など館内の施設や設備、スペースを活用し、町民のニーズに即した事業やサービスを行うことにより図書館の利用の促進を図ります。また、こども園や小中学校と連携し、家庭や地域のボランティアと協働することにより、図書館の機能と運営の充実に努めます。 ● 「聖籠町子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもたちの読書環境づくりを推進します。 ● 図書館の各種イベント、資料、テーマ展示等に関する情報をホームページやSNSなどさまざまな媒体で効果的に発信します。 ● 専門的知識を有する職員を配置し、研修や自己研鑽により資質の向上に努めます。 <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業・団体等との連携</td> <td>企業・団体等が持つノウハウを採り入れた生涯学習事業を展開するため、情報交換・共有の仕組みをつくります。</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>指導者・後継者育成</td> <td>生涯学習活動の活性化を図るため、指導者研修等を実施します。また、新たな学習参加者の増加を目指し、広報での啓発、定期利用団体との連携を促進します。</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>町民ニーズ調査の実施及び反映</td> <td>町民のニーズを把握するため、定期的にアンケート調査を実施し、事業の改善に反映させます。</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>高齢者学級</td> <td>「人生100年時代」の生涯学習として、高齢者の学びの機会を創出及び支援します。</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>本に親しめる環境の整備</td> <td>乳幼児から高齢者まで幅広く本に親しめる環境を整備し、町民の多様なニーズに合わせた運営に取り組みます。</td> <td>図書館</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 青少年健全育成の推進</p> <p>【現状と課題】</p>	主要事業名	事業の説明	担当課	企業・団体等との連携	企業・団体等が持つノウハウを採り入れた生涯学習事業を展開するため、情報交換・共有の仕組みをつくります。	社会教育課	指導者・後継者育成	生涯学習活動の活性化を図るため、指導者研修等を実施します。また、新たな学習参加者の増加を目指し、広報での啓発、定期利用団体との連携を促進します。	社会教育課	町民ニーズ調査の実施及び反映	町民のニーズを把握するため、定期的にアンケート調査を実施し、事業の改善に反映させます。	社会教育課	高齢者学級	「人生100年時代」の生涯学習として、高齢者の学びの機会を創出及び支援します。	社会教育課	本に親しめる環境の整備	乳幼児から高齢者まで幅広く本に親しめる環境を整備し、町民の多様なニーズに合わせた運営に取り組みます。	図書館	<p>(2) 図書館の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもたちの心を豊かに育み、また生涯学習時代における「地域社会の情報拠点」として「だれでもが学び、培い、集い、情報を活用できる、暮らしの中の図書館」というコンセプトに基づいて、図書館の充実に努めます。 ● 幅広い年代の多様な情報ニーズに対応するため、デジタル資料を含め広く資料の充実に図ります。特に町への理解を深めることができるよう郷土・行政資料の収集に努めます。 ● 会議室など館内の施設や設備、スペースを活用し、町民のニーズに即した事業やサービスを行うことにより図書館の利用の促進を図ります。また、<u>学校園</u>と連携し、家庭や地域のボランティアと協働することにより、図書館の機能と運営の充実に<u>目指します。</u> ● 「聖籠町<u>こども</u>読書活動推進計画」に基づき、子どもたちの読書環境づくりを推進します。 ● 図書館の各種イベント、資料、テーマ展示等に関する情報をホームページや SNS などさまざまな媒体で効果的に発信し、<u>町民の利用機会を広げます。</u> ● 専門的知識を有する職員を配置し、研修や自己研鑽により資質の向上に努めます。 <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業・団体等との連携</td> <td>企業・団体等が持つノウハウを採り入れた生涯学習事業を展開するため、情報交換・共有の仕組みをつくります。</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>指導者・後継者育成</td> <td>生涯学習活動の活性化を図るため、指導者研修等を実施します。また、新たな学習参加者の増加を目指し、広報での啓発、定期利用団体との連携を促進します。</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>町民ニーズ調査の実施及び反映</td> <td>町民のニーズを把握するため、定期的にアンケート調査を実施し、事業の改善に反映させます。</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>効果的な情報発信</td> <td><u>ホームページや SNS、広報紙等を通じ、学び情報を複数媒体で周知し、ターゲット層に届けます。</u></td> <td><u>社会教育課</u></td> </tr> <tr> <td>本に親しめる環境の整備</td> <td>乳幼児から高齢者まで幅広く本に親しめる環境を整備し、町民の多様なニーズに合わせた運営に取り組みます。</td> <td>図書館</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 青少年健全育成の推進</p> <p>関連する SDGs</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>4 質の高い教育をみんなに</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>11 持続可能な都市とコミュニティ</p> </div> </div> <p>【現状と課題】</p>	主要事業名	事業の説明	担当課	企業・団体等との連携	企業・団体等が持つノウハウを採り入れた生涯学習事業を展開するため、情報交換・共有の仕組みをつくります。	社会教育課	指導者・後継者育成	生涯学習活動の活性化を図るため、指導者研修等を実施します。また、新たな学習参加者の増加を目指し、広報での啓発、定期利用団体との連携を促進します。	社会教育課	町民ニーズ調査の実施及び反映	町民のニーズを把握するため、定期的にアンケート調査を実施し、事業の改善に反映させます。	社会教育課	効果的な情報発信	<u>ホームページや SNS、広報紙等を通じ、学び情報を複数媒体で周知し、ターゲット層に届けます。</u>	<u>社会教育課</u>	本に親しめる環境の整備	乳幼児から高齢者まで幅広く本に親しめる環境を整備し、町民の多様なニーズに合わせた運営に取り組みます。	図書館	
主要事業名	事業の説明	担当課																																				
企業・団体等との連携	企業・団体等が持つノウハウを採り入れた生涯学習事業を展開するため、情報交換・共有の仕組みをつくります。	社会教育課																																				
指導者・後継者育成	生涯学習活動の活性化を図るため、指導者研修等を実施します。また、新たな学習参加者の増加を目指し、広報での啓発、定期利用団体との連携を促進します。	社会教育課																																				
町民ニーズ調査の実施及び反映	町民のニーズを把握するため、定期的にアンケート調査を実施し、事業の改善に反映させます。	社会教育課																																				
高齢者学級	「人生100年時代」の生涯学習として、高齢者の学びの機会を創出及び支援します。	社会教育課																																				
本に親しめる環境の整備	乳幼児から高齢者まで幅広く本に親しめる環境を整備し、町民の多様なニーズに合わせた運営に取り組みます。	図書館																																				
主要事業名	事業の説明	担当課																																				
企業・団体等との連携	企業・団体等が持つノウハウを採り入れた生涯学習事業を展開するため、情報交換・共有の仕組みをつくります。	社会教育課																																				
指導者・後継者育成	生涯学習活動の活性化を図るため、指導者研修等を実施します。また、新たな学習参加者の増加を目指し、広報での啓発、定期利用団体との連携を促進します。	社会教育課																																				
町民ニーズ調査の実施及び反映	町民のニーズを把握するため、定期的にアンケート調査を実施し、事業の改善に反映させます。	社会教育課																																				
効果的な情報発信	<u>ホームページや SNS、広報紙等を通じ、学び情報を複数媒体で周知し、ターゲット層に届けます。</u>	<u>社会教育課</u>																																				
本に親しめる環境の整備	乳幼児から高齢者まで幅広く本に親しめる環境を整備し、町民の多様なニーズに合わせた運営に取り組みます。	図書館																																				

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 V 人生100年時代の学び

現行：第5次総合計画(前期基本計画2021▶2025)	(案)第5次総合計画(後期基本計画2026▶2030)	備考																																																
<p>(健全育成体制の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年が自主性と社会性を身につけて、健全に育っていくためには、家庭生活での家族のコミュニケーションが大切です。それとともに、学校・家庭・地域と連携しながら、「共育」を進め、それぞれの役割を果たすことが一層必要になっています。 青少年育成員や青少年健全育成町民会議などを通して、青少年が健全に育つための活動を展開しており、今後も青少年の健全育成のために環境の整備・充実に努めていく必要があります。 健全育成や就労・就学、健康などに関する青少年の情報が行政の部署間で共有されていない面があります。町として、より有効な対応を図るために、組織の横断的な連携を強化する必要があります。 スマートフォンなどメディア媒体による非行、犯罪やネットトラブル、いじめなどが増加する懸念があります。この問題への対策は、大人も含めたメディアに関する意識改革と、学校・家庭・地域との連携による取組が必要です。 <p>【基本方針】</p> <p>青少年健全育成町民会議や保護司会、民生委員児童委員協議会との協力や、行政組織等との横断的な連携を強化し、地域社会の環境の整備・充実と青少年の健全育成に向けた取組を推進します。</p> <p>また、メディア媒体に起因する非行、犯罪を防止するため、メディアに関する正しい知識の啓発を行うとともに学校・家庭・地域との連携の強化を推進します。</p> <p>＜施策目標(分野別目標)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青少年健全育成実施事業数</td> <td>青少年の非行等の実態と対策の周知度を示す指標</td> <td>実施事業数</td> <td>4事業(2019)</td> <td>4事業</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>放課後子ども対策事業(週末体験くらぶ)の参加者数</td> <td>放課後対策としての取組の充実度を示す指標</td> <td>延べ参加者数</td> <td>501人(2019)</td> <td>720人</td> <td>社会教育課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 青少年健全育成の推進 ➡ (1) 健全育成体制の充実 </div> <p>(1) 健全育成体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 青少年健全育成会などとの協力で、情報提供や地域社会の環境整備に努めます。 ● 放課後や休日における子どもたちの体験活動の機会の拡充に努めます。 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	青少年健全育成実施事業数	青少年の非行等の実態と対策の周知度を示す指標	実施事業数	4事業(2019)	4事業	社会教育課	放課後子ども対策事業(週末体験くらぶ)の参加者数	放課後対策としての取組の充実度を示す指標	延べ参加者数	501人(2019)	720人	社会教育課	<p>(健全育成体制の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年が自主性と社会性を身につけて、健全に育っていくためには、家庭生活での家族のコミュニケーションや信頼関係の形成が、青少年が人と人との関わりを深め自己肯定感を育むうえで重要です。それとともに、学校・家庭・地域と連携しながら、「共に育てる(共育)³」を進め、それぞれの役割を果たすことが一層必要になっています。 青少年育成員や青少年健全育成町民会議、<u>保護司、民生委員・児童委員</u>などを通して、青少年が健全に育つための活動を展開しており、<u>地域の居場所づくり・体験活動の機会拡大・青少年参加型プログラムの導入</u>など今後も青少年の健全育成のために環境の整備・充実に努めていく必要があります。 健全育成や就労・就学、健康などに関する青少年の情報が行政の部署間で共有されていない面があります。町として、より有効な対応を図るために、組織の横断的な連携を強化する必要があります。 スマートフォンなどメディア媒体による非行、犯罪やネットトラブル、いじめなどが増加する懸念があります。この問題への対策は、<u>「青少年を取り巻く有害環境対策」が重要な柱として挙げられています。本町においても、学校・家庭・地域それぞれでメディアに関する意識を高め、大人も含めたメディアに関する意識改革と、学校・家庭・地域との連携による取組が必要です。</u> <p>【基本方針】</p> <p><u>青少年が自らの可能性を信じ、社会の一員として主体的に生きる力を育むために、家庭・学校・地域・行政が一体となって支援する体制整備はもとより、</u>青少年健全育成町民会議や保護司会、民生委員児童委員協議会との協力や、行政組織等との横断的な連携を強化し、地域社会の環境の整備・充実と青少年の健全育成に向けた取組を推進します。</p> <p>＜施策目標(分野別目標)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青少年健全育成実施事業数</td> <td>青少年の非行等の実態と対策の周知度を示す指標</td> <td>実施事業数</td> <td><u>3事業(2024)</u></td> <td>4事業</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 青少年健全育成の推進 ➡ (1) 健全育成体制の充実 </div> <p>(1) 健全育成体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>青少年育成員や青少年健全育成町民会議、保護司、民生委員・児童委員</u>などとの協力で、情報提供や地域社会の環境整備に努めます。 ● <u>青少年が地域社会の中で人との関わりを学び、社会性・自立心・共感力を育てることができる環境を整</u> 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	青少年健全育成実施事業数	青少年の非行等の実態と対策の周知度を示す指標	実施事業数	<u>3事業(2024)</u>	4事業	社会教育課	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																																													
青少年健全育成実施事業数	青少年の非行等の実態と対策の周知度を示す指標	実施事業数	4事業(2019)	4事業	社会教育課																																													
放課後子ども対策事業(週末体験くらぶ)の参加者数	放課後対策としての取組の充実度を示す指標	延べ参加者数	501人(2019)	720人	社会教育課																																													
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																																													
青少年健全育成実施事業数	青少年の非行等の実態と対策の周知度を示す指標	実施事業数	<u>3事業(2024)</u>	4事業	社会教育課																																													
_____	_____	_____	_____	_____	_____																																													
_____	_____	_____	_____	_____	_____																																													
_____	_____	_____	_____	_____	_____																																													

³ 共育：親・教師・学校など教育権を持つ主体だけでなく、多様な立場や領域の人や組織が連携して教育を担うこと。

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 V 人生100年時代の学び

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																											
<ul style="list-style-type: none"> ● 保護司、民生委員・児童委員、子どもソーシャルワーカーなどとの協力や行政組織等の横断的な連携を強化し、若者の自立支援に努めます。 ● 青少年健全育成町民会議をはじめ関係組織間での情報共有を図るとともに学校・家庭・地域との連携を推進し、広範囲にわたる非行防止ネットワークの構築に努めます。 <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会環境整備・充実事業</td> <td>青少年の動向に関する情報提供・共有を目的とした会議を開催するとともに、有害図書等の実態把握や子ども110番の家の充実を図ります。</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>青少年非行防止連携事業</td> <td>青少年健全育成町民会議をはじめ関係組織間での情報共有を図るとともに学校・家庭・地域との連携を推進し、広範囲にわたる非行防止ネットワークの構築に努めます。</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>青少年健全育成事業</td> <td>地域が一体となり、青少年による非行・犯罪の防止に取り組む意識啓発を図るための事業を実施します。</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>放課後子ども対策事業</td> <td>週末体験くらぶなどの事業を推進し、放課後等の各種体験教室の拡充を図ります。</td> <td>社会教育課</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 文化の振興</p> <p>【現状と課題】 (文化の創造・遺産の保存)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本町の文化活動としての芸術鑑賞や講演などの催しにおいて、町民の参加者数を向上させるため、ニーズの調査・把握や宣伝・周知の方法を充実させていく必要があります。 ● また、芸術振興のため、関係団体の文化、芸能祭などへの参加促進や世代間の交流により、さらなる活性化を図る必要があります。 ● 本町の歴史的財産として文化財を保護していくため、専門職員を配置し、建物や施設の所有者の理解を得ながら的確な調査や維持管理をしており、今後も埋蔵文化財を含めた文化財の周知を徹底していく必要があります。 ● 集落に伝えられてきた祭りや良き風習が失われないよう、既存の芸能文化を守るとともに、新たな文化においても支援を継続する必要があります。 	主要事業名	事業の説明	担当課	社会環境整備・充実事業	青少年の動向に関する情報提供・共有を目的とした会議を開催するとともに、有害図書等の実態把握や子ども110番の家の充実を図ります。	社会教育課	青少年非行防止連携事業	青少年健全育成町民会議をはじめ関係組織間での情報共有を図るとともに学校・家庭・地域との連携を推進し、広範囲にわたる非行防止ネットワークの構築に努めます。	社会教育課	青少年健全育成事業	地域が一体となり、青少年による非行・犯罪の防止に取り組む意識啓発を図るための事業を実施します。	社会教育課	放課後子ども対策事業	週末体験くらぶなどの事業を推進し、放課後等の各種体験教室の拡充を図ります。	社会教育課	<p><u>備します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保護司、民生委員・児童委員、<u>こ</u>どもソーシャルワーカーなどとの協力や行政組織等の横断的な連携を強化し、若者の自立支援に努めます。 ● 青少年健全育成町民会議をはじめ関係組織間での情報共有を図るとともに学校・家庭・地域との連携を推進し、広範囲にわたる非行防止ネットワークの構築<u>を目指します。</u> <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会環境整備・充実事業</td> <td>青少年の動向に関する情報提供・共有を目的とした会議を開催するとともに、有害図書等の実態把握や子ども110番の家⁴の充実を図ります。</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>青少年非行防止連携事業</td> <td>青少年健全育成町民会議をはじめ関係組織間での情報共有を図るとともに学校・家庭・地域との連携を推進し、広範囲にわたる非行防止ネットワークの構築に努めます。</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>青少年健全育成事業</td> <td>地域が一体となり、青少年による非行・犯罪の防止に取り組む意識啓発を図るための事業を実施します。</td> <td>社会教育課</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 文化の振興</p> <p>関連する SDGs</p>  <p>【現状と課題】 (文化の創造・遺産の保存)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本町では、<u>芸術鑑賞会や講演会、文化・芸能祭などの催しが実施されているものの、町民の参加者数が十分に伸びていないという課題があります。</u>町民の参加者数を向上させるため、ニーズの調査・把握や宣伝・周知の方法を充実させていく必要があります。 ● また、芸術振興のため、関係団体の文化、芸能祭などへの参加促進や世代間の交流により、さらなる活性化を図る必要があります。 ● 本町の歴史的財産として文化財を保護していくため、専門職員を配置し、建物や施設の所有者の理解を得ながら的確な調査や維持管理をしており、今後も<u>埋蔵文化財や地域に伝承されてきた無形文化(祭り・風習・芸能)の保存・継承に関しては、所有者・地域団体の理解・参画をさらに促進</u>していく必要があります。 ● <u>地域の集落に伝わる祭りや芸能・風習が、高齢化・担い手不足・地域構造の変化・資金不足等により、</u> 	主要事業名	事業の説明	担当課	社会環境整備・充実事業	青少年の動向に関する情報提供・共有を目的とした会議を開催するとともに、有害図書等の実態把握や子ども110番の家 ⁴ の充実を図ります。	社会教育課	青少年非行防止連携事業	青少年健全育成町民会議をはじめ関係組織間での情報共有を図るとともに学校・家庭・地域との連携を推進し、広範囲にわたる非行防止ネットワークの構築に努めます。	社会教育課	青少年健全育成事業	地域が一体となり、青少年による非行・犯罪の防止に取り組む意識啓発を図るための事業を実施します。	社会教育課	
主要事業名	事業の説明	担当課																											
社会環境整備・充実事業	青少年の動向に関する情報提供・共有を目的とした会議を開催するとともに、有害図書等の実態把握や子ども110番の家の充実を図ります。	社会教育課																											
青少年非行防止連携事業	青少年健全育成町民会議をはじめ関係組織間での情報共有を図るとともに学校・家庭・地域との連携を推進し、広範囲にわたる非行防止ネットワークの構築に努めます。	社会教育課																											
青少年健全育成事業	地域が一体となり、青少年による非行・犯罪の防止に取り組む意識啓発を図るための事業を実施します。	社会教育課																											
放課後子ども対策事業	週末体験くらぶなどの事業を推進し、放課後等の各種体験教室の拡充を図ります。	社会教育課																											
主要事業名	事業の説明	担当課																											
社会環境整備・充実事業	青少年の動向に関する情報提供・共有を目的とした会議を開催するとともに、有害図書等の実態把握や子ども110番の家 ⁴ の充実を図ります。	社会教育課																											
青少年非行防止連携事業	青少年健全育成町民会議をはじめ関係組織間での情報共有を図るとともに学校・家庭・地域との連携を推進し、広範囲にわたる非行防止ネットワークの構築に努めます。	社会教育課																											
青少年健全育成事業	地域が一体となり、青少年による非行・犯罪の防止に取り組む意識啓発を図るための事業を実施します。	社会教育課																											

⁴ 子ども110番の家：子どものための緊急避難所設置の取り組み、その取組によって設置された避難所

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 V 人生100年時代の学び

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																																				
<p>【基本方針】 文化体験の機会提供のために、文化財の保護、管理や民俗資料館での効果的な展示に努めるとともに、「地域の教育力再生」の一環として、地域の良き風習の継承や集落住民間の結びつき、伝統芸能の担い手の育成などに向けた支援を行います。</p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化会館事業の来場者数</td> <td>芸術文化振興の状況を示す指標</td> <td>来場者数</td> <td>3,666人(2019)</td> <td>5,400人</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>民俗資料館利用者数</td> <td>民俗資料館の充実度を示す指標</td> <td>来館者及び出前授業参加者数</td> <td>315人(2019)</td> <td>370人</td> <td>社会教育課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> 文化の振興 ➡ (1) 文化の創造・遺産の保存 </div> <p>(1) 文化の創造・遺産の保存</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 町民に多様な文化体験の機会を提供していくとともに、その機会の周知に努めます。 ● 本町の誇れる歴史的財産を見つけ出し、継続、発展していくように努めます。 ● 町民の芸術文化活動の支援を図り、発表の機会・場の充実に努めます。 ● 文化的遺産の保存管理及びその所有者への支援保護の体制づくりの推進に努めます。 ● 本町の民俗資料館に漁村・農村の歴史を保存し、興味を持って歴史を学べるように努めます。また、資料の収集、保管、展示及び調査研究にあたるための専門員の配置を検討します。 ● 本町内に点在している歴史的財産について、町全体としてのつながりや文化を検討し、歴史文化の発信に努めます。 ● 本町の文化・伝統の継承・創造・発展の担い手を地域で支え育てる体制づくりを推進し、支援します。 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	文化会館事業の来場者数	芸術文化振興の状況を示す指標	来場者数	3,666人(2019)	5,400人	社会教育課	民俗資料館利用者数	民俗資料館の充実度を示す指標	来館者及び出前授業参加者数	315人(2019)	370人	社会教育課	<p><u>継続が危ぶまれているケースがあります。</u>集落に伝えられてきた祭りや良き風習が失われないよう、既存の芸能文化を守るとともに、新たな文化においても支援を継続する必要があります。</p> <p>【基本方針】 <u>文化は町民の心を豊かにし、地域の誇りと魅力を形づくるものであります。先人の築いた豊かな文化は、次世代へ継承すべき地域資源であることから、</u>文化財の保護、管理や民俗資料館での効果的な展示に努めるとともに、「地域の教育力再生」の一環として、<u>町民が多様な文化活動に親しみ、創造的な文化を育むとともに、</u>地域の良き風習の継承や集落住民間の結びつき、伝統芸能の担い手の育成などに向けた支援を行います。</p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化会館事業の来場者数</td> <td>芸術文化振興の状況を示す指標</td> <td>来場者数</td> <td><u>6,737人(2024)</u></td> <td><u>6,800人</u></td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>民俗資料館利用者数</td> <td>民俗資料館等の充実度を示す指標</td> <td>来館者<u>(資料展示館含む)</u>及び出前授業参加者数</td> <td><u>559人(2024)</u></td> <td><u>650人</u></td> <td>社会教育課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> 文化の振興 ➡ (1) 文化の創造・遺産の保存 </div> <p>(1) 文化の創造・遺産の保存</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>町民が気軽に文化・芸術に親しみ、多様な文化体験を通して心豊かな時間を過ごせる環境を整備します。</u> ● <u>本町の誇れる歴史的価値を掘り起こし、次世代に受け継ぐとともに、地域の誇りとして発信します。</u> ● 町民の芸術文化活動の支援を図り、<u>町民が自ら芸術文化を創造し、発表できる環境</u>の充実に努めます。 ● 文化的遺産の保存管理及びその所有者への支援保護の体制づくりの推進に努めます。 ● 町の民俗資料館等に、漁村・農村の<u>暮らしの歴史を保存・展示し、町民が歴史を学び地域に誇りを持つる環境を整備します。</u> ● 本町内に点在している歴史的財産について、町全体の<u>文化的つながりを可視化し</u>、歴史文化の発信に努めます。 ● 本町の文化・伝統の継承・創造・発展の担い手を地域で支え育てる体制づくりを推進し、支援します。 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	文化会館事業の来場者数	芸術文化振興の状況を示す指標	来場者数	<u>6,737人(2024)</u>	<u>6,800人</u>	社会教育課	民俗資料館利用者数	民俗資料館等の充実度を示す指標	来館者 <u>(資料展示館含む)</u> 及び出前授業参加者数	<u>559人(2024)</u>	<u>650人</u>	社会教育課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																																	
文化会館事業の来場者数	芸術文化振興の状況を示す指標	来場者数	3,666人(2019)	5,400人	社会教育課																																	
民俗資料館利用者数	民俗資料館の充実度を示す指標	来館者及び出前授業参加者数	315人(2019)	370人	社会教育課																																	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																																	
文化会館事業の来場者数	芸術文化振興の状況を示す指標	来場者数	<u>6,737人(2024)</u>	<u>6,800人</u>	社会教育課																																	
民俗資料館利用者数	民俗資料館等の充実度を示す指標	来館者 <u>(資料展示館含む)</u> 及び出前授業参加者数	<u>559人(2024)</u>	<u>650人</u>	社会教育課																																	

第5次総合計画(後期基本計画) 第3章 未来を創る子どもの育成 V 人生100年時代の学び

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)			(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)			備考
【主要事業】			【主要事業】			
主要事業名	事業の説明	担当課	主要事業名	事業の説明	担当課	
芸術文化鑑賞の推進事業	豊かな感性を育むため芸術鑑賞や講演会を開催します。	社会教育課	芸術文化鑑賞の推進事業	豊かな感性を育むため芸術鑑賞や講演会を開催します。	社会教育課	
文化的遺産の保存支援整備事業	本町の遺産として文化財を発掘、保護し、保存管理に努めます。	社会教育課	文化的遺産の保存支援整備事業	本町の遺産として文化財を発掘、保護し、保存管理に努めます。	社会教育課	
伝統芸能、新たな文化の支援	伝統芸能の担い手や、新たな文化活動を育成、支援します。	社会教育課	伝統芸能、新たな文化の支援	伝統芸能の担い手や、新たな文化活動を育成、支援します。	社会教育課	
歴史と文化の拠点づくりの推進	民俗資料館の整備、文化財の保護、資料収集、保管展示や調査研究の専門職員を配置します。	社会教育課	歴史と文化の拠点づくりの推進	民俗資料館の整備、文化財の保護、資料収集、保管展示や調査研究の専門職員を配置します。	社会教育課	